投資信託説明書(請求目論見書) 使用開始日 2025.7.17

JA海外債券ファンド

追加型投信/海外/債券

本書により行うJA海外債券ファンドの受益権の募集については、委託者である農林中金全共連アセットマネジメント株式会社は、金融商品取引法(昭和23年法律第25号)第5条の規定により有価証券届出書を2025年7月16日に関東財務局長に提出しており、2025年7月17日にその効力が発生しております。

農林中金全共連アセットマネジメント株式会社

本書は金融商品取引法第13条の規定に基づく目論見書です。

【発行者名】農林中金全共連アセットマネジメント株式会社【代表者の役職氏名】代表取締役社長 八木 正展【本店の所在の場所】東京都千代田区九段南一丁目6番5号【縦覧に供する場所】該当事項はありません。

≪目次≫

		頁
第一部	【証券情報】	1
第二部	【ファンド情報】	4
第1	【ファンドの状況】	4
第 2	【管理及び運営】	37
第3	【ファンドの経理状況】	45
第4	【内国投資信託受益証券事務の概要】	83
第三部	【委託会社等の情報】	84
第1	【委託会社等の概況】	84

約款

本書は、投資家の請求により交付される投資信託説明書 (請求目論見書)です。本書を請求された場合には、投資信託 説明書 (交付目論見書)に加え、本書の内容をご確認のうえで注文いただきますようお願いいたします。

第一部【証券情報】

(1) 【ファンドの名称】

JA海外債券ファンド (以下「ファンド」という場合があります。)

(2) 【内国投資信託受益証券の形態等】

追加型証券投資信託(振替内国投資信託受益権)

ファンドの受益権は、社債、株式等の振替に関する法律(以下「社振法」といいます。)の 規定の適用を受け、受益権の帰属は、後述の「(11)振替機関に関する事項」に記載の振替機 関及び当該振替機関の下位の口座管理機関(社振法第2条に規定する「口座管理機関」をいい、振替機関を含め、以下「振替機関等」といいます。)の振替口座簿に記載または記録されることにより定まる受益権 ることにより定まります(以下、振替口座簿に記載または記録されることにより定まる受益権 を「振替受益権」といいます。)。委託者である農林中金全共連アセットマネジメント株式会 社は、やむを得ない事情等がある場合を除き、当該振替受益権を表示する受益証券を発行しま せん。また、振替受益権には無記名式や記名式の形態はありません。

農林中金全共連アセットマネジメント株式会社の依頼により、信用格付業者(金融商品取引法第2条第36項に規定する信用格付業者をいう。以下同じ。)から提供され、若しくは閲覧に供された信用格付(金融商品取引法第2条第34項に規定する信用格付をいう。以下同じ。)又は信用格付業者から提供され、若しくは閲覧に供される予定の信用格付はありません。

(3) 【発行(売出)価額の総額】

1兆円を上限とします。

(4)【発行(売出)価格】

取得申込受付日の翌営業日の基準価額※とします。

※ 基準価額とは、信託財産の純資産総額を計算日における受益権総口数で除した1口当りの価額をいいま す。基準価額は、組入有価証券等の値動きなどにより日々変動します。

なお、基準価額は、便宜上、1万口当りに換算した価額で表示する場合があります。

基準価額は、原則として委託者の営業日において日々算出され、委託者(下記参照)または 販売会社^(注) に問い合わせることにより知ることができます。

農林中金全共連アセットマネジメント株式会社のお問い合わせ窓口

<フリーダイヤル>0120-439-244 (営業日の午前9時から午後5時まで)

<ホームページアドレス>https://www.ja-asset.co.jp/

(注) 委託者、委託者の指定する第一種金融商品取引業者および登録金融機関を総称してまたはそれぞれ を「販売会社」ということがあります。(以下同じ。)

なお、販売会社と販売会社以外の第一種金融商品取引業者および登録金融機関が取次契約を結ぶ ことにより、当ファンドの申し込みを販売会社に取り次ぐ場合があります。

(5)【申込手数料】

<通常(確定拠出年金制度に基づく申込の取扱いは除きます。以下同じ。)の申込>の場合申込手数料は、取得申込受付日の翌営業日の基準価額に販売会社が個別に定める手数料率を乗じて得た額とします。

本書提出日現在、手数料率の上限は1.65%(税抜1.5%)となっております。 詳しくは、委託者(下記参照)または販売会社にお問い合わせください。

農林中金全共連アセットマネジメント株式会社のお問い合わせ窓口

<フリーダイヤル>0120-439-244 (営業日の午前9時から午後5時まで)

<ホームページアドレス>https://www.ja-asset.co.jp/

- ※ 上記申込手数料率には、申込手数料に係る消費税および地方消費税(以下「消費税等」といいます。)に相当する金額が含まれております。
- ※ 「分配金再投資(累積投資)コース」 (注) により収益分配金を再投資する場合の申込手数料は、無 手数料となります。
- ※ 販売会社によっては、償還乗換え優遇措置等の適用が受けられる場合があります。
- (注) 当ファンドには、「分配金受取(一般) コース」と「分配金再投資(累積投資) コース」があります。
- ※ 「分配金受取(一般) コース」とは、収益の分配時に、分配金が税引き後、受益者に支払われるコース(以下「分配金受取コース」といいます。)をいいます。
- ※ 「分配金再投資(累積投資)コース」とは、収益の分配時に、分配金が税引き後、自動的に無手数料で再投資されるコース(以下「分配金再投資コース」といいます。)をいいます。
- <確定拠出年金制度に基づく申込 (注) >の場合

農林中金全共連アセットマネジメント株式会社・・・無手数料

(注) 「確定拠出年金制度に基づく申込」とは、確定拠出年金法に規定する加入者等の行った運用の指図に基づき、同法に規定する資産管理機関又は連合会(同法に基づき連合会が事務を委託した者を含みます。)が行う申込をいいます。(以下同じ。)

(6) 【申込単位】

<通常の申込>の場合

販売会社が個別に定める単位とします。

詳しくは、販売会社にお問い合わせください。

ただし、「分配金再投資コース」により収益分配金を再投資する場合の申込単位は、1口の 整数倍とします。

<確定拠出年金制度に基づく申込>の場合 1円以上1円単位とします。

(7) 【申込期間】

2025年7月17日から2026年1月16日までとします。 (継続申込期間) ※ 上記期間満了前に有価証券届出書を提出することによって更新されます。

(8)【申込取扱場所】

<通常の申込>の場合

当ファンドの申込取扱場所(販売会社)については下記の照会先までお問い合わせください。

■照会先

農林中金全共連アセットマネジメント株式会社のお問い合わせ窓口 <フリーダイヤル>0120-439-244 (営業日の午前9時から午後5時まで) <ホームページアドレス>https://www.ja-asset.co.jp/

<確定拠出年金制度に基づく申込>の場合 農林中金全共連アセットマネジメント株式会社

(9) 【払込期日】

取得申込者は、申込代金[※]を販売会社の指定する日までに販売会社に支払うものとします。 振替受益権に係る各取得申込日の発行価額の総額は、追加信託が行われる日に販売会社により委託者である農林中金全共連アセットマネジメント株式会社の指定する口座を経由して、受託者である三菱UFJ信託銀行株式会社の指定するファンド口座に払い込まれます。

※ 「申込代金」とは、申込金額(取得申込受付日の翌営業日の基準価額×申込口数)に販売会社が個別に 定める申込手数料および当該申込手数料に係る消費税等に相当する金額を加算した額をいいます。

(10) 【払込取扱場所】

上記「(8)申込取扱場所」に同じです。

受益権の取得申込者は、申込代金を販売会社において支払うものとします。

(11) 【振替機関に関する事項】

ファンドの受益権に係る振替機関は下記の通りです。 株式会社 証券保管振替機構

(12) 【その他】

該当事項はありません。

第二部【ファンド情報】

第1【ファンドの状況】

1【ファンドの性格】

(1) 【ファンドの目的及び基本的性格】

当ファンドは、信託財産の長期的な成長を目指して運用を行います。

一般社団法人 投資信託協会が定める「商品分類に関する指針」に基づくファンドの商品分類は以下のとおりです。

(当ファンドが該当する部分を網掛け表示しています。定義などの詳細については、一般社団法人 投資信託協会のホームページ < https://www.toushin.or.jp/>をご覧ください。)

商品分類表

単位型・追加型	投資対象地域	投資対象資産 (収益の源泉)	
	国内 株式		
单位型投信 	10073	債券	
	海外	不動産投信	
	2015A-040	その他資産()	
	内外	資産複合	

追加型投信: 一度設定されたファンドであってもその後追加設定が行われ従来の信託財産とともに 運用されるファンドをいう。

外:目論見書又は投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に海外の 資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。

債 **券:** 目論見書又は投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に債券を 源泉とする旨の記載があるものをいう。

属性区分表

(当ファンドは、ファミリーファンド方式の為、商品分類 (表紙) と属性区分における投資対象資産は異なります。)

	投資対象資産	決算頻度	投資対象地域	投資形態	為替ヘッジ	
株	式	年1回	グローバル (除く日本)			
	一般	11.0		ファミリー ファンド		
	大型株	年2回	日本		あり ()	
	中小型株	420	北米			
债	券	年4回	53853355			
	一般	440	欧州			
	公債	年6回	アジア			
	社債	(隔月)	10.5.11			
	その他債券	年12回	オセアニア			
	クレジット属性 ()	(毎月)	中南米		7	
不	動産投信		0.0170480	ファンド		
	の他資産 投資信託証券:債券(一般))	日々	アフリカ	・オブ・ファンズ	なし	
資源	産複合()		中近東	ON TO STREET		
	資産配分固定型	その他、	(中東)			
	資産配分変更型	()	エマージング			

※属性区分に記載している「為替ヘッジ」は、対円での為替リスクに対するヘッジの有無を記載して おります。

その他資産:組入れている資産を記載するものとする。

年 1 回:日論見書又は投資信託約款において、年1回決算する旨の記載があるものをいう。

グローバル:目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益が世界の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。なお、「世界の資産」の中に「日本」を含むか含まないかを明確に記載するよのとする。

ないかを明確に記載するものとする。 **ファミリーファンド:** 目論見書又は投資信託約款において、親投資信託(ファンド・オブ・ファンズにのみ 投資されるものを除く。)を投資対象として投資するものをいう。

為替ヘッジなし:目論見書又は投資信託約款において、為替のヘッジを行なわない旨の記載があるもの 又は為替のヘッジを行う旨の記載がないものをいう。

<信託金の限度額>

委託者は、受託者と合意のうえ、金1兆円を限度として信託金を追加できるものとし、追加 信託が行われたときは、受託者はその引受けを証する書面を委託者に交付します。

委託者は、受託者と合意のうえ、上記の限度額を変更することができます。 (信託の目的、 金額および信託金の限度額(約款第2条))

<ファンドの特色>

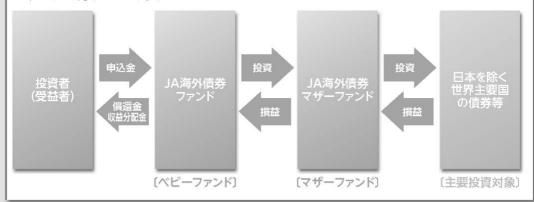
1 日本を除く世界各国の債券等に投資します。

- 当ファンドは、ファミリーファンド方式で運用を行います。
- 当ファンドは、JA海外債券マザーファンドへの投資を通じて、日本を除く世界主要国の国債を中心とした公社債等へ投資します。
- 投資対象とする債券は、原則として投資適格債(BBB-格相当以上)とし、ポートフォリオ全体の平均格付け(保有している債券に係る信用格付けを加重平均したもの)は原則としてA格以上を維持します。

「ファンドの仕組み」

当ファンドは、ファミリーファンド方式で運用を行います。

ファミリーファンド方式とは、投資者(受益者)から投資された資金をまとめてベビーファンドとし、その資金を主としてマザーファンドに投資して、実質的な運用をマザーファンドで行うものです。



2 FTSE世界国債インデックス(除く日本、当社円換算 ベース)を中長期的に上回る成果を目指します。

■ 当ファンドは、FTSE世界国債インデックス(除く日本、当社円換算ベース)をベンチマーク*とします。

※「ベンチマーク」とは、ファンドの運用目標となる指標であり、また運用成果を検証する際の基準となります。

- FTSE世界国債インデックス(除く日本)は、FTSE Fixed Income LLCにより運営され、日本を除く世界主要国の国債の総合収益率を各市場の時価総額で加重平均した債券インデックスです。同指数はFTSE Fixed Income LLCの知的財産であり、指数に関するすべての権利はFTSE Fixed Income LLCが有しています。当インデックスの主な構成国は、米国・カナダ(北米)・ドイツ・フランス・イタリア・英国(欧州)・シンガポール・オーストラリア(アジア・オセアニア)などです。
- 当ファンドの運用にあたっては、同インデックス(米ドルベース)をもとに、FTSE Fixed Income LLCの承諾を得たうえで、当社が独自に円換算したものを採用しています。
- 当インデックスは、年金の外国債券運用等においてもベンチマークとして数多く 採用されています。

マザーファンドの外貨建資産の運用および為替取引の指図に関する 権限を、ウエリントン・マネージメントに委託します。

■ 世界有数の運用会社のひとつであるウエリントン・マネージメントがベンチマーク対比で以下の運用 を行います。これらの運用手法に広く分散することによって、安定的な超過収益の獲得を目指します。 また、ベンチマーク対比でのリスク管理も行います。

トップダウン・アプローチ

国別配分	投資対象国別およびグローバルなファンダメンタルズ分析と各国別の債券および通貨のリスク・リターン分析に基づき、相対的に魅力的な国の債券や通貨の投資比率を引き上げます。
デュレーション調整	ファンダメンタルズ分析に基づく金利見通しによりファンドの組入債券の入れ替え等によるデュレーション調整を行います。
イールドカーブ調整	イールドカーブ(金利の利回り曲線)の動きを予測してファンドの組入債券の残存期間別配分を調整します。
通貨配分	投資対象国のファンダメンタルズ分析によって為替相場の動きを予測して、ファンド全体に対するリスク管理に配慮しつつ、為替ポジション調整を行います。
セクター配分	セクター別のファンダメンタルズ分析に基づき、金利スプレッド比較等のセクター調査を行い、相対的に魅力的なセクター(国債、社債等の債券種別)の投資比率を引き上げます。

ボトムアップ・アプローチ

1	個別銘柄選択	投資適格銘柄のうち財務・信用力分析、相対的バリュエーション分析に基づき割安な銘柄の債券を選
	الكريار الهرار الهرار العرار العالم	択します。

ウエリントン・マネージメントの概要

2	3 称	ウエリントン・マネージメント・ カンパニー・エルエルピー	ウエリントン・マネージメント香港 リミテッド	ウエリントン・マネージメント・ インターナショナル・リミテッド
戸	在地	米国 マサチューセッツ州 ボストン	中華人民共和国 香港	英国 ロンドン

※上記3社を総称して「ウエリントン・マネージメント」といいます。

特 徴: ●世界で最古の運用機関のひとつ ■1928年に創業の長い歴史を持つ独立系投資運用会社

●世界で有数の運用機関のひとつ

東京等に拠点、世界60ヵ国以上の2,400を超える顧客に資産運

用サービスを提供

資金動向・市況動向等によっては、上記のような運用ができない場合があります。

主な投資制限

- JA海外債券マザーファンドへの投資割合には、制限を設けません。
- 外貨建資産への実質投資割合には、制限を設けません。

分配方針

毎年10月16日(休業日の場合は翌営業日)に諸経費等を控除後の利子・配当収益 および売買益(評価益を含みます。)等の全額を分配対象額とし、分配金額は、委託 会社が基準価額水準、市況動向等を勘案して決定します。

ただし、分配対象額が少額の場合には、分配を行わないこともあります。

※将来の分配金の支払いおよびその金額について保証するものではありません。

(2) 【ファンドの沿革】

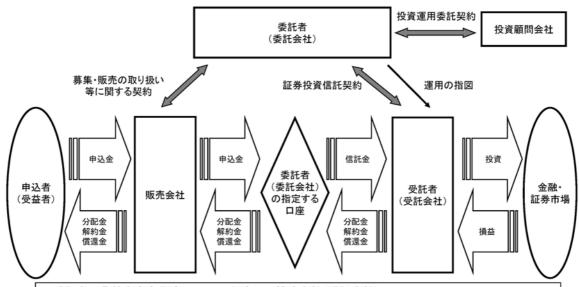
2000年11月24日 有価証券届出書の提出

2000年12月11日 募集開始日

2000年12月22日 信託契約締結日、ファンドの設定および運用開始日

2007年1月4日 振替制度へ移行

(3) 【ファンドの仕組み】



≪委託者≫農林中金全共連アセットマネジメント株式会社(委託会社)

- ①信託財産の運用指図
- ②目論見書および運用報告書の作成 等
- ※委託者は、当ファンドにおいて販売会社としての役割も有しています。

≪販売会社≫

- ①ファンドの募集の取扱い・販売および一部解約の請求の受付
- ②目論見書および運用報告書の交付
- ③収益分配金、償還金および一部解約金の支払い 等

≪受託者≫三菱UFJ信託銀行株式会社(受託会社)(再信託受託会社:日本マスタートラスト信託銀行株式会社)

- ①信託財産の保管・管理・計算
- ②追加信託に係る振替機関への通知 等

≪投資顧問会社≫ウエリントン・マネージメント・カンパニー・エルエルピー

(Wellington Management Company LLP)

ウエリントン・マネージメント香港リミテッド

(Wellington Management Hong Kong Ltd)

ウエリントン・マネージメント・インターナショナル・リミテッド

(Wellington Management International Ltd)

委託者から外貨建資産の運用および為替取引の指図に関する権限の委託を受け、「JA海外債券マザーファンド」における運用の指図、投資判断、発注等を行います。

委託者(委託会社)の概況(2025年5月30日現在)

- ① 資本金の額
 - 1,466百万円
- ② 沿 革

1993年9月28日農中投信株式会社設立

10月8日 証券投資信託委託業の免許取得

10月13日 営業開始

1996年8月20日投資顧問業務の登録

9月30日投資一任業務認可取得

10月1日エヌケイユー投資顧問株式会社と合併し、同日付で「農中投信投資顧問株式会社」へ商号変更

2000年10月1日「農林中金全共連アセットマネジメント株式会社」へ商号変更 2007年9月30日金融商品取引業の登録

③ 大株主の状況

株主名	住所	持株数 (株)	持株比率 (%)
農林中央金庫	東京都千代田区大手町1丁目2番1号	19, 551	66. 66
全国共済農業協同組合連合会	東京都千代田区平河町2丁目7番9号	9, 779	33. 34

(注)農林中央金庫が保有する株式は普通株式19,550株および議決権を有しないA種優先株式1 株であり、全国共済農業協同組合連合会が保有する株式は普通株式9,778株および議決権を有 しないB種優先株式1株です。

なお、議決権保有比率の状況は次のとおりです。

農林中央金庫

66, 66%

全国共済農業協同組合連合会

33. 34%

(参考)

ウエリントン・マネージメントの概要

名 称	ウエリントン・マネージメント・ カンパニー・エルエルピー	ウエリントン・マネージメント香港 リミテッド	ウエリントン・マネージメント・ インターナショナル・リミテッド
所在地	米国 マサチューセッツ州 ボストン	中華人民共和国 香港	英国 ロンドン

※上記3社を総称して「ウエリントン・マネージメント」といいます。

特 徴: ●世界で最古の運用機関のひとつ ■1928年に創業の長い歴史を持つ独立系投資運用会社

●世界で有数の運用機関のひとつ

グローバルな事業展開

■ボストンに本拠を構え、ロンドン、シンガポール、香港、シドニー、 東京等に拠点、世界60ヵ国以上の2,400を超える顧客に資産運 用サービスを提供

2【投資方針】

(1) 【投資方針】

a. 基本方針(運用の基本方針)※

この投資信託は、信託財産の長期的な成長を目指して運用を行います。

※ 「運用の基本方針」および「約款第〇条」とは、信託約款の条項等と対応しております。(以下同じ。)

b. 運用方法(運用の基本方針)

① 投資対象

JA海外債券マザーファンド受益証券を主要投資対象とします。 なお、日本を除く世界各国の公社債に直接投資する場合もあります。

② 投資態度

- (イ) JA海外債券マザーファンド受益証券を主要投資対象とし、当社が円ベースに換算した FTSE世界国債インデックス (除く日本) を上回る投資成果を目指します。
- (ロ)主要投資対象であるJA海外債券マザーファンドの運用にあたりましては、主として日本を除く世界各国の公社債、アセットバック証券およびモーゲージ証券等に投資を行うことにより、当社が円ベースに換算したFTSE世界国債インデックス(除く日本)に対しての超過収益の獲得に努めます。JA海外債券マザーファンドの運用につきましては、ウエリントン・マネージメント・カンパニー・エルエルピー、ウエリントン・マネージメント香港リミテッドおよびウエリントン・マネージメント・インターナショナル・リミテッドに外貨建資産の運用および為替取引の指図に関する権限を委託します。

なお、JA海外債券マザーファンド受益証券の組入比率は原則として高位に保ちます。

- (ハ) 実質組入外貨建資産につきましては、原則として為替変動リスクを回避するための為替 ヘッジは行いません。また、通貨に関して、外国為替の売買の予約取引を行うことによ り、収益の追求に努めることもあります。
- (二) 資金動向、市況動向等によっては、上記のような運用ができない場合があります。

(2) 【投資対象】

a. 投資の対象とする資産の種類(約款第14条の2)

- この信託において投資の対象とする資産の種類は、次に掲げるものとします。
- ① 次に掲げる特定資産 (「特定資産」とは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第1項で定めるものをいいます。以下同じ。)
 - イ. 有価証券
 - ロ. デリバティブ取引に係る権利(金融商品取引法第2条第20項に規定するものをいい、約款第20条、第21条および第22条に定めるものに限ります。)
 - ハ. 金銭債権
 - 二. 約束手形
- ② 次に掲げる特定資産以外の資産
 - イ. 為替手形

b. 運用の指図範囲等(約款第15条第1項から第3項)

- ① 委託者は、信託金を、主として農林中金全共連アセットマネジメント株式会社を委託者とし、三菱UFJ信託銀行株式会社を受託者として締結されたJA海外債券マザーファンド(以下「親投資信託」といいます。)の受益証券ならびに第1号から第18号(下記1.~18.)までの有価証券(金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。)に投資することを指図します。
 - 1. 株券または新株引受権証書
 - 2. 国債証券
 - 3. 地方債証券
 - 4. 特別の法律により法人の発行する債券
 - 5. 社債券(新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債券(以下「分離型新株引受権付社債券」といいます。)の新株引受権証券、転換社債、ならびに新株予約権付社債のうち会社法第236条第1項第3号の財産が当該新株予約権付社債についての社債であって当該社債と当該新株予約権がそれぞれ単独で存在し得ないことをあらかじめ明確にしているもの(以下会社法施行前の旧商法第341条ノ3第1項第7号および第8号の定めがある新株予約権付社債を含め「転換社債型新株予約権付社債」といいます。)を除きます。)
 - 6. 特定目的会社に係る特定社債券(金融商品取引法第2条第1項第4号で定めるものをいいます。)
 - 7. 特別の法律により設立された法人の発行する出資証券(金融商品取引法第2条第1項第6号で定めるものをいいます。)
 - 8. 協同組織金融機関に係る優先出資証券(金融商品取引法第2条第1項第7号で定めるものをいいます。)
 - 9. 特定目的会社に係る優先出資証券(金融商品取引法第2条第1項第8号で定めるものをいいます。)
 - 10. コマーシャル・ペーパー
 - 11. 外国または外国の者の発行する証券または証書で、第1号から第10号(上記1. \sim 10.)の証券または証書の性質を有するもの
 - 12. 外国貸付債権信託受益証券(金融商品取引法第2条第1項第18号で定めるものをいいます。)
 - 13. 預託証書(金融商品取引法第2条第1項第20号で定めるものをいいます。)
 - 14. 外国法人が発行する譲渡性預金証書
 - 15. 指定金銭信託の受益証券(金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に限ります。)
 - 16. 抵当証券(金融商品取引法第2条第1項第16号で定めるものをいいます。)
 - 17. 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行 信託の受益証券に表示されるべきもの
 - 18. 外国の者に対する権利で第17号(上記17.) の有価証券の性質を有するもの

なお、第1号(上記1.)の証券または証書、第11号(上記11.)ならびに第13号(上記13.)の証券または証書のうち第1号(上記1.)の証券または証書の性質を有するものを以下「株式」といい、第2号から第6号(上記2.~6.)までの証券および第11号(上記11.)ならびに第13号(上記13.)の証券または証書のうち第2号から第6号(上記2.~

- 6.) までの証券の性質を有するものを以下「公社債」といいます。
- ② 委託者は、信託金を、第1項(上記①)に掲げる有価証券のほか、次に掲げる金融商品(金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。以下本条において同じ。)により運用することを指図することができます。
 - 1. 預金
 - 2. 指定金銭信託(金融商品取引法第2条第1項第14号に規定する受益証券発行信託を除きます。)
 - 3. コール・ローン
 - 4. 手形割引市場において売買される手形
 - 5. 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第2項第1号で定めるもの
 - 6. 外国の者に対する権利で前号(上記②5.) の権利の性質を有するもの
- ③ 第1項(上記①)の規定にかかわらず、この信託の設定、解約、償還、投資環境の変動等への対応等、委託者が運用上必要と認めるときには、委託者は、信託金を第2項第1号から第6号(上記②1.~6.)までに掲げる金融商品により運用することの指図ができます。

(3)【運用体制】

1. 運用体制

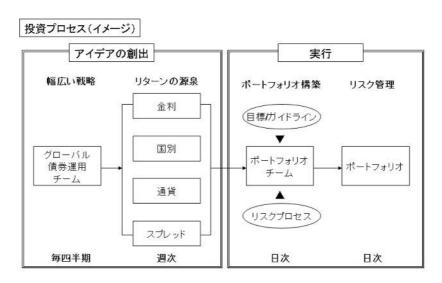
JA海外債券ファンドは、以下の投資プロセスに基づいた組織的運用を行います。

JA海外債券ファンドは、JA海外債券マザーファンドを主要投資対象とします。

なお、同マザーファンドにおける外貨建資産・為替の運用は、ウエリントン・マネージメントに委託しています。

(1) ウエリントン・マネージメントの運用プロセス(外貨建資産・為替の運用)

ポートフォリオのデュレーション、国別配分、通貨配分、イールドカーブ、セクター配分、銘柄選択の6つのファクターに関し調査・戦略立案し、ポートフォリオ構築を行います。



(2) 当ファンドの運用プロセス

① ウェリントン・マネージメントによる運用計画の立案

当社は、毎月、ウエリントン・マネージメントに対して、上記プロセスに基づく外貨建資 産・為替の運用に関する運用計画を立案させています。

② 全体の運用計画の立案

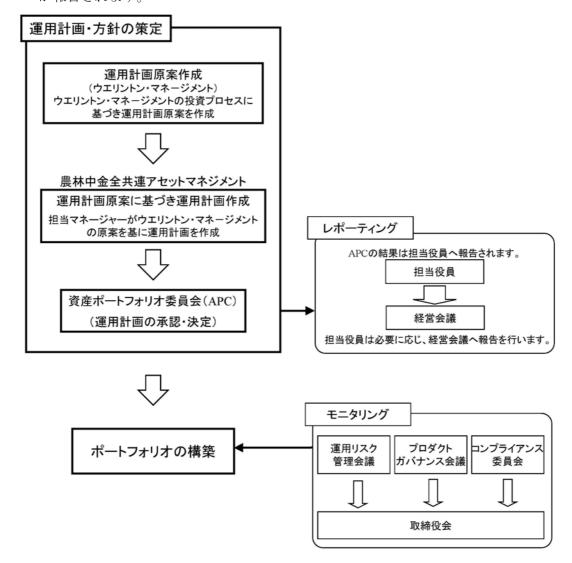
担当ファンドマネージャーは、投資信託約款および投資ガイドライン等に照らし、ウエリントン・マネージメントの運用計画案が適正であることを確認のうえ、ファンド全体としての運用計画を立案します。

③ 運用計画の決定

運用計画案は、資産ポートフォリオ委員会 (APC) において、議論されたうえ、決定されます。

④ 運用状況のモニタリング

運用リスク、運用計画のモニタリングおよびパフォーマンス分析はプロダクトガバナンス 部運用リスク管理グループが行い、運用リスク管理会議においてモニタリング・分析結果が 報告されます。また、法令遵守等のモニタリングはプロダクトガバナンス部運用リスク管理 グループが行い、コンプライアンス委員会ならびに運用リスク管理会議にモニタリング結果 が報告されます。



2. ファンドの運用に携わる人員等

部署	人員
運用部	120名程度
	(うち 投資判断に携わる者 85名程度)
トレーディング部	10名程度
コンプライアンス部	10名程度
プロダクトガバナンス部	30名程度

3. ファンドの関係者に対する管理体制等

委託者は、ファンドの関係法人である受託会社およびJA海外債券マザーファンドの外貨建 資産・為替の運用の委託を行うウエリントン・マネージメントについて、その財務状況、管理 体制、法令遵守体制等について定期的にモニタリングを行うとともに、必要に応じ適宜ヒアリ ング等を実施します。

※ 運用体制は、本書提出日現在のものであり、今後変更となる場合があります。

(4)【分配方針】

a. 収益分配方針 (運用の基本方針 3. 収益分配方針)

毎決算時(原則として毎年10月16日、休業日の場合は翌営業日。)に、原則として以下の方針に基づき収益分配を行います。

① 分配対象額の範囲

諸経費等を控除後の利子・配当収益および売買益(評価益を含みます。)等の全額とします。

② 分配対象額についての分配方針

分配金額は、委託者が基準価額水準、市況動向等を勘案して決定します。

※ 原則として、親投資信託に帰属する利子・配当収益のうち、信託財産に帰属する利子・配当収益を中心に分配を行います。

ただし、分配対象額が少額の場合には、分配を行わないこともあります。

③ 留保益の運用方針

留保益の運用については特に制限を設けず、委託者の判断に基づき、元本部分と同一の運用を行います。

b. 収益の分配方式(約款第40条)

- ① 信託財産から生じる毎計算期末における利益は、次の方法により処理します。
 - 1.配当金、利子、貸付有価証券に係る品貸料およびこれらに類する収益から支払利息を控除した額(以下「配当等収益」といいます。)は、諸経費、信託報酬および当該信託報酬に係る消費税等に相当する金額を控除した後、その残額を受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配金にあてるため、その一部を分配準備積立金として積み立てることができます。
 - 2. 売買損益に評価損益を加減した利益金額(以下「売買益」といいます。)は、諸経費、 信託報酬および当該信託報酬に係る消費税等に相当する金額を控除し、繰越欠損金のある ときは、その全額を売買益をもって補てんした後、受益者に分配することができます。な お、次期以降の分配にあてるため、分配準備積立金として積み立てることができます。
- ② 毎計算期末において、信託財産につき生じた損失は、次期に繰り越します。

c. 収益分配金の支払い等

- ① 収益分配金は、決算日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者(当該収益分配金にかかる決算日以前において一部解約が行われた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該収益分配金にかかる決算日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とします。)に、原則として決算日から起算して5営業日までに、支払いを開始するものとします。
- ② 「分配金再投資コース」をお申し込みの場合は、収益分配金は税引き後無手数料で再投資されますが、再投資により増加した受益権は、振替口座簿に記載または記録されます。

(5) 【投資制限】

- a. 親投資信託への投資制限(運用の基本方針 2. 運用方法(3)投資制限) JA海外債券マザーファンド受益証券への投資割合には、制限を設けません。
- **b. 株式への投資制限**(運用の基本方針 2. 運用方法(3)投資制限、約款第15条第4項および第5項)

委託者は、信託財産に属する株式の時価総額と親投資信託の信託財産に属する当該株式の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額が、信託財産の純資産総額の100分の10を超えることとなる投資の指図をしません。

上記において信託財産に属するとみなした額とは、信託財産に属する親投資信託の受益証券の時価総額に親投資信託の信託財産の純資産総額に占める当該資産の時価総額の割合を乗じて 得た額をいいます。

c. **外貨建資産への投資制限**(運用の基本方針 2. 運用方法(3)投資制限) 外貨建資産への実質投資割合には、制限を設けません。

d. 投資する株式の範囲(約款第17条)

委託者が投資することを指図する株式は、取引所に上場されている株式の発行会社の発行するものとします。ただし、株主割当または社債権者割当により取得する株式については、この限りではありません。

- e. **同一銘柄の株式への投資制限**(運用の基本方針 2. 運用方法 (3) 投資制限、約款第18 条)
 - ① 委託者は、信託財産に属する同一銘柄の株式の時価総額と親投資信託の信託財産に属する 当該同一銘柄の株式の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額が、信託財 産の純資産総額の100分の5を超えることとなる投資の指図をしません。
 - ② 第1項(上記①)において信託財産に属するとみなした額とは、信託財産に属する親投資信託の受益証券の時価総額に親投資信託の信託財産の純資産総額に占める当該資産の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。

f. 信用取引の指図範囲(約款第19条)

- ① 委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、信用取引により株券を売付けることの 指図をすることができます。なお、当該売付けの決済については、株券の引渡しまたは買戻 しにより行うことの指図をすることができるものとします。
- ② 第1項(上記①)の信用取引の指図は、当該売付けに係る建玉の時価総額と親投資信託の 信託財産に属する当該売付けに係る建玉の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額 (信託財産に属する親投資信託の受益証券の時価総額に親投資信託の信託財産の純資産総額 に占める当該売付けに係る建玉の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。)との合計額 が信託財産の純資産総額の範囲内とします。
- ③ 信託財産の一部解約等の事由により、第2項(上記②)の売付けに係る建玉の時価総額の合計額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託者は速やかに、その超える額に相当する売付けの一部を決済するための指図をするものとします。
- g. 先物取引等の運用指図(運用の基本方針 2. 運用方法(3)投資制限、約款第20条)
 - ① 委託者は、わが国の取引所における有価証券先物取引(金融商品取引法第28条第8項第3号イに掲げるものをいいます。)、有価証券指数等先物取引(金融商品取引法第28条第8項第3号ロに掲げるものをいいます。)ならびに有価証券オプション取引(金融商品取引法第28条第8項第3号ハに掲げるものをいいます。)および外国の取引所におけるこれらの取引と類似の取引を行うことの指図をすることができます。なお、選択権取引はオプション取引に含めて取り扱うものとします(以下同じ。)。
 - ② 委託者は、わが国の取引所における通貨に係る先物取引ならびにオプション取引および外 国の取引所における通貨に係るこれらの取引と類似の取引を行うことの指図をすることがで きます。
 - ③ 委託者は、わが国の取引所における金利に係る先物取引ならびにオプション取引および外国の取引所におけるこれらの取引と類似の取引を行うことの指図をすることができます。
- h. スワップ取引の運用指図 (運用の基本方針 2. 運用方法 (3) 投資制限、約款第21条)
 - ① 委託者は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するためならびに価格変動リスクおよび為替変動リスクを回避するため、異なった通貨、異なった受取金利または異なった受取金利とその元本を一定の条件のもとに交換する取引(以下「スワップ取引」といいます。)を行うことの指図をすることができます。

- ② スワップ取引の指図にあたっては、当該取引の契約期限が原則として約款第3条に定める 信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能な ものについてはこの限りではありません。
- ③ スワップ取引の指図にあたっては、当該信託財産に係るスワップ取引の想定元本の総額と 親投資信託の信託財産に係るスワップ取引の想定元本の総額のうち信託財産に属するとみな した額との合計額(以下「スワップ取引の想定元本の合計額」といいます。以下本項におい て同じ。)が、信託財産の純資産総額を超えないものとします。なお、信託財産の一部解約 等の事由により、上記純資産総額が減少して、スワップ取引の想定元本の合計額が信託財産 の純資産総額を超えることとなった場合には、委託者は速やかに、その超える額に相当する スワップ取引の一部の解約を指図するものとします。
- ④ 第3項(上記③)において、親投資信託の信託財産に係るスワップ取引の想定元本の総額のうち信託財産に属するとみなした額とは、信託財産に属する親投資信託の受益証券の時価総額に親投資信託の信託財産の純資産総額に占める当該スワップ取引の想定元本の総額の割合を乗じて得た額をいいます。
- ⑤ スワップ取引の評価は、当該取引契約の相手方が市場実勢金利などをもとに算出した価額 で評価するものとします。
- ⑥ 委託者は、スワップ取引を行うにあたり担保の提供あるいは受け入れが必要と認めたときは、担保の提供あるいは受け入れの指図を行うものとします。
- i. 金利先渡取引および為替先渡取引の運用指図(運用の基本方針 2. 運用方法(3)投資制限、約款第22条)
 - ① 委託者は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するためならびに価格変動リスクおよび為替変動リスクを回避するため、金利先渡取引および為替先渡取引を行うことの指図をすることができます。
 - ② 金利先渡取引および為替先渡取引の指図にあたっては、当該取引の決済日が、原則として 約款第3条に定める信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内 で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。
 - ③ 金利先渡取引および為替先渡取引の評価は、当該取引契約の相手方が市場実勢金利等をもとに算出した価額で評価するものとします。
 - ④ 委託者は、金利先渡取引および為替先渡取引を行うにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めたときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行うものとします。
- j. デリバティブ取引等に係る投資制限(運用の基本方針 2. 運用方法(3)投資制限) デリバティブ取引等については、一般社団法人投資信託協会の規則に定める合理的な方法に より算出した額が、信託財産の純資産総額を超えないものとします。
- k. 信用リスク集中回避のための投資制限(運用の基本方針 2. 運用方法(3)投資制限) 一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則として、それぞれ10%、合計で20%以内とすることとし、当該比率を超えることとなった場合には、委託者は、同規則に従い当該比率以内となるよう調整を行うこととします。
- 1. 有価証券の貸付の指図および範囲(約款第23条)
 - ① 委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、信託財産に属する株式および公社債を 第1号(下記1.) および第2号(下記2.) の範囲内で貸付けることの指図をすることが できます。
 - 1. 株式の貸付は、貸付時点において、貸付株式の時価合計額が、信託財産で保有する株式の時価合計額の50%を超えないものとします。
 - 2. 公社債の貸付は、貸付時点において、貸付公社債の額面金額の合計額が、信託財産で保有する公社債の額面金額の合計額の50%を超えないものとします。
 - ② 第1項第1号(上記①1.) および第2号(上記①2.) に定める限度額を超えることと なった場合には、委託者は、速やかにその超える額に相当する契約の一部の解約を指図する ものとします。

③ 委託者は、有価証券の貸付にあたって必要と認めたときは、担保の受入れの指図を行うものとします。

m. 特別の場合の外貨建有価証券への投資制限 (約款第24条)

外貨建有価証券への投資については、わが国の国際収支上の理由等により特に必要と認められる場合には、制約されることがあります。

n. 外国為替予約の指図(約款第25条)

- ① 委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、外国為替の売買の予約取引の指図をすることができます。
- ② 第1項(上記①)の予約取引の指図は、信託財産に係る為替の買予約の合計額と売予約の合計額との差額につき円換算した額が、信託財産の純資産総額を超えないものとします。ただし、信託財産に属する外貨建資産と親投資信託の信託財産に属する外貨建資産のうち信託財産に属するとみなした額(信託財産に属する親投資信託の受益証券の時価総額に親投資信託の信託財産の純資産総額に占める外貨建資産の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。)との合計額について、為替変動リスクを回避するために行う当該予約取引の指図については、この限りではありません。
- ③ 第2項(上記②)の限度額を超えることとなった場合には、委託者は所定の期間内に、その超える額に相当する為替予約の一部を解消するための外国為替の売買の予約取引の指図をするものとします。

o. 一部解約の請求および有価証券売却等の指図(約款第31条)

委託者は、信託財産に属する親投資信託の受益証券に係る信託契約の一部解約の請求および信託財産に属する有価証券の売却等の指図ができます。

p. 再投資の指図(約款第32条)

委託者は、約款第31条(上記 o.)の規定による一部解約の代金および売却代金、有価証券に係る償還金等、株式の清算分配金、有価証券等に係る利子等、株式の配当金およびその他の収入金を再投資することの指図ができます。

q. 資金の借入れ(約款第33条)

- ① 委託者は、信託財産の効率的な運用ならびに運用の安定性に資するため、一部解約に伴う支払資金の手当て(一部解約に伴う支払資金の手当てのために借入れた資金の返済を含みます。)を目的として、または再投資に係る収益分配金の支払資金の手当てを目的として、資金借入れ(コール市場を通じる場合を含みます。)の指図を行うことができます。なお、当該借入金をもって有価証券等の運用は行わないものとします。
- ② 一部解約に伴う支払資金の手当てに係る借入期間は、受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の売却代金の受渡日までの間または受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の解約代金入金日までの間もしくは受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の償還金の入金日までの期間が5営業日以内である場合の当該期間とし、資金借入額は当該有価証券等の売却代金、有価証券等の解約代金および有価証券等の償還金の合計額を限度とします。ただし、資金の借入額は、借入指図を行う日における信託財産の純資産総額の10%を超えないこととします。
- ③ 収益分配金の再投資に係る借入期間は、信託財産から収益分配金が支弁される日からその翌営業日までとし、資金借入額は収益分配金の再投資額を限度とします。
- ④ 借入金の利息は信託財産中より支弁します。
- r. デリバティブ取引に係る制限(金融商品取引法第42条の2第7号、金融商品取引業等に関する内閣府令第130条第1項第8号)

委託者は、運用財産に関し、金利、通貨の価格、金融商品市場における相場その他の指標に係る変動その他の理由により発生し得る危険に対応する額としてあらかじめ金融商品取引業者等が定めた合理的な方法により算出した額が当該運用財産の純資産額を超えることとなる場合において、デリバティブ取引(新株予約権証券、新投資口予約権証券又はオプションを表示する証券若しくは証書に係る取引及び選択権付債券売買を含む。)を行い、又は継続することを内容とした運用を行わないこととなっております。

s. **同一の法人の発行する株式**(投資信託及び投資法人に関する法律第9条及び同法施行規則第20条)

委託者は、同一の法人の発行する株式を、その運用の指図を行うすべての委託者指図型投資信託につき、投資信託財産として有する当該株式に係る議決権(株主総会において決議をすることができる事項の全部につき議決権を行使することができない株式についての議決権を除き、会社法(平成17年法律第86号)第879条第3項の規定により議決権を有するものとみなされる株式についての議決権を含む。)の総数が、当該株式に係る議決権の総数に100分の50の率を乗じて得た数を超えることとなる場合においては、投資信託財産をもって取得することを受託者に指図しないこととなっております。

「JA海外債券マザーファンドの概要」

運用の基本方針

約款第11条に基づき、委託者の定める運用の基本方針は次のものとします。

1. 基本方針

この投資信託は、信託財産の長期的な成長を目指して運用を行います。

2. 運用方法

(1) 投資対象

日本を除く世界各国の公社債を主要投資対象とします。

- (2) 投資態度
 - ① 主として日本を除く世界各国の公社債、アセットバック証券およびモーゲージ証券等に 投資を行うことにより、当社が円ベースに換算したFTSE世界国債インデックス(除く日本)を上回る投資成果を目指します。
 - ② 運用にあたりましては、ウエリントン・マネージメント・カンパニー・エルエルピー、ウエリントン・マネージメント香港リミテッドおよびウエリントン・マネージメント・インターナショナル・リミテッドに外貨建資産の運用および為替取引の指図に関する権限を委託します。

この投資信託は、原則としてファンダメンタルズ分析と計量分析を併用した手法により、割安銘柄の発掘および投資ならびに各通貨間での為替運用を行い、当社が円ベースに換算したFTSE世界国債インデックス(除く日本)に対しての超過収益の獲得に努めます。また、投資対象とする公社債は、BBBマイナス格相当以上の格付を有する投資適格債とし、格付の低下により投資不適格となった場合には、該当銘柄の流動性を考慮しつつ、速やかに売却するよう指図を行います。

なお、公社債等の主要投資証券の組入比率は原則として高位に保ちます。

- ③ 組入外貨建資産につきましては、原則として為替変動リスクを回避するための為替ヘッジは行いません。また、通貨に関して、外国為替の売買の予約取引を行うことにより、収益の追求に努めることもあります。
- ④ 資金動向、市況動向等によっては、上記のような運用ができない場合があります。
- (3) 投資制限
 - ① 株式への投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以内とします。
 - ② 外貨建資産への投資割合には、制限を設けません。
 - ③ 同一銘柄の株式への投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以内とします。
 - ④ 有価証券先物取引等は、約款第16条の範囲で行います。
 - ⑤ スワップ取引は、約款第17条の範囲で行います。
 - ⑥ 金利先渡取引および為替先渡取引は、約款第18条の範囲で行います。
 - ⑦ デリバティブ取引等については、一般社団法人投資信託協会の規則に定める合理的な方法により算出した額が、信託財産の純資産総額を超えないものとします。
 - ⑧ 一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則として、それぞれ10%、合計で20%以内とすることとし、当該比率を超えることとなった場合には、委託者は、同規則に従い当該比率以内となるよう調整を行うこととします。

3【投資リスク】

(1) 投資リスク

当ファンドの取得申込者には、慎重に投資判断を行うために、当ファンドの投資目的、リスクおよび留意事項を認識することが求められます。当ファンドは、マザーファンドへの投資を通じて実質的に債券など値動きのある証券(外貨建証券は為替変動リスクもあります。)を投資対象としているため、基準価額は変動します。したがって、受益者の皆様の投資元金は保証されているものではなく、基準価額の下落により、損失を被り、投資元金を割り込むことがあります。ファンドの運用による損益は、すべて受益者の皆様に帰属します。また、投資信託は、預貯金と異なります。

当ファンドが有する主なリスクは以下のとおりです。

① 金利変動リスク

一般に、債券(公社債等)の価格は市場金利の変動等を受けて変動します。市場金利が上昇した場合には、ファンドに組入れている債券の価格が下落し、ファンドの基準価額が下落する要因となります。債券価格の下落幅は債券の残存期間、発行体および債券の種類等によって異なります。

② 為替変動リスク

一般に、外貨建資産は当該通貨の円に対する外国為替相場の変動(円高・円安)の影響を受け、その円換算した価値も変動します。外国為替相場が外貨建資産の当該通貨に対して円高となった場合には、ファンドに組入れている外貨建資産の円換算した価値が下落し、ファンドの基準価額が下落する要因となります。また、外国為替相場は外国為替市場の需給、世界各国の投資環境・金利動向のほか各国政府・中央銀行の介入・通貨政策等によって短期間に大きく変動することもありますので、当該通貨に対して極端に円高が進行する場合には、ファンドの基準価額も大きく下落することがあります。

③ 信用リスク

一般に、債券、コマーシャル・ペーパーおよび短期金融商品等の発行体(国・企業等)の財政難や業績不振等により当該債券等の信用力(信用格付)が低下した場合や当該債券等の利息や元金の支払いが遅延・不能となる等のデフォルト(債務不履行)が生じた場合には、ファンドに組入れている債券、コマーシャル・ペーパーおよび短期金融商品等の価格が大きく下落し、あるいは無価値となり、ファンドの基準価額が下落する要因となります。

④ カントリーリスク

一般に、外国証券(債券・株式等)は当該国・地域の政治・経済・社会情勢、通貨規制、資本規制等による影響を受けます。当該国・地域の政治・経済・社会情勢の変化により金融・証券市場が混乱した場合には、ファンドに組入れている外国証券の価格が下落し、ファンドの基準価額が下落する要因となります。なお、一般に新興経済国・発展途上国のカントリーリスクは先進国と比べて高いものとなります。

⑤ 流動性リスク

市場規模が小さい場合や取引量が少ない場合、有価証券等を売却する際に市場実勢から期待される価格で売却できず、不測の損失を被るリスクがあります。

また、大口の解約申込があった場合など、解約資金を手当てするためにファンドで保有する有価証券等を大量に換金しなければならないことがあります。その際、市場動向や取引量の状況によっては、当該換金にかかる取引自体が市場実勢を押し下げ、通常よりも不利な状況での取引となり、ファンドの基準価額が下落する要因となります。

(2) その他の留意事項

- 当ファンドのお取引に関しては、金融商品取引法第37条の6の規定(いわゆるクーリング・オフ)の適用はありません。
- 当ファンドは、大量の解約が発生し短期間で解約資金を手当てする必要が生じた場合や主たる取引市場において市場環境が急変した場合等に、一時的に組入資産の流動性が低下し、市場実勢から期待できる価格で取引できないリスク、取引量が限られてしまうリスクがあります。

これにより、基準価額にマイナスの影響を及ぼす可能性や、換金の申込みの受付けが中止となる可能性、換金代金のお支払が遅延する可能性があります。

- 収益分配金に関する留意点として、以下の事項にご注意ください。
 - ・分配金は、預貯金の利息とは異なり、投資信託の純資産から支払われますので、分配金が支払われると、その金額相当分、基準価額は下がります。
 - ・分配金は、計算期間中に発生した収益(経費控除後の配当等収益および評価益を含む売買益)を超えて支払われる場合があります。その場合、当期決算日の基準価額は前期決算日と 比べて下落することになります。

また、分配金の水準は、必ずしも計算期間におけるファンドの収益率を示すものではありません。

- ・受益者のファンドの購入価額によっては、分配金の一部ないしすべてが、実質的には元本の 一部払戻しに相当する場合があります。ファンド購入後の運用状況により、分配金額より基 準価額の値上がりが小さかった場合も同様です。
- 当ファンドは、ベンチマークを中長期的に上回る成果を目指しますが、仮にファンドがベンチマークを上回る成果を上げていたとしてもベンチマーク自体が下落している場合には、ファンドの基準価額が下落する要因となります。

実質的な外貨建資産について原則として為替ヘッジ[※]を行わないことから、基準価額は大きく変動することもあります。

○ 当ファンドが投資対象とするマザーファンドを同じく投資対象としている他のベビーファンドにおいて、設定・解約や資産構成の変更等によりマザーファンドの組入有価証券等に売買が生じた場合、その売買による組入有価証券等の価格の変化や売買手数料等の負担がマザーファンドの基準価額に影響を及ぼすことがあります。

これにより、マザーファンドの基準価額が下落した場合には、当ファンドの基準価額が下落 する要因となります。

※ 「為替ヘッジ」とは、「為替変動リスク」を軽減するために行う外国為替取引を意味します。

(3) 投資リスクに対する管理体制

① フロントにおけるリスク管理体制

フロント部門(運用部)では、担当ファンドマネージャーが、国別配分・通貨配分等のリスク配分の分散状況を管理しています。また、投資ガイドラインや資産ポートフォリオ委員会 (APC)で決められた投資方針の範囲内となるよう、管理を行っています。

② ミドルにおけるリスク管理体制

ミドル部門(プロダクトガバナンス部運用リスク管理グループ)は、ファンド運用状況の 日々のモニタリングや定期的なフィードバックを行いフロント部門を牽制することにより、受 益者の負託に応えうる適正な運用プロセスを構築しています。委託会社では、流動性リスク管 理に関する規程を定め、ファンドの組入資産の流動性リスクのモニタリングなどを実施すると ともに、緊急時対応策の策定・検証などを行います。取締役会等は、流動性リスク管理の適切 な実施の確保や流動性リスク管理態勢について、監督します。

具体的には、信託財産の運用者として、適切なファンドの運用責任を果たす観点から、市場リスクをはじめとする各種運用リスクとパフォーマンスの計測・管理、および組織的に決定された運用計画に従って運用されるよう管理を行うほか、運用リスク管理会議を開催してこれらの管理状況を検証・報告しています。また、不正な取引から顧客の利益を保護し、ファンド運用の適正性を確保する観点から、ファンドが法令等のルールに従って運用されるよう、日常的な管理を行うほか、コンプライアンス委員会においてこれらの遵守状況を報告・審議しています。

[運用リスク管理会議]

原則として月1回開催し、運用リスクや運用パフォーマンスの状況ならびに、コンプライアンス委員会において報告される事項を除く、法令、協会ルール、信託約款、契約細則等の

遵守状況の検証および、運用計画と実績の検証結果について報告・審議を行います。その結果は取締役会に報告されます。

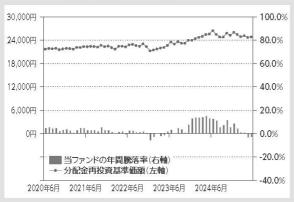
[コンプライアンス委員会]

原則として年4回開催し、ファンドの法令等(法令、協会ルール、信託約款等)の遵守状況など運用の適切性確保に関することについて報告・審議を行います。その結果は取締役会に報告されます。

※ 投資リスクに対する管理体制は、本書提出日現在のものであり、今後変更となる場合があります。

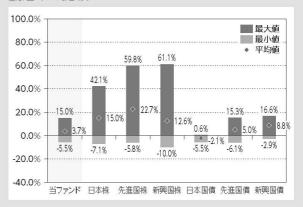
〔参考情報〕

当ファンドの年間騰落率及び 分配金再投資基準価額の推移



- *2020年6月~2025年5月の5年間の各月末における直近1年間の騰落率及び分配金再投資基準価額の推移について表示したものです。
- *当ファンドの年間騰落率は、税引前の分配金を再投資したもの とみなして計算した年間騰落率が記載されていますので、実際 の基準価額に基づいて計算した年間騰落率とは異なる場合が あります。
- *分配金再投資基準価額は、税引前の分配金を再投資したものとみなして計算した基準価額が記載されていますので、実際の基準価額とは異なる場合があります。

当ファンドと他の代表的な資産クラスとの 騰落率の比較



- *2020年6月~2025年5月の5年間の各月末における直近1年間の騰落率の平均・最大・最小を、当ファンド及び代表的な資産クラスについて表示し、当ファンドと代表的な資産クラスを定量的に比較できるように作成したものです。
- *すべての資産クラスが当ファンドの投資対象とは限りません。
- *当ファンドの年間騰落率は、税引前の分配金を再投資したものとみなして計算した年間騰落率が記載されていますので、実際の基準価額に基づいて計算した年間騰落率とは異なる場合があります。
- *各資産クラスの指数

日本株・・・・・ 配当込みTOPIX

先進国株・・・ MSCIコクサイ・インデックス(税引前配当込み、

円ペース)

新興国株・・・ MSCIエマージング・マーケット・インデックス(配

当込み、円換算ベース)

日本国債… NOMURA-BPI国債

先進国債・・・ FTSE世界国債インデックス(除く日本、円ベース)

新興国債・・・ FTSE新興国市場国債インデックス(円ベース)

(注) 海外の指数は、為替ヘッジないこよる投資を想定して、円換算しております。

- ●配当込みTOPIXの指数値及び同指数に係る標章又は商標は、株式会社JPX総研又は株式会社JPX総研の関連会社(以下「JPX」といいます。)の 知的財産であり、指数の算出、指数値の公表、利用など同指数に関するすべての権利・ノウハウ及び同指数に係る標章又は商標に関するすべて の権利はJPXが有します。JPXは、同指数の指数値の算出又は公表の誤謬、遅延又は中断に対し、責任を負いません。本商品は、JPXにより提供、 保証又は販売されるものではなく、本商品の設定、販売及び販売促進活動に起因するいかなる損害に対してもJPXは責任を負いません。
- ●「NOMURA-BPI国債」は野村フィデューシャリー・リサーチ&コンサルティング株式会社が公表している指数で、その知的財産権は同社に帰属します。なお、同社は、対象インデックスを用いて行われる事業活動・サービスに関し一切責任を負いません。
- ●「MSCIコクサイ・インデックス」、「MSCIエマージング・マーケット・インデックス」は、MSCI Inc.が開発した株価指数で、同指数に対する著作権及び その他知的財産権はすべてMSCI Inc.に帰属します。
- ●「FTSE世界国債インデックス(除く日本)」、「FTSE新興国市場国債インデックス」は、FTSE Fixed Income LLCにより運営されている債券インデックスです。同指数はFTSE Fixed Income LLCの知的財産であり、指数に関するすべての権利はFTSE Fixed Income LLCが有しています。

4 【手数料等及び税金】

(1) 【申込手数料】

<通常の申込>の場合

申込手数料は、取得申込受付日の翌営業日の基準価額に販売会社が個別に定める手数料率を乗じて得た額とします。

本書提出日現在、手数料率の上限は1.65%(税抜1.5%)となっております。

詳しくは、委託者(下記参照)または販売会社にお問い合わせください。

農林中金全共連アセットマネジメント株式会社のお問い合わせ窓口

<フリーダイヤル>0120-439-244 (営業日の午前9時から午後5時まで)

<ホームページアドレス>https://www.ja-asset.co.jp/

- ※ 上記申込手数料率には、申込手数料に係る消費税等に相当する金額が含まれております。
- ※ 「分配金再投資コース」により収益分配金を再投資する場合の申込手数料は、無手数料となります。
- ※ 販売会社によっては、償還乗換え優遇措置等の適用が受けられる場合があります。

<確定拠出年金制度に基づく申込>の場合

農林中金全共連アセットマネジメント株式会社・・・無手数料

申込手数料は、商品および投資環境の説明や情報提供、ならびに事務手続き等に係る費用の対価として、販売会社に支払われます。

(2) 【換金(解約)手数料】

換金(解約)手数料はかかりませんが、換金(解約)時に、一部解約実行の請求日の翌営業日の基準価額から、信託財産留保額[※](当該基準価額に0.20%を乗じて得た額)が差し引かれます。

※ 「信託財産留保額」とは、信託期間満了前の解約に対し、解約申込者から徴収される一定の金額をいいます。この信託財産留保額は、解約に際し発生する売買委託手数料等の費用について、受益者間の公平を確保するため、信託財産に留保されます。

(3)【信託報酬等】

信託報酬等の額および支弁の方法

- ① 委託者および受託者の信託報酬(消費税等に相当する金額を含みます。)の総額は、計算期間を通じて毎日、信託財産の純資産総額に年率1.32%(税抜1.20%)の率を乗じて得た額とします。
- ② 上記①の信託報酬は、毎計算期間の最初の6ヵ月終了日(当該終了日が休業日の場合はその翌営業日とします。)および毎計算期末または信託終了のとき信託財産中から支弁するものとし、委託者と受託者との間の配分は以下のとおり(税抜)とします。

(年率)

委託者	販売会社	受託者	合計
0.65%	0.50%	0.05%	1. 20%

- ※ 信託報酬の委託者への配分は、ファンドの運用と調査、受託会社への指図、目論見書など法定書面等の作成、基準価額の算出等への対価です。
- ※ 信託報酬の販売会社への配分は、運用報告書等各種書類の送付、口座内でのファンドの管理、購入後の情報提供等への対価です。これらの業務に対する代行手数料は、委託者が一旦収受した後、販売会社に対して支払うものとします。また、委託者による直接募集に係る部分は販売会社配分相当額を委託者が収受します。
- ※ 信託報酬の受託者への配分は、運用財産の管理、委託者からの指図の実行への対価です。
- ③ 運用の指図範囲等(約款第15条)に規定する親投資信託の運用の指図に関する権限の委託を受けたものが受ける報酬額は、上記①に基づいて委託者が受ける報酬から支弁するものとし、その支弁の時期は、親投資信託の毎計算期間の最初の6ヵ月終了日および毎計算期末または信託終了のときから2ヵ月以内の委託者の指定する日とします。
- ④ 上記③に規定する報酬額は、親投資信託の計算期間を通じて毎日、親投資信託の信託財産の 純資産総額に年率0.5%以内の率を乗じて得た報酬の総額に、親投資信託の受益権総口数に占

める信託財産に属する親投資信託の受益権口数の持分割合を乗じて得た額とします。

(4) 【その他の手数料等】

- ① 信託財産の組入有価証券を売買する際に発生する売買委託手数料、当該売買委託手数料に係 る消費税等に相当する金額および先物取引・オプション取引等に要する費用および外国におけ る資産の保管時に要する費用は、信託財産中から支弁します。
- ② 信託財産に関する租税および信託財産の財務諸表の監査に要する監査費用※(消費税等に相当する金額を含みます。)等の信託事務の処理に要する諸費用および受託者の立て替えた立替金の利息(以下「諸経費」といいます。)は、受益者の負担とし、信託財産中から支弁します。
 - ※ 監査法人等に支払う監査費用は計算期間を通じて毎日、信託財産の純資産総額に一定率(年率0.0033%(税抜0.003%))を乗じて計算し、毎計算期末または信託終了のときに信託財産中から支弁します。
- ③ 委託者は、信託財産の効率的な運用ならびに運用の安定性を図るため、信託財産において一 部解約金の支払資金に不足額が生じるときは、資金借り入れの指図をすることができます。借 入金の利息は信託財産中より支弁します。
- ④ その他の手数料等については、運用状況等により変動するものであり、監査費用を除き、事前に料率、上限額等を表示することができません。
- (1)から(4)の手数料等の合計額については、ファンドの保有期間等に応じて異なりますので、表示することができません。

(5) 【課税上の取扱い】

課税上は、株式投資信託として取り扱われます。

① 個人の受益者に対する課税

○収益分配金に対する課税

公募株式投資信託の分配金 (普通分配金のみ) については、税率20.315% (所得税15.315%[※]、地方税5%) が適用されます。(原則として確定申告不要です。)

確定申告を行い、申告分離課税または総合課税(配当控除の適用はありません。)を選択することもできます。

○一部解約時・償還時における課税

公募株式投資信託の一部解約・償還による譲渡益(解約価額、償還価額から取得費用(申込手数料および当該手数料にかかる消費税等相当分を含みます。)を控除した差益額)については、税率20.315%(所得税15.315%[※]、地方税5%)が適用されます。(源泉徴収ありの特定口座は、原則として確定申告不要です。)

※ 2013年1月1日から2037年12月31日までの間、所得税の税率には復興特別所得税(0.315%)が含まれます。

○損益通算について

一部解約時および償還時の損失(譲渡損)については、確定申告により上場株式等の配当所得(申告分離課税を選択した収益分配金・配当金に限ります。)ならびに特定公社債等(公募公社債投資信託を含みます。)の利子所得等および譲渡所得等との損益通算が可能です。

② 法人の受益者に対する課税

法人受益者が支払いを受ける収益分配金のうち課税扱いとなる普通分配金ならびに一部解約時および償還時の個別元本超過額については、15.315%(所得税15.315%[※]、地方税の源泉徴収はありません。)の税率で源泉徴収され法人の受取額となります。

※ 2013年1月1日から2037年12月31日までの間、所得税の税率には復興特別所得税(0.315%)が含まれます。

収益分配金のうち、所得税法上課税対象となるのは普通分配金のみであり、元本払戻金(特別分配金)には課税されません。なお、税額控除が適用されます。益金不算入制度の適用はありません。

<個別元本について>

- ① 追加型株式投資信託について、各受益者毎の信託時の受益権の価額等(申込手数料および当該申込手数料に係る消費税等に相当する金額は含まれません。)が当該受益者の元本(個別元本)にあたります。
- ② 受益者が同一ファンドの受益権を複数回取得した場合、個別元本は、当該受益者が追加信託を行う都度、当該受益者の受益権口数で加重平均することにより算出されます。
- ③ ただし、同一ファンドを複数の販売会社で取得する場合については各販売会社毎に、個別元本の算出が行われます。また、同一販売会社であっても複数の支店等で同一ファンドを取得する場合は当該支店等毎に、「分配金受取コース」と「分配金再投資コース」の両コースを取得する場合にはコース毎に、個別元本の算出が行われることがあります。
- ④ 受益者が元本払戻金(特別分配金)を受け取った場合、収益分配金発生時にその個別元本から当該元本払戻金(特別分配金)を控除した額が、その後の当該受益者の個別元本となります。(「元本払戻金(特別分配金)」については、下記の<収益分配金の課税について>をご参照ください。)

<収益分配金の課税について>

追加型株式投資信託の収益分配金には、課税扱いとなる「普通分配金」と非課税扱いとなる「元本払戻金(特別分配金)」(受益者の元本の払い戻しに相当する部分)の区分があります。

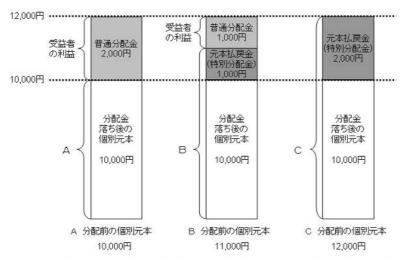
受益者が収益分配金を受け取る際、①当該収益分配金落ち後の基準価額が当該受益者の個別元本と同額または当該受益者の個別元本を上回る場合には、当該収益分配金の全額が普通分配金となり、②当該収益分配金落ち後の基準価額が当該受益者の個別元本を下回る場合には、その下回る部分の額が元本払戻金(特別分配金)となり、当該収益分配金から当該元本払戻金(特別分配金)を控除した残額が普通分配金となります。

なお、受益者が元本払戻金(特別分配金)を受け取った場合、収益分配金発生時にその個別元本から当該元本払戻金(特別分配金)を控除した額が、その後の当該受益者の個別元本となります。

≪収益分配時の個別元本のイメージ図≫

<具体例(前提条件)>

分配金: 2,000円 分配前基準価額: 12,000円 分配後基準価額: 10,000円



※上記はあくまでもイメージ図であり、基準価額の水準および収益分配金等を約束するものではありません。

(注意)

- 当ファンドは、一定の要件を満たした場合に適用となる少額投資非課税制度「愛称: NISA (ニーサ)」の対象外です。
- 当ファンドは、一定の条件に該当する場合の少額貯蓄非課税制度(マル優制度)の対象とはなっておりません。
- 販売会社によっては、受益権を買い取る場合があります。
- 外貨建資産への投資により外国税額控除の適用となった場合には、分配時の税金が上記と異なる場合があります。
- 法人受益者に対する課税方法、税額控除に関する事項は法人の形態により異なることもありますので、販売 会社に確認のうえ処理してください。
- 税制が改正された場合等には、上記の内容(2025年5月30日現在)が変更となることがあります。詳しくは、販売会社、税務署等へお問い合わせください。
- 課税上の取扱いの詳細については、税務専門家等にご確認されることをお勧めします。
- 確定拠出年金制度に基づく申込の場合は、同制度に係る税制が適用されます。

《参考情報:ファンドの総経費率》

直近の運用報告書作成の対象期間(2023年10月17日~2024年10月16日)における当ファンドの総経費率(年率換算)は以下の通りです。

₩ 奴 典束/②↓②\		
総経費率(①+②)	①運用管理費用の比率	②その他費用の比率
1.39%	1.31%	0.08%

[※]対象期間中の運用・管理にかかった費用の総額(原則として、購入時手数料、売買委託手数料及び有価証券取引税を除く。)を、期中の平均受益権口数に期中の平均基準価額(1口当たり)を乗じた数で除した総経費率(年率)です。

[※]計算方法等の詳細は、対象期間の運用報告書(全体版)をご覧ください。

5【運用状況】

2025年 5月30日現在の運用状況は、以下のとおりです。

表示単位未満の端数が生じる場合には、金額は各々切り捨て、比率は各々四捨五入により記載しております。したがって、表示の合計値が個別数値と一致しない場合もあります。

なお、投資比率とはファンドの純資産総額に対する当該資産の時価比率をいいます。

JA海外債券ファンド

(1) 【投資状況】

資産の種類	国/地域	時価合計 (円)	投資比率(%)
親投資信託受益証券	日本	201, 975, 424	99. 51
現金・預金・その他の資産(負債控除後)		995, 845	0. 49
合計(純資産総額)		202, 971, 269	100.00

(2) 【投資資産】

①【投資有価証券の主要銘柄】

イ. 評価額上位銘柄明細

順位	国/地域	種類	銘柄名	数量又は 額面総額	帳簿価額 単価 (円)	帳簿価額 金額 (円)	評価額 単価 (円)	評価額 金額 (円)	投資 比率 (%)
1	日本	親投資信託 受益証券	J A海外債券マザーファンド	53, 877, 354	3. 7942	204, 423, 690	3. 7488	201, 975, 424	99. 51

口. 種類別投資比率

種類	投資比率(%)
親投資信託受益証券	99. 51
合計	99. 51

②【投資不動産物件】

該当事項はありません。

③【その他投資資産の主要なもの】

該当事項はありません。

(3)【運用実績】

①【純資産の推移】

期別		純資産総	額(円)	1万口当たり純資	資産額(円)
力	1/5/1	(分配落)	(分配付)	(分配落)	(分配付)
第15計算期間末	(2015年10月16日)	328, 722, 252	334, 582, 451	15, 145	15, 415
第16計算期間末	(2016年10月17日)	276, 568, 917	278, 894, 751	13, 080	13, 190
第17計算期間末	(2017年10月16日)	288, 608, 549	291, 250, 839	14, 199	14, 329
第18計算期間末	(2018年10月16日)	247, 754, 333	249, 760, 820	13, 582	13, 692
第19計算期間末	(2019年10月16日)	263, 044, 944	264, 914, 112	14, 073	14, 173
第20計算期間末	(2020年10月16日)	255, 444, 996	256, 148, 665	14, 521	14, 561
第21計算期間末	(2021年10月18日)	251, 944, 154	251, 944, 154	15, 096	15, 096
第22計算期間末	(2022年10月17日)	214, 962, 308	214, 962, 308	15, 030	15, 030
第23計算期間末	(2023年10月16日)	190, 671, 736	192, 283, 462	15, 379	15, 509
第24計算期間末	(2024年10月16日)	206, 325, 254	210, 215, 294	16, 442	16, 752
	2024年 5月末日	209, 197, 408	_	16, 882	_
	6月末日	214, 026, 018	_	17, 454	_
	7月末日	203, 941, 120	_	16, 819	_
	8月末日	198, 666, 485	_	16, 381	_
	9月末日	207, 562, 740	_	16, 389	_
	10月末日	213, 783, 456	_	16, 735	_
	11月末日	195, 316, 465	_	16, 365	
	12月末日	201, 294, 129	_	16, 863	
	2025年 1月末日	196, 783, 188	_	16, 491	
	2月末日	193, 032, 651	_	16, 134	_
	3月末日	207, 642, 912		16, 300	_
	4月末日	200, 982, 711	_	16, 002	
	5月末日	202, 971, 269		16, 098	

②【分配の推移】

期	計算期間	1万口当たりの分配金(円)
第15計算期間末	2014年10月17日~2015年10月16日	270
第16計算期間末	2015年10月17日~2016年10月17日	110
第17計算期間末	2016年10月18日~2017年10月16日	130
第18計算期間末	2017年10月17日~2018年10月16日	110
第19計算期間末	2018年10月17日~2019年10月16日	100
第20計算期間末	2019年10月17日~2020年10月16日	40
第21計算期間末	2020年10月17日~2021年10月18日	0
第22計算期間末	2021年10月19日~2022年10月17日	0
第23計算期間末	2022年10月18日~2023年10月16日	130
第24計算期間末	2023年10月17日~2024年10月16日	310

③【収益率の推移】

期	計算期間	収益率(%)
第15計算期間末	2014年10月17日~2015年10月16日	7. 2
第16計算期間末	2015年10月17日~2016年10月17日	△12.9
第17計算期間末	2016年10月18日~2017年10月16日	9. 5
第18計算期間末	2017年10月17日~2018年10月16日	△3.6
第19計算期間末	2018年10月17日~2019年10月16日	4. 4
第20計算期間末	2019年10月17日~2020年10月16日	3. 5
第21計算期間末	2020年10月17日~2021年10月18日	4. 0
第22計算期間末	2021年10月19日~2022年10月17日	△0. 4
第23計算期間末	2022年10月18日~2023年10月16日	3. 2
第24計算期間末	2023年10月17日~2024年10月16日	8. 9
第25中間計算期間末	2024年10月17日~2025年 4月16日	△3. 6

⁽注)各計算期間の収益率は、計算期間末の基準価額(分配落ち)に当該計算期間の分配金を加算し、当該計算期間の直前の計算期間末の基準価額(分配落ち。以下「前期末基準価額」といいます。)を控除した額を前期末基準価額で除して得た数に100を乗じた数です。

(4) 【設定及び解約の実績】

期	計算期間	設定口数(口)	解約口数(口)	発行済み口数(口)
第15計算期間末	2014年10月17日~2015年10月16日	41, 663, 941	68, 817, 027	217, 044, 413
第16計算期間末	2015年10月17日~2016年10月17日	17, 785, 658	23, 390, 586	211, 439, 485
第17計算期間末	2016年10月18日~2017年10月16日	18, 989, 546	27, 175, 950	203, 253, 081
第18計算期間末	2017年10月17日~2018年10月16日	21, 925, 851	42, 770, 964	182, 407, 968
第19計算期間末	2018年10月17日~2019年10月16日	16, 379, 502	11, 870, 643	186, 916, 827
第20計算期間末	2019年10月17日~2020年10月16日	30, 386, 465	41, 385, 842	175, 917, 450
第21計算期間末	2020年10月17日~2021年10月18日	13, 468, 593	22, 489, 827	166, 896, 216
第22計算期間末	2021年10月19日~2022年10月17日	16, 878, 353	40, 748, 857	143, 025, 712
第23計算期間末	2022年10月18日~2023年10月16日	7, 362, 431	26, 409, 174	123, 978, 969
第24計算期間末	2023年10月17日~2024年10月16日	15, 819, 244	14, 313, 026	125, 485, 187
第25中間計算期間 末	2024年10月17日~2025年 4月16日	13, 825, 234	13, 707, 783	125, 602, 638

(参考)

J A海外債券マザーファンド

投資状況

資産の種類	国/地域	時価合計 (円)	投資比率(%)
国債証券	アメリカ	4, 659, 204, 055	39. 06
	カナダ	569, 609, 061	4. 78
	メキシコ	112, 413, 883	0.94
	ドイツ	374, 236, 106	3. 14
	イタリア	659, 432, 631	5. 53
	フランス	729, 023, 561	6. 11
	オランダ	127, 710, 899	1.07
	スペイン	398, 206, 118	3. 34
	ベルギー	139, 231, 750	1. 17
	オーストリア	98, 078, 489	0.82
	フィンランド	45, 030, 933	0. 38
	アイルランド	41, 205, 264	0. 35
	ギリシャ	112, 261, 579	0.94
	ポルトガル	118, 280, 473	0.99
	イギリス	755, 486, 675	6. 33
	スウェーデン	16, 391, 476	0. 14
	ノルウェー	19, 286, 035	0. 16
	デンマーク	20, 583, 362	0. 17
	ポーランド	28, 319, 212	0. 24
	オーストラリア	288, 981, 184	2. 42
	ニュージーランド	202, 377, 982	1.70
	シンガポール	20, 603, 347	0. 17
	中国	1, 028, 065, 989	8. 62
	小計	10, 564, 020, 064	88. 57
地方債証券	カナダ	53, 300, 766	0. 45
特殊債券	カナダ	359, 519, 356	3. 01
	オランダ	64, 364, 899	0. 54
	小計	423, 884, 255	3. 55
社債券	アメリカ	497, 014, 637	4. 17
	カナダ	85, 081, 932	0.71
	小計	582, 096, 569	4. 88
現金・預金・その他の資産(負債控除後)	<u> </u>	303, 543, 650	2. 55
合計(純資産総額)	,	11, 926, 845, 304	100.00

その他の資産の投資状況

資産の種類	建別	国/地域	時価合計 (円)	投資比率(%)
為替予約取引	買建	_	7, 989, 043, 138	66. 98
	売建	_	7, 992, 583, 422	△67. 01

⁽注)為替予約取引は、わが国における対顧客先物相場の仲値で評価しています。

投資資産

投資有価証券の主要銘柄

イ. 評価額上位銘柄明細

順位	国/地域	種類	銘柄名	数量又は 額面総額	帳簿価額 単価 (円)	帳簿価額 金額 (円)	評価額 単価 (円)	評価額 金額 (円)	利率 (%)	償還期限	投資 比率 (%)
1	中国	国債証券	CGB 2.55 281015	30, 680, 000	2, 058. 94	631, 685, 429	2, 066. 25	633, 926, 462	2. 55	2028/10/15	5. 32
2	アメリカ	国債証券	T-NOTE 4.5 290531	4, 297, 100	14, 631. 15	628, 715, 522	14, 668. 55	630, 322, 600	4. 5	2029/5/31	5. 28
3	アメリカ	国債証券	TREASURY BILL 0 250722	4, 128, 000	14, 298. 56	590, 244, 796	14, 296. 60	590, 163, 717	_	2025/7/22	4. 95
4	アメリカ	国債証券	US TREASURY N/B 4 300331	3, 685, 000	14, 372. 38	529, 622, 505	14, 387. 00	530, 160, 950	4	2030/3/31	4. 45
5	アメリカ	国債証券	US TREASURY 4.25 280115	2, 480, 000	14, 537. 03	360, 518, 581	14, 502. 76	359, 668, 677	4. 25	2028/1/15	3. 02
6	アメリカ	国債証券	T-NOTE 4.125 271115	2, 355, 000	14, 361. 78	338, 219, 966	14, 452. 19	340, 349, 082	4. 125	2027/11/15	2. 85
7	アメリカ	国債証券	T-NOTE 4.125 310331	2, 174, 000	14, 533. 12	315, 950, 034	14, 402. 17	313, 103, 231	4. 125	2031/3/31	2. 63
8	ドイツ	国債証券	BUND 2.2 270311	1, 751, 000	16, 475. 91	288, 493, 278	16, 479. 54	288, 556, 861	2. 2	2027/3/11	2. 42
9	アメリカ	国債証券	T-NOTE 3.5 300131	1, 911, 000	14, 098. 57	269, 423, 792	14, 082. 40	269, 114, 666	3. 5	2030/1/31	2. 26
10	アメリカ	国債証券	T-BOND 1.75 410815	2, 871, 000	9, 851. 11	282, 825, 565	9, 320. 07	267, 579, 449	1. 75	2041/8/15	2. 24
11	中国	国債証券	CGB 2.35 340225	11, 790, 000	2, 039. 01	240, 400, 101	2, 098. 83	247, 452, 285	2. 35	2034/2/25	2.07
12	イギリス	国債証券	GILT 4.375 540731	1, 348, 800	16, 451. 90	221, 903, 361	16, 482. 72	222, 319, 051	4. 375	2054/7/31	1.86
13	アメリカ	国債証券	US TREASURY 4.25 290630	1, 499, 000	14, 615. 16	219, 081, 380	14, 537. 61	217, 918, 821	4. 25	2029/6/30	1.83
14	カナダ	国債証券	CANADA-GOV'T 3.25 350601	2, 089, 000	10, 342. 02	216, 044, 984	10, 415. 54	217, 580, 780	3. 25	2035/6/1	1.82
15	アメリカ	国債証券	US TREASURY 3.875 300430	1, 476, 000	14, 222. 61	209, 925, 831	14, 304. 94	211, 141, 048	3. 875	2030/4/30	1. 77
16	イタリア	国債証券	BTPS 3 291001	1, 231, 000	16, 399. 05	201, 872, 400	16, 696. 24	205, 530, 766	3	2029/10/1	1.72
17	アメリカ	国債証券	T-BOND 2.0 510815	2, 515, 500	7, 999. 20	201, 220, 113	8, 073. 57	203, 090, 894	2	2051/8/15	5 1. 70
18	フランス	国債証券	OAT 2.75 290225	1, 182, 000	16, 496. 52	194, 988, 928	16, 625. 38	196, 512, 057	2.75	2029/2/25	1. 65
19	イギリス	国債証券	GILT 4.5 350307	927, 000	19, 131. 46	177, 348, 673	19, 169. 85	177, 704, 526	4. 5	2035/3/7	1.49
20	アメリカ	国債証券	T-BOND 3.625 440215	1, 444, 000	12, 844. 10	185, 468, 931	12, 038. 99	173, 843, 111	3. 625	2044/2/15	1. 46
21	アメリカ	国債証券	T-NOTE 4.375 270715	1, 180, 000	14, 545. 81	171, 640, 672	14, 512. 32	171, 245, 419	4. 375	2027/7/15	1. 44
22	スペイン	国債証券	SPA GOVT 2.7 300131	994, 000	16, 467. 08	163, 682, 801	16, 580. 84	164, 813, 605	2. 7	2030/1/31	1. 38
23	中国	国債証券	CGB 3.12 521025	5, 960, 000	2, 343. 22	139, 656, 356	2, 461. 19	146, 687, 242	3. 12	2052/10/25	5 1. 23
24	カナダ	特殊債券	CADEPO 1.125 270406	890, 000	15, 817. 41	140, 774, 996	16, 061. 42	142, 946, 718	1. 125	2027/4/6	1. 20
25	イタリア	国債証券	BTPS 3.85	844, 000	16, 244. 13	137, 100, 513	16, 222. 77	136, 920, 215	3. 85	2040/10/1	1. 15

			401001								
26	フランス		FRANCE 0. A. T. 3. 6 420525	777, 000	16, 112. 52	125, 194, 342	16, 271. 99	126, 433, 383	3.6	2042/5/25	1.06
27	フランス	国債証券	OAT 2.5 270924	736, 000	16, 443. 02	121, 020, 679	16, 538. 12	121, 720, 569	2. 5	2027/9/24	1.02
28	カナダ		CANADA T-BILL 0 250604	1, 150, 000	10, 391. 51	119, 502, 398	10, 390. 73	119, 493, 446	_	2025/6/4	1.00
29	カナダ		CANADA T-BILL 0 250813	1, 141, 000	10, 338. 21	117, 959, 077	10, 336. 37	117, 937, 998	_	2025/8/13	0. 99
30	アメリカ		T-NOTE 4.625 350215	772, 000	14, 442. 77	111, 498, 191	14, 620. 78	112, 872, 489	4. 625	2035/2/15	0. 95

口. 種類別投資比率

種類	投資比率(%)
国債証券	88. 57
地方債証券	0. 45
特殊債券	3. 55
社債券	4. 88
合計	97. 45

投資不動産物件 該当事項はありません。

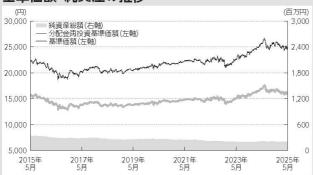
その他投資資産の主要なもの

資産の種類	通貨	買建/ 売建	数量	帳簿価額 (円)	評価額 (円)	投資比率 (%)
為替予約取引	米ドル	買建	27, 700, 276. 67	3, 977, 449, 219	3, 979, 363, 342	33. 36
	カナダドル	買建	1, 563, 999. 10	163, 490, 929	162, 549, 849	1. 36
	メキシコペソ	買建	10, 317, 000. 00	76, 367, 357	76, 721, 104	0. 64
	ユーロ	買建	7, 623, 549. 16	1, 249, 042, 845	1, 245, 908, 446	10. 45
	英ポンド	買建	1, 994, 000. 00	384, 293, 288	386, 672, 854	3. 24
	スイスフラン	買建	443, 000. 00	77, 151, 158	77, 533, 964	0. 65
	スウェーデンクローネ	買建	10, 245, 000. 00	153, 704, 012	154, 138, 389	1. 29
	ノルウェークローネ	買建	1, 707, 000. 00	24, 134, 750	24, 189, 460	0. 20
	デンマーククローネ	買建	344, 000. 00	7, 525, 411	7, 534, 425	0.06
	ポーランドズロチ	買建	2, 417, 000. 00	92, 541, 126	92, 979, 046	0. 78
	オーストラリアドル	買建	5, 525, 000. 00	508, 174, 106	511, 027, 805	4. 28
	ニュージーランドドル	買建	3, 198, 000. 00	272, 597, 733	274, 777, 543	2. 30
	シンガポールドル	買建	1, 750, 000. 00	193, 752, 213	195, 374, 258	1. 64
	イスラエルシェケル	買建	1, 924, 000. 00	76, 749, 495	79, 156, 149	0. 66
	オフショア人民元	買建	36, 073, 000. 00	714, 437, 652	721, 116, 504	6. 05
	米ドル	売建	27, 837, 161. 00	3, 993, 962, 075	3, 998, 599, 132	△33. 53
	カナダドル	売建	4, 923, 304. 26	512, 589, 932	511, 507, 441	△4. 29
	メキシコペソ	売建	13, 724, 000. 00	101, 707, 077	101, 826, 510	△0.85
	ユーロ	売建	5, 397, 840. 33	882, 677, 532	882, 670, 502	△7. 40
	英ポンド	売建	2, 366, 000. 00	457, 975, 700	458, 624, 351	△3.85
	スイスフラン	売建	351, 000. 00	60, 954, 840	61, 430, 773	△0. 52
	スウェーデンクローネ	売建	10, 030, 000. 00	148, 953, 500	150, 909, 368	△1. 27
	ノルウェークローネ	売建	2, 154, 000. 00	30, 550, 840	30, 513, 033	△0. 26
	デンマーククローネ	売建	172, 000. 00	3, 742, 720	3, 769, 569	△0. 03
	ポーランドズロチ	売建	1, 461, 000. 00	55, 899, 760	56, 301, 531	△0. 47
	オーストラリアドル	売建	7, 573, 000. 00	697, 305, 110	700, 000, 861	△5. 87
	ニュージーランドドル	売建	5, 091, 000. 00	432, 321, 020	437, 039, 257	△3. 66
	シンガポールドル	売建	925, 000. 00	102, 723, 200	103, 346, 087	△0.87
	イスラエルシェケル	売建	962, 000. 00	38, 451, 140	39, 643, 827	△0. 33
	オフショア人民元	売建	22, 821, 000. 00	451, 596, 848	456, 401, 180	△3.83

⁽注)為替予約取引は、わが国における対顧客先物相場の仲値で評価しています。

2025年5月末現在

基準価額・純資産の推移



[・]分配金再投資基準価額は、税引前分配金を再投資して算出。

主要な資産の状況

JA海外債券ファンド

《資産の組入比率》

資産の種類	組入比率(%)
JA海外債券マザーファンド	99.5
短期資産等	0.5

JA海外債券マザーファンド

《組入上位銘柄》

	銘柄名	国名	通貨	クーポン(%)	償還日	組入比率(%)	種類
1	CGB 2.55 281015	中国	オフショア人民元	2.55	2028/10/15	5.3	国債
2	T-NOTE 4.5 290531	アメリカ	米ドル	4.5	2029/5/31	5.3	国債
3	TREASURY BILL 0 250722	アメリカ	米ドル	0	2025/7/22	4.9	国債
4	US TREASURY N/B 4 300331	アメリカ	米ドル	4.0	2030/3/31	4.4	国債
5	US TREASURY 4.25 280115	アメリカ	米ドル	4.25	2028/1/15	3.0	国債
6	T-NOTE 4.125 271115	アメリカ	米ドル	4.125	2027/11/15	2.9	国債
7	T-NOTE 4.125 310331	アメリカ	米ドル	4.125	2031/3/31	2.6	国債
8	BUND 2.2 270311	ドイツ	ユーロ	2.2	2027/3/11	2.4	国債
9	T-NOTE 3.5 300131	アメリカ	米ドル	3.5	2030/1/31	2.3	国債
10	T-BOND 1.75 410815	アメリカ	米ドル	1.75	2041/8/15	2.2	国債

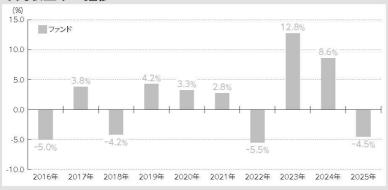
《組入上位通貨》

《組入上位国》

	通貨	組入比率(%)		国名	組入比率(%)
1	米ドル	44.1	1	アメリカ	43.2
2	ユーロ	30.7	2	カナダ	9.0
3	オフショア人民元	10.9	3	中国	8.6
4	英ポンド	6.1	4	イギリス	6.3
5	カナダドル	2.0	5	フランス	6.1

- ・組入比率は、各ファンドの純資産総額に対する比率です。 ・短期資産等は、コール・ローン、CP、CD、未収金、未払金等が含まれます。

年間収益率の推移



- ・ファンドの収益率は、税 引前分配金を再投資し て算出。
- ・2025年は年 初から運 用実績作成基準日まで の騰落率を表示。

※ファンドの運用実績はあくまで過去の実績であり、将来の運用成果を約束するものではありません。 ※最新の運用実績は、農林中金全共連アセットマネジメントのホームページでご確認いただけます。

分配の推移

決算期/年月日	分配金
20期 2020年10月16日	40円
21期 2021年10月18日	0円
22期 2022年10月17日	0円
23期 2023年10月16日	130円
24期 2024年10月16日	310円
設定来累計	5,699円

[・]分配金のデータは、1万口当たり、税引前の 金額です。

第2【管理及び運営】

1【申込(販売)手続等】

(1) 申込期間

当ファンドは、原則として継続申込期間中の販売会社の営業日に受益権の募集が行われます。 継続申込期間満了前に有価証券届出書を提出することにより更新されます。

(2)取得申込

<通常の申込>の場合

(イ) 原則として、購入の申込みに係る、販売会社所定の事務手続きが午後3時30分までに完了したものを当日の申込受付分とします。なお、販売会社によっては対応が異なる場合がありますので、詳細は販売会社にご確認ください。

取得申込の受け付けは、販売会社の営業日に限り行われます。

(ロ) 委託者は、ニューヨーク証券取引所の休場日またはニューヨークの銀行の休業日には、取得申込の受け付けを行いません。申込受付不可日については、委託者または販売会社にお問い合わせください。

また、取引所における取引の停止、外国為替取引の停止その他やむを得ない事情があるときは、受益権の取得申込の受け付けを中止すること、およびすでに受け付けた取得申込を取り消す場合があります。

(ハ) 取得申込の際、「分配金受取コース」もしくは「分配金再投資コース」のいずれかをお申し出ください。

なお、販売会社によっては、どちらか一方のコースのみの取扱いとなる場合があります。

- (二) 「分配金再投資コース」をご利用の場合、取得申込者は、販売会社との間で、「累積投資規定」(別の名称で同様の権利義務関係を規定する約款を含みます。)に従った分配金再投資に関する契約(「累積投資契約」)を締結します。
- (ホ)取得申込者は販売会社に、取得申込と同時にまたは予め、当該取得申込者が受益権の振替を行うための振替機関等の口座を申し出るものとし、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載または記録が行われます。なお、販売会社は、当該取得申込の代金の支払いと引き換えに、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載または記録を行うことができます。委託者は、追加信託により分割された受益権について、振替機関等の振替口座簿への新たな記載または記録をするため社振法に定める事項の振替機関への通知を行うものとします。振替機関等は、委託者から振替機関への通知があった場合、社振法の規定にしたがい、その備える振替口座簿への新たな記載または記録を行います。受託者は、追加信託により生じた受益権については追加信託のつど、振替機関の定める方法により、振替機関へ当該受益権に係る信託を設定した旨の通知を行います。
 - <確定拠出年金制度に基づく申込>の場合 確定拠出年金制度に係る手続きが必要になります。

(3) 申込単位

<通常の申込>の場合

申込単位は、販売会社が個別に定める単位とします。

詳しくは、販売会社にお問い合わせください。

ただし、「分配金再投資コース」により収益分配金を再投資する場合の申込単位は、1口の整 数倍とします。

<確定拠出年金制度に基づく申込>の場合 1円以上1円単位とします。

(4) 申込手数料

<通常の申込>の場合

申込手数料は、取得申込受付日の翌営業日の基準価額に販売会社が個別に定める手数料率を 乗じて得た額とします。

本書提出日現在、手数料率の上限は1.65%(税抜1.5%)となっております。 詳しくは、委託者(下記参照)または販売会社にお問い合わせください。

農林中金全共連アセットマネジメント株式会社のお問い合わせ窓口 <フリーダイヤル>0120-439-244(営業日の午前9時から午後5時まで)

<ホームページアドレス>https://www.ja-asset.co.jp/

- ※ 上記申込手数料率には、申込手数料に係る消費税等に相当する金額が含まれております。
- ※ 「分配金再投資コース」により収益分配金を再投資する場合の申込手数料は、無手数料となります。
- ※ 販売会社によっては、償還乗換え優遇措置等の適用が受けられる場合があります。

<確定拠出年金制度に基づく申込>の場合

農林中金全共連アセットマネジメント株式会社・・・無手数料

(5) 申込価額

取得申込受付日の翌営業日の基準価額とします。

ただし、「分配金再投資コース」により収益分配金を再投資する場合の申込価額は、各計算期間終了日の基準価額とします。

基準価額は、原則として委託者の営業日において日々算出され、委託者(下記参照)または販売会社に問い合わせることにより知ることができます。

農林中金全共連アセットマネジメント株式会社のお問い合わせ窓口 <フリーダイヤル>0120-439-244(営業日の午前9時から午後5時まで)

<ホームページアドレス>https://www.ja-asset.co.jp/

2【換金 (解約) 手続等】

(1)一部解約申込

<通常の申込>の場合

(イ) 受益者は、自己に帰属する受益権につき、委託者に1口単位をもって一部解約の実行を請求 することができます。委託者は、一部解約の実行の請求を受け付けた場合には、この信託契約 の一部を解約します。

また、受益者が一部解約の実行の請求をするときは、販売会社に対し、振替受益権をもって行うものとします。

- (ロ) 原則として、換金の申込みに係る、販売会社所定の事務手続きが午後3時30分までに完了したものを当日の申込受付分とします。なお、販売会社によっては対応が異なる場合がありますので、詳細は販売会社にご確認ください。※
 - 一部解約の実行の請求の受け付けは、販売会社の営業日に限り行われます。
 - ※ 信託財産の資産管理を円滑に行うために大口の一部解約の実行の請求の場合は、別途制限を設ける場合があります。
- (ハ) 委託者は、ニューヨーク証券取引所の休場日またはニューヨークの銀行の休業日には、一部 解約の実行の請求の受け付けを行いません。申込受付不可日については、委託者または販売会 社にお問い合わせください。

また、取引所における取引の停止、外国為替取引の停止その他やむを得ない事情があるときは、一部解約の実行の請求の受け付けを中止すること、およびすでに受け付けた一部解約の実行の請求を取り消す場合があります。

一部解約の実行の請求の受け付けが中止された場合には、受益者は当該受付中止以前に行った当日の一部解約の実行の請求を撤回できます。ただし、受益者が当該一部解約の実行の請求を撤回しない場合には、当該一部解約の価額は、当該受付中止を解除した後の最初の基準価額の計算日に一部解約の実行の請求を受け付けたものとして下記(2)に準じて計算された価額とします。

(二)換金の請求を行う受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して当該受益者の請求に係るこの信託契約の一部解約を委託者が行うのと引き換えに、当該一部解約に係る受益権の口数と同口数の抹消の申請を行うものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行われます。

換金の請求を受益者がするときは、振替受益権をもって行うものとします。

受益証券をお手許で保有されている方は、換金のお申し込みに際して、個別に振替受益権とするための所要の手続きが必要であり、この手続きには時間を要しますので、ご留意ください。

<確定拠出年金制度に基づく申込>の場合 確定拠出年金制度に係る手続きに従います。

(2)解約価額

解約価額^{※1}は、一部解約実行の請求日の翌営業日の基準価額から、信託財産留保額^{※2}(当該基準価額に0.20%を乗じて得た額)を差し引いた価額となります。

- ※1 解約価額=基準価額-信託財産留保額=基準価額-(基準価額×0.20%)
- ※2 「信託財産留保額」とは、信託期間満了前の解約に対し、解約申込者から徴収される一定の金額をいいます。この信託財産留保額は、解約に際し発生する売買委託手数料等の費用について、受益者間の公平を確保するため、信託財産に留保されます。

解約価額は、原則として委託者の営業日において日々算出され、委託者(下記参照)または販売会社に問い合わせることにより知ることができます。

農林中金全共連アセットマネジメント株式会社のお問い合わせ窓口<フリーダイヤル>0120-439-244 (営業日の午前9時から午後5時まで)<ホームページアドレス>https://www.ja-asset.co.jp/

(3) 一部解約金の支払い

一部解約金は、受益者の請求を受け付けた日から起算して、原則として5営業日目から受益者に支払います。一部解約金の支払いは、販売会社の営業所等において行うものとします。

上記のほか、販売会社によっては、受益権を買い取る場合があります。 詳しくは、販売会社にお問い合わせください。

3【資産管理等の概要】

(1) 【資産の評価】

a. 基準価額の計算方法(追加信託の価額および口数、基準価額の計算方法(約款第7条))

基準価額とは、信託財産に属する資産(受入担保金代用有価証券を除きます。)を法令および一般社団法人投資信託協会規則に従って時価または一部償却原価法により評価して得た信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額(以下「純資産総額」といいます。)を計算日における受益権総口数で除した金額をいいます。

また、外貨建資産(外国通貨表示の有価証券(以下「外貨建有価証券」といいます。)、預金その他の資産をいいます。以下同じ。)の円換算については、原則として、わが国における当日の対顧客電信売買相場の仲値によって計算します。約款第25条に規定する予約為替の評価は、原則として、わが国における計算日の対顧客先物売買相場の仲値によるものとします。

なお、基準価額は、便宜上、1万口当りに換算した価額で表示することがあります。

b. 主要な投資対象資産の評価方法

ファンドの主要な投資対象資産の評価につきましては、法令および一般社団法人投資信託協会規則にしたがって、以下のとおり評価しております。

資産の種類	評価方法
親投資信託 受益証券	時価により評価しております。 時価評価にあたっては、親投資信託受益証券の基準価額に基づいて評価しております。
公社債等	原則として時価により評価しております。 時価は、以下のいずれかから入手した価額によっております。 ①日本証券業協会発表の売買参考統計値(平均値) ②金融商品取引業者、銀行等の提示する価額(但し、売気配相場は使用いたしません。) ③価格情報会社の提供する価額 (注)残存期間が1年以内の組入公社債等については、一部償却原価法による評価を適用することができます。

c. 基準価額の算出頻度等

基準価額は、原則として委託者の営業日において日々算出され、委託者(下記参照)または 販売会社に問い合わせることにより知ることができます。

なお、基準価額は、日本経済新聞に掲載されます。 (ファンド名の表示は「JA外債」です。)

農林中金全共連アセットマネジメント株式会社のお問い合わせ窓口 <フリーダイヤル>0120-439-244 (営業日の午前9時から午後5時まで) <ホームページアドレス>https://www.ja-asset.co.jp/

(2)【保管】

ファンドの受益権の帰属は、振替機関等の振替口座簿に記載または記録されることにより定まり、受益証券を発行しませんので、受益証券の保管に関する該当事項はありません。

(3)【信託期間】

信託期間(約款第3条)

この信託の期間は、無期限(信託契約締結日から約款第46条第8項、第47条第1項、第48条、第49条第1項および第51条第2項の規定による信託契約終了の日まで)とします。

(4)【計算期間】

信託の計算期間(約款第36条)

- a. この信託の計算期間は、毎年10月17日から翌年10月16日までとすることを原則とします。 ただし、第1期の計算期間は2000年12月22日から2001年10月16日までとします。
- b. 上記 a. の規定にかかわらず、上記 a. の原則により各計算期間終了日に該当する日(以下「該当日」といいます。)が休業日のときは、各計算期間終了日は該当日の翌営業日とし、その翌日より次の計算期間が開始されるものとします。ただし、最終計算期間の終了日は、約款第3条に定める信託期間の終了日とします。

(5) 【その他】

a. 信託期間の終了

下記の信託約款の条項に規定する場合は、信託期間終了日前に信託契約を解約し、当該信託を終了させる場合があります。

(イ) 信託契約の一部解約(約款第46条第8項から第13項)

① 委託者は、信託契約の一部を解約することにより、受益権の総口数が5億口を下回ることとなった場合には、受託者と合意のうえ、この信託契約を解約し、信託を終了させることができます。この場合において、委託者は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。

- ② 委託者は、上記①の事項について、あらかじめ、解約しようとする旨を公告し、かつ、その旨を記載した書面をこの信託契約に係る知られたる受益者に対して交付します。ただし、この信託契約に係るすべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。
- ③ 上記②の公告および書面には、受益者で異議のある者は一定の期間内に委託者に対して 異議を述べるべき旨を付記します。なお、一定の期間は一月を下らないものとします。
- ④ 上記③の一定の期間内に異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権の総口数の二分の 一を超えるときは、上記①の信託契約の解約をしません。
- ⑤ 委託者は、この信託契約の解約をしないこととしたときは、解約しない旨およびその理由を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面を知られたる受益者に対して交付します。ただし、すべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。
- ⑥ 上記③から上記⑤までの規定は、信託財産の状態に照らし、真にやむを得ない事情が生じている場合であって、上記③の一定の期間が一月を下らずにその公告および書面の交付を行うことが困難な場合には適用しません。

(ロ) 信託契約の解約(約款第47条)

- ① 委託者は、約款第3条の規定による信託終了前にこの信託契約を解約することが受益者のため有利であると認めるとき、またはやむを得ない事情が発生したときは、受託者と合意のうえ、この信託契約を解約し、信託を終了させることができます。この場合において、委託者は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。
- ② 委託者は、上記①の事項について、あらかじめ、解約しようとする旨を公告し、かつ、その旨を記載した書面をこの信託契約に係る知られたる受益者に対して交付します。ただし、この信託契約に係るすべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行ないません。
- ③ 上記②の公告および書面には、受益者で異議のある者は一定の期間内に委託者に対して 異議を述べるべき旨を付記します。なお、一定の期間は一月を下らないものとします。
- ④ 上記③の一定の期間内に異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権の総口数の二分の 一を超えるときは、上記①の信託契約の解約をしません。
- ⑤ 委託者は、この信託契約の解約をしないこととしたときは、解約しない旨およびその理由を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面を知られたる受益者に対して交付します。ただし、すべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。
- ⑥ 上記③から上記⑤までの規定は、信託財産の状態に照らし、真にやむを得ない事情が生じている場合であって、上記③の一定の期間が一月を下らずにその公告および書面の交付を行うことが困難な場合には適用しません。

(ハ) 信託契約に関する監督官庁の命令(約款第48条第1項)

委託者は、監督官庁よりこの信託契約の解約の命令を受けたときは、その命令に従い、この信託契約を解約し信託を終了させます。

(二) 委託者の登録取り消し等に伴う取り扱い(約款第49条)

- ① 委託者が監督官庁より登録の取り消しを受けたとき、解散したときまたは業務を廃止したときは、委託者は、この信託契約を解約し、信託を終了させます。
- ② 上記①の規定にかかわらず、監督官庁がこの信託契約に関する委託者の業務を他の投資 信託委託会社に引き継ぐことを命じたときは、この信託は、約款第52条第4項に該当する 場合を除き、当該投資信託委託会社と受託者との間において存続します。

(ホ) 受託者の辞任および解任に伴う取り扱い(約款第51条)

① 受託者は、委託者の承諾を受けてその任務を辞任することができます。受託者がその任務に背いた場合、その他重要な事由が生じたときは、委託者または受益者は、裁判所に受託者の解任を請求することができます。受託者が辞任した場合、または裁判所が受託者を解任した場合、委託者は、約款第52条の規定に従い、新受託者を選任します。

② 委託者が新受託者を選任できないときは、委託者はこの信託契約を解約し、信託を終了 させます。

b. 約款の変更

約款の変更は、信託約款の下記の条項により行うものとします。

(イ) 信託契約に関する監督官庁の命令(約款第48条第2項)

委託者は、監督官庁の命令に基づいてこの信託約款を変更しようとするときは、約款第52 条の規定にしたがいます。

(ロ) 信託約款の変更(約款第52条)

- ① 委託者は、受益者の利益のため必要と認めるとき、またはやむを得ない事情が発生した ときは、受託者と合意のうえ、この信託約款を変更することができるものとし、あらかじ め、変更しようとする旨およびその内容を監督官庁に届け出ます。
- ② 委託者は、上記①の変更事項のうち、その内容が重大なものについて、あらかじめ、変更しようとする旨およびその内容を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面をこの信託約款に係る知られたる受益者に対して交付します。ただし、この信託約款に係るすべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として公告を行いません。
- ③ 上記②の公告および書面には、受益者で異議のある者は一定の期間内に委託者に対して 異議を述べるべき旨を付記します。なお、一定の期間は一月を下らないものとします。
- ④ 上記③の一定の期間内に異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権の総口数の二分の 一を超えるときは、上記①の信託約款の変更をしません。
- ⑤ 委託者は、当該信託約款の変更をしないこととしたときは、変更しない旨およびその理由を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面を知られたる受益者に対して交付します。ただし、すべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。

c. その他の契約の変更

<募集・販売の取扱い等に関する契約>

委託者と販売会社(取次登録金融機関は除きます。)との間の募集・販売の取扱い等に関する契約は当事者の別段の意思表示がない限り、1年ごとに自動的に更新されます。

当契約は、当事者間の合意により変更することができます。

<運用の権限委託に関する契約>

親投資信託の運用における投資顧問会社との投資運用委託契約は、親投資信託の信託期間終了まで継続します。

ただし、委託者、投資顧問会社が法令等に違反したとき、重大な契約違反を行ったとき、その他契約を継続することが困難となった場合には、相手方に通知を行うことにより契約の終了 又は契約内容の変更を行うことができます。

上記の終了または変更は、必要に応じて運用報告書に記載する等の方法により受益者に対して通知を行う手配をしますが、必ずしも直ちに受益者全員にこれを知らせるものではありません。

d. 運用報告書等

<運用報告書>

委託者は、投資信託及び投資法人に関する法律の規定に基づき当該信託財産の計算期間の末 日毎に交付運用報告書を作成し、販売会社を通じて当該信託財産に係る知れている受益者に対 して交付します。

運用報告書(全体版)は、委託者のホームページで閲覧できます。なお、受益者から運用報告書(全体版)の交付の請求があった場合には、これを交付します。

<有価証券報告書および半期報告書>

委託者は、金融商品取引法第24条第1項の規定に基づき有価証券報告書および同法第24条の 5第1項の規定に基づき半期報告書を作成し、関東財務局に提出します。

<臨時報告書>

委託者は、金融商品取引法第24条の5第4項の規定に基づき臨時報告書を作成し、関東財務 局に提出します。

e. 委託者の事業の譲渡および承継に伴う取り扱い(約款第50条)

- ① 委託者は、事業の全部又は一部を譲渡することがあり、これに伴い、この信託契約に関する事業を譲渡することがあります。
- ② 委託者は、分割により事業の全部又は一部を承継させることがあり、これに伴い、この信託契約に関する事業を承継させることがあります。

f. 公告(約款第53条)

委託者が受益者に対してする公告は、日本経済新聞に掲載します。

g. 信託約款に関する疑義の取り扱い(約款第54条)

信託約款の解釈について疑義が生じたときは、委託者と受託者との協議により定めます。

h. 信託事務処理の再信託

受託者は、当ファンドに係る信託事務の処理の一部について日本マスタートラスト信託銀行 株式会社と再信託契約を締結し、これを委託することがあります。その場合には、再信託に係 る契約書類に基づいて所定の事務を行います。

4 【受益者の権利等】

受益者は「投資信託及び投資法人に関する法律」ならびに信託約款の規定および本書の記載に従い、以下の権利を有するものとします。

(イ) 収益分配金に対する請求権

受益者は、持分に応じて収益分配金を請求する権利を有します。

- ① 収益分配金は、毎計算期間終了日後1ヵ月以内の委託者の指定する日(原則として計算期間終了日から起算して5営業日)までに、毎計算期間の末日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者(当該収益分配金にかかる計算期間の末日以前において一部解約が行われた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該収益分配金にかかる計算期間の末日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とします。)に支払いを開始するものとします。なお、2007年1月4日以降においても、約款第45条に規定する時効前の収益分配金にかかる収益分配金交付票は、なおその効力を有するものとし、当該収益分配金交付票と引き換えに受益者に支払います。
- ② 収益分配金の支払い※は、販売会社の営業所等において行うものとします。
- ③ 上記①の規定にかかわらず、累積投資契約に基づいて収益分配金を再投資する受益者に対しては、受託者が委託者の指定する預金口座等に払い込むことにより、原則として、毎計算期間終了日の翌営業日に、収益分配金が販売会社(委託者は除きます。)に交付されます。この場合、販売会社(委託者は除きます。)は、受益者に対し遅滞なく収益分配金の再投資にかかる受益権の売付けを行います。当該売付けにより増加した受益権は、約款第9条第3項の規定にしたがい、振替口座簿に記載または記録されます。
- ④ 委託者は上記①の規定にかかわらず、委託者の自らの募集に応じた受益者に帰属する受益権にかかる収益分配金(受益者が自己に帰属する受益権の全部もしくは一部の口数について、委託者に対し、この信託の収益分配金の再投資にかかる受益権の取得の申し込みをしないことをあらかじめ申し出た場合において、委託者が当該申し出を受け付けた受益権にかかる収益分配金を除きます。)をこの信託の受益権の取得申込金として、各受益者ごとに当該収益分配金の再投資にかかる受益権の取得の申し込みに応じたものとします。当該取得申込

により増加した受益権は、約款第9条第3項の規定にしたがい、振替口座簿に記載または記録されます。

- ⑤ 上記③および上記④に基づいて収益分配金を再投資する場合の受益権の価額は、原則として各計算期間終了日の基準価額とします。
- ⑥ 受益者が、収益分配金について支払開始日から5年間その支払いを請求しないときは、その権利を失い、受託者から交付を受けた金銭は、委託者に帰属します。

(ロ) 償還金に対する請求権

受益者は、持分に応じて償還金を請求する権利を有します。

- ① 償還金(信託終了時における信託財産の純資産総額を受益権総口数で除した額をいいます。以下同じ。)は、信託終了日後1ヵ月以内の委託者の指定する日(原則として償還日(休業日の場合は翌営業日)から起算して5営業日)までに、信託終了日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者(信託終了日以前において一部解約が行われた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該信託終了日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とします。)に支払いを開始するものとします。なお、当該受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して委託者がこの信託の償還をするのと引き換えに、当該償還に係る受益権の口数と同口数の抹消の申請を行うものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行われます。また、受益証券を保有している受益者に対しては、償還金は、信託終了日後1ヵ月以内の委託者の指定する日から受益証券と引き換えに当該受益者に支払います。
- ② 償還金の支払い※は、販売会社の営業所等において行うものとします。
- ③ 受益者が、信託終了による償還金について、支払開始日から10年間その支払いを請求しないときは、その権利を失い、受託者より交付を受けた金銭は委託者に帰属します。

(ハ) 買戻し(信託の一部解約)請求権

受益者は、自己に帰属する受益権につき、委託者に1口単位をもって一部解約の実行を請求することができます。 (注)

- (注) 取引所における取引の停止、外国為替取引の停止その他やむを得ない事情があるときは、一部解約の実行 の請求の受け付けを中止すること、およびすでに受け付けた一部解約の実行の請求を取り消す場合があります。
- ① 一部解約金は、約款第46条第1項の受益者の請求を受け付けた日から起算して、原則として、5営業日目から当該受益者に支払います。
- ② 一部解約金の支払い※は、販売会社の営業所等において行うものとします。

(二) 反対者の買取請求権(約款第52条の2)

- ① 約款第46条もしくは約款第47条に規定する信託契約の解約または約款第52条に規定する信託約款の変更を行う場合において、約款第46条第10項、約款第47条第3項または約款第52条第3項の一定の期間内に委託者に対して異議を述べた受益者は、受託者に対し、自己に帰属する受益権を、信託財産をもって買い取るべき旨を請求することができます。なお、受益者は当該請求をするときは、販売会社に対し、振替受益権をもって行うものとします。
- ② 上記①の請求の取り扱いは、委託者と受託者の協議により定めた手続きにより行うものとします。
- (ホ) **投資信託財産に関する帳簿書類の閲覧又は謄写請求権**(投資信託及び投資法人に関する法律第 15条第2項)

受益者は委託者に対し、その営業時間内に当該受益者に係る投資信託財産に関する帳簿書類の閲覧又は謄写を請求することができます。

※ 受託者は、収益分配金については原則として毎計算期間終了日の翌営業日に、償還金については約款第44条 第1項に規定する支払開始日までに、一部解約金については約款第44条第2項に規定する支払日までに、そ の全額を委託者の指定する預金口座等に払い込みます。受託者は、委託者の指定する預金口座等に収益分配 金、償還金および一部解約金を払い込んだ後は、受益者に対する支払いにつき、その責に任じません。(収 益分配金、償還金および一部解約金の払い込みと支払いに関する受託者の免責(約款第43条))

第3【ファンドの経理状況】

(1) 当ファンドの財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和38年大蔵省令第59号)並びに同規則第2条の2の規定により、「投資信託財産の計算に関する規則」 (平成12年総理府令第133号)に基づいて作成しております。

なお、財務諸表に記載している金額は、円単位で表示しております。

(2) 当ファンドは、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第24期計算期間 (2023年10月17日から2024年10月16日まで)の財務諸表について、PwC Japan有限責任監査法人による監査を受けております。

独立監査人の監査報告書

2025年1月10日

農林中金全共連アセットマネジメント株式会社

取締役会御中

PwC Japan有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員 業務執行社員

公認会計士 久 保 直 毅

指定有限責任社員 業務執行社員 公認会計士 佐 藤 孝

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているJA海外債券ファンドの2023年10月17日から2024年10月16日までの計算期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、JA海外債券ファンドの2024年10月16日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する計算期間の損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、農林中金全共連アセットマネジメント株式会社及びファンドから独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、有価証券報告書及び有価証券届出書(訂正有価証券届出書を含む)に含まれる情報のうち、財務 諸表及びその監査報告書以外の情報である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。

当監査法人の財務諸表に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

財務諸表監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と財務諸表又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を 立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監 査証拠を入手する。
- ・ 財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び 関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、 継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付け る。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚 起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見 を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の 事象や状況により、ファンドは継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、経営者に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

利害関係

農林中金全共連アセットマネジメント株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

- (注) 1. 上記の監査報告書の原本は当社が別途保管しております。
 - 2. XBRLデータは監査の対象には含まれていません。

1【財務諸表】

【JA海外債券ファンド】

(1)【貸借対照表】

	第23期 2023年10月16日現在	第24期 2024年10月16日現在
資産の部		
流動資産		
コール・ローン	1, 281, 632	1, 271, 562
親投資信託受益証券	192, 301, 827	210, 312, 119
未収利息	-	7
流動資産合計	193, 583, 459	211, 583, 688
資産合計	193, 583, 459	211, 583, 688
負債の部		
流動負債		
未払収益分配金	1, 611, 726	3, 890, 040
未払受託者報酬	53, 900	56, 749
未払委託者報酬	1, 239, 607	1, 305, 115
未払利息	1	-
その他未払費用	6, 489	6, 530
流動負債合計	2, 911, 723	5, 258, 434
負債合計	2, 911, 723	5, 258, 434
純資産の部	-	
元本等		
元本	123, 978, 969	125, 485, 187
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金(△)	66, 692, 767	80, 840, 067
(分配準備積立金)	18, 744, 249	28, 633, 068
元本等合計	190, 671, 736	206, 325, 254
純資産合計	190, 671, 736	206, 325, 254
負債純資産合計	193, 583, 459	211, 583, 688

(2) 【損益及び剰余金計算書】

		(単位:円)
	第23期 自 2022年10月18日 至 2023年10月16日	第24期 自 2023年10月17日 至 2024年10月16日
営業収益		
受取利息	10	941
有価証券売買等損益	8, 608, 946	19, 844, 720
営業収益合計	8, 608, 956	19, 845, 661
営業費用		
支払利息	493	22
受託者報酬	110, 220	111, 040
委託者報酬	2, 534, 899	2, 553, 791
その他費用	6, 571	6, 530
営業費用合計	2, 652, 183	2, 671, 383
営業利益又は営業損失(△)	5, 956, 773	17, 174, 278
経常利益又は経常損失(△)	5, 956, 773	17, 174, 278
当期純利益又は当期純損失 (△)	5, 956, 773	17, 174, 278
一部解約に伴う当期純利益金額の分配額又は一部解約に伴う当期純損失金額の分配額(△)	24, 906	1, 368, 123
期首剰余金又は期首欠損金(△)	71, 936, 596	66, 692, 767
剰余金増加額又は欠損金減少額	3, 631, 882	9, 951, 226
当期一部解約に伴う剰余金増加額又は欠損金減少 額	-	-
当期追加信託に伴う剰余金増加額又は欠損金減少 額	3, 631, 882	9, 951, 226
剰余金減少額又は欠損金増加額	13, 195, 852	7, 720, 041
当期一部解約に伴う剰余金減少額又は欠損金増加 額	13, 195, 852	7, 720, 041
当期追加信託に伴う剰余金減少額又は欠損金増加 額	-	_
分配金	1, 611, 726	3, 890, 040
期末剰余金又は期末欠損金(△)	66, 692, 767	80, 840, 067

(3)【注記表】

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

1.有価証券の評価基準及び評価 お動平均法に基づき、時価で評価しております。 時価評価にあたっては、親投資信託受益証券の基準価額に基づいて評価しております。 2.収益及び費用の計上基準 有価証券売買等損益 約定日基準で計上しております。

(重要な会計上の見積りに関する注記)

第23期	第24期
(2023年10月16日現在)	(2024年10月16日現在)
当計算期間の財務諸表の作成にあたって行った 会計上の見積りが当計算期間の翌計算期間の財 務諸表に重要な影響を及ぼすリスクは識別して いないため、注記を省略しております。	同左

(貸借対照表に関する注記)

	項目	第23期 2023年10月16日現在	第24期 2024年10月16日現在
1.	投資信託財産に係る元本の状況		
	期首元本額	143, 025, 712円	123, 978, 969円
	期中追加設定元本額	7, 362, 431円	15,819,244円
	期中一部解約元本額	26, 409, 174円	14, 313, 026円
2.	計算期間の末日における受益権の総数	123, 978, 969 □	125, 485, 187 □
3.	一口当たり純資産額	1.5379円	1.6442円
	(一万口当たり純資産額)	(15, 379円)	(16,442円)

(損益及び剰余金計算書に関する注記)

項目	第23期 自 2022年10月18日 至 2023年10月16日	第24期 自 2023年10月17日 至 2024年10月16日
図に係る権限の全部又は 一部を委託するために要 する費用として、委託者 報酬の中から支弁してい る額	親投資信託の計算期間を通じて毎日、 親投資信託の信託財産の純資産総額に 年10,000分の50以内の率を乗じて得た 報酬の総額に、親投資信託の受益権総 口数に占める信託財産に属する親投資 信託の受益権口数の持分割合を乗じて 得た額とします。	同左
	等収益(2,947,756円)、費用控除 後、繰越欠損金補填後の有価証券売買 等損益(1,937,740円)、信託約款に 規定される収益調整金(48,368,282 円)及び分配準備積立金(15,470,479 円)より、分配対象収益は68,724,257 円(一万口当たり5,543.22円)であ り、うち1,611,726円(一万口当たり	

I 金融商品の状況に関する事項

	第23期	第24期
項目	自 2022年10月18日	自 2023年10月17日
	至 2023年10月16日	至 2024年10月16日
1. 金融商品に対する取組方針	当ファンドは、投資信託及び投資 法人に関する法律第2条第4項に定 める証券投資信託であり、信託約 款に規定する「運用の基本方針」 に従い、有価証券等の金融商品に 対して投資として運用することを 目的としております。	同左
2. 金融商品の内容及び金融商品に係るリスク	当ファンドが保有する金融商品の 種類は、有価証券、コール・ロン等の金銭債権等であります。 当ファンドが保有する有価証券 は、全て売買目的で保有してまり、これらの詳細は、「(重要記) り、これらの詳細は、「(重要記) 方針に係る事項に関すご評価 計方針に係る評価基準及び評価 法」に記載しております。 当該金融商品は、流動性リスク、 為替変動リスク等に晒されています。	同左
3. 金融商品に係るリスクの管理体制	リ理れるい によっと ででは、プログラスをでは、アンスをであるい。 ででは、アンスででは、アンスででは、アンスででは、アンスでででででででは、アンスでででででででででででででででででででででででででででででででででででで	同左

Ⅱ金融商品の時価等に関する事項

項目	第23期	第24期			
切口	2023年10月16日現在	2024年10月16日現在			
1. 貸借対照表計上額、時価及びその差額	貸借対照表計上の金融商品は原則 としてすべて時価で評価している ため、貸借対照表計上額と時価と の差額はありません。	同左			
2. 時価の算定方法	親投資信託受益証券 「(重要な会計方針に係る事項に 関する注記)」に記載しております。 コール・ローン等の金銭債権 短期で決済されるため、帳簿価額 を時価としております。	同左			
3. 金融商品の時価等に関する 事項の補足説明	金融商品の時価の算定においては 一定の前提条件等を採用している ため、異なる前提条件等によった 場合、当該価額が異なることもあ ります。	同左			

(有価証券に関する注記)

第23期(自 2022年10月18日 至 2023年10月16日)

売買目的有価証券

(単位:円)

種類	当計算期間の損益に含まれた評価差額	
親投資信託受益証券		8, 446, 991
合計		8, 446, 991

第24期(自 2023年10月17日 至 2024年10月16日)

売買目的有価証券

(単位:円)

種類	当計算期間の損益に含まれた評価差額	
親投資信託受益証券		18, 296, 248
合計		18, 296, 248

(デリバティブ取引等に関する注記) 該当事項はありません。

(関連当事者との取引に関する注記) 該当事項はありません。

(4)【附属明細表】

第1 有価証券明細表

①株式

該当事項はありません。

②株式以外の有価証券

(単位:円)

種 類	銘 柄	券面総額	評価額	備考
親投資信託受 益証券	J A海外債券マザーファンド	55, 387, 564	210, 312, 119	
	合計	55, 387, 564	210, 312, 119	

⁽注1)券面総額欄の数値は、口数を表示しております。

第2 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表該当事項はありません。

(参考情報)

当ファンドは、「J A海外債券マザーファンド」受益証券を主要投資対象としており、貸借対照表の資産の部に計上された「親投資信託受益証券」は、すべて同マザーファンドの受益証券であります。

なお、同マザーファンドの状況は次のとおりであります。

「JA海外債券マザーファンド」の状況 なお、以下に記載した情報は監査の対象外であります。

(1) 貸借対照表

	2023年10月16日現在	2024年10月16日現在
	金額 (円)	金額 (円)
資産の部		
流動資産		
預金	152, 897, 163	885, 084, 975
コール・ローン	99, 553, 938	59, 674, 415
国債証券	9, 456, 782, 826	10, 362, 249, 640
地方債証券	201, 865, 677	64, 789, 850
特殊債券	608, 385, 114	517, 198, 377
社債券	1, 245, 861, 832	894, 874, 569
派生商品評価勘定	19, 414, 112	54, 347, 532
未収入金	572, 195, 626	814, 501, 923
未収利息	70, 347, 451	59, 558, 002
前払費用	15, 730, 221	44, 394, 902
流動資産合計	12, 443, 033, 960	13, 756, 674, 185
資産合計	12, 443, 033, 960	13, 756, 674, 185
負債の部		
流動負債		
派生商品評価勘定	23, 983, 250	46, 680, 123
未払金	544, 208, 642	1, 212, 108, 580
未払解約金	211, 181	-
未払利息	103	-
流動負債合計	568, 403, 176	1, 258, 788, 703
負債合計	568, 403, 176	1, 258, 788, 703
純資産の部		
元本等		
元本	3, 451, 875, 993	3, 291, 429, 283
剰余金		
剰余金又は欠損金(△)	8, 422, 754, 791	9, 206, 456, 199
元本等合計	11, 874, 630, 784	12, 497, 885, 482
純資産合計	11, 874, 630, 784	12, 497, 885, 482
負債純資産合計	12, 443, 033, 960	13, 756, 674, 185

(2) 注記表

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

1. 有価証券の評価基準及び評価国債証券、地方債証券、特殊債券、社債券

方法 個別法に基づき、原則として時価で評価しております。

時価は以下のいずれかから入手した価額によっております。

①日本証券業協会発表の店頭売買参考統計値(平均値)

②金融商品取引業者、銀行等の提示する価額(但し、売気配相場は使 用いたしません。)

③価格情報会社の提供する価額

2. デリバティブ等の評価基準及為替予約取引

び評価方法 原則として、わが国における計算期間末日の対顧客先物売買相場の仲

値で評価しております。

3. 外貨建資産・負債の本邦通貨信託財産に属する外貨建資産・負債の円換算は、原則として、わが国 への換算基準

における計算期間末日の対顧客電信売買相場の仲値によって計算して

おります。

4. 収益及び費用の計上基準 有価証券売買等損益

約定日基準で計上しております。

派生商品取引等損益

約定日基準で計上しております。

5. その他 外貨建取引等の会計処理

「投資信託財産の計算に関する規則」(平成12年総理府令第133号)

第60条及び第61条にしたがって処理しております。

(重要な会計上の見積りに関する注記)

<u> </u>	
(2023年10月16日現在)	(2024年10月16日現在)
本書における開示対象ファンドの当計算期間の 財務諸表の作成にあたって行った会計上の見積 りが本書における開示対象ファンドの当計算期 間の翌計算期間の財務諸表に重要な影響を及ぼ すリスクは識別していないため、注記を省略し ております。	同左

(貸借対照表に関する注記)

	(食品内が気に関うるに配う					
	項目	2023年10月16日現在	2024年10月16日現在			
1.	投資信託財産に係る元本の状況					
	本書における開示対象ファンドの期首	2022年10月18日	2023年10月17日			
	同期首元本額	6,055,427,962円	3, 451, 875, 993円			
	同期中追加設定元本額	58, 109, 118円	15,773,287円			
	同期中一部解約元本額	2,661,661,087円	176, 219, 997円			
	元本の内訳					
	J A海外債券ファンド	55, 900, 069円	55, 387, 564円			
	J A資産設計ファンド (安定型)	9, 029, 959円	7, 475, 739円			
	J A資産設計ファンド(成長型)	24, 972, 774円	21,882,919円			
	J A資産設計ファンド (積極型)	22,877,671円	21,756,382円			
	J A海外債券私募ファンド(適格機関投資家専	2, 432, 566, 800円	2, 394, 842, 382円			
	用)					
	JAグローバルバランス私募ファンド(適格機	906, 528, 720円	790, 084, 297円			
	関投資家専用)					
	合計	3, 451, 875, 993円	3, 291, 429, 283円			
2.	本書における開示対象ファンドの計算期間の末	3, 451, 875, 993 □	3, 291, 429, 283 □			
	日における受益権の総数					
3.	一口当たり純資産額	3. 4401円	3. 7971円			
	(一万口当たり純資産額)	(34, 401円)	(37,971円)			

I 金融商品の状況に関する事項

項目	自 2022年10月18日 至 2023年10月16日	自 2023年10月17日 至 2024年10月16日
1. 金融商品に対する取組方針	,	同左
2. 金融商品の内容及び金融商品に係るリスク	当ファンドが保有するでは、大人のでは、カーのでは	同左
3. 金融商品に係るリスクの管理体制	フスクでは、オーマンスをでは、オーマンスをでは、オーマンスをでは、オーマンでは、オーマンでは、オースを運用がする。というないでは、オースを運用ができまが、近月のでは、カーでは、カー	同左

Ⅱ金融商品の時価等に関する事項

項目	2023年10月16日現在	2024年10月16日現在
びその差額	貸借対照表計上の金融商品は原則 としてすべて時価で評価している ため、貸借対照表計上額と時価と の差額はありません。	同左
	国債証券 「(重要な会計方針に係る事項に関する注記)」に記載しております。 地方債証券 「(重要な会計方針に係る事項に関する注記)」に記載しております。 特殊(重要な会計方針に係る事項に関す。 特殊(重要な会計方針に係る事項に関す。 特殊(重要な会計方針に係る事項に関す。 社債(重要な会計方針に係る事項に関す。 社債(重要な会計方針に係る事項に関す。 対策を表示がある。 対策を表示がある。 「(記)」に記載しております。 はいたがいる。 を時価としております。	同左
事項の補足説明	金融商品の時価の算定においては 一定の前提条件等を採用している ため、異なる前提条件等によった 場合、当該価額が異なることもあ ります。	同左

(有価証券に関する注記) (自 2022年10月18日 至 2023年10月16日) 売買目的有価証券

(単位:円)

種類 当計算期間の損益に含まれた評価差額	
国債証券	△233, 776, 505
地方債証券	1,721,024
特殊債券	△2, 046, 691
社債券	10, 968, 412
合計	△223, 133, 760

(自 2023年10月17日 至 2024年10月16日)

売買目的有価証券

種類	当計算期間の損益に含まれた評価差額	
国債証券	123, 363, 295	
地方債証券	4, 038, 641	
特殊債券	14, 843, 812	
社債券	28, 521, 693	
合計	170, 767, 441	

(デリバティブ取引等に関する注記) 取引の時価等に関する事項 (通貨関連)

(2023年10月16日現在)

T .					(半位: 円)
区分	種類	契約額等 ————————————————————————————————————		時価	評価損益
<i>□</i> /√	1-1-79%	> < 4 BY A	うち1年超	2 lbri	H 1 1944 424 TITE
市場取引以外	為替予約取引				
の取引	買建				
	米ドル	1, 217, 476, 847	_	1, 216, 615, 007	△861, 840
	カナダドル	148, 999, 724	_	148, 117, 641	△882, 083
	メキシコペソ	93, 546, 813	_	91, 231, 456	$\triangle 2, 315, 357$
	ユーロ	565, 406, 239	_	560, 276, 638	$\triangle 5, 129, 601$
	英ポンド	148, 135, 724	_	147, 621, 437	△514, 287
	スイスフラン	45, 824, 359	_	46, 030, 350	205, 991
	スウェーデン クローネ	27, 012, 356	_	26, 726, 455	△285, 901
	ノルウェーク ローネ	64, 533, 196	_	64, 091, 539	△441, 657
	デンマークク ローネ	12, 095, 706	_	12, 042, 086	△53, 620
	ポーランドズ ロチ	54, 533, 602	_	55, 016, 085	482, 483
	オーストラリ アドル	119, 550, 114	_	117, 603, 624	$\triangle 1$, 946, 490
	ニュージーラ ンドドル	32, 522, 625	_	32, 685, 952	163, 327
	シンガポール ドル	82, 610, 957	_	82, 140, 006	△470 , 951
	イスラエル シェケル	26, 255, 355	_	25, 929, 290	∆326 , 065
	オフショア人 民元	256, 859, 340	_	257, 524, 750	665, 410
	売建				
	米ドル	1, 803, 101, 886	_	1, 804, 585, 447	$\triangle 1, 483, 561$
	カナダドル	104, 983, 600	_	104, 025, 319	958, 281
	メキシコペソ	170, 225, 946	_	164, 944, 364	5, 281, 582
	ユーロ	186, 251, 470	_	185, 201, 349	1, 050, 121
	英ポンド	186, 790, 774	_	185, 716, 764	1, 074, 010
	スイスフラン	78, 121, 370	_	79, 476, 863	$\triangle 1, 355, 493$
	スウェーデン クローネ	31, 093, 550	_	30, 817, 377	276, 173
	ノルウェーク ローネ	73, 968, 300	_	72, 425, 214	1, 543, 086
•	•			'	'

合計	5, 915, 941, 690	_	5, 897, 089, 546	△4, 569, 138
オフショア人 民元	103, 037, 062	_	103, 071, 094	∆34 , 032
イスラエル シェケル	7, 293, 280	_	7, 017, 044	276, 236
シンガポール ドル	34, 487, 450	_	34, 315, 785	171, 665
ニュージーラ ンドドル	96, 237, 153	_	95, 546, 367	690, 786
オーストラリ アドル	49, 830, 440	_	49, 205, 356	625, 084
ポーランドズ ロチ	95, 156, 452	_	97, 088, 887	$\triangle 1,932,435$

(2024年10月16日現在)

					(単位:円)
区分	種類	契約額等	うち1年超	時価	評価損益
市場取引以外	为 扶 子 幼 版 引		ノ り1 中心		
の取引のから					
	買建	1 041 200 700		1 077 457 569	20, 000, 705
	米ドル	1, 941, 390, 798	_	1, 977, 457, 563	
	カナダドル	115, 183, 922	_	115, 198, 142	
	メキシコペソ	158, 427, 191	_	162, 863, 085	4, 435, 894
	ユーロ	348, 337, 932	_	348, 610, 398	272, 466
	英ポンド	340, 662, 668	_	342, 154, 871	1, 492, 203
	スウェーデン クローネ	19, 580, 182	_	19, 389, 643	△190, 539
	ノルウェーク ローネ	44, 004, 161	_	43, 564, 338	△439, 823
	デンマークク ローネ	3, 744, 140	_	3, 739, 899	△4, 241
	ポーランドズ ロチ	31, 820, 573	_	31, 728, 911	△91, 662
	オーストラリ アドル	203, 989, 864	_	202, 920, 304	$\triangle 1,069,560$
	ニュージーラ ンドドル	64, 175, 794	_	63, 304, 939	△870, 855
	シンガポール ドル	105, 397, 865	_	106, 052, 280	654, 415
	イスラエル シェケル	46, 920, 071	_	47, 433, 758	513, 687
	オフショア人 民元	218, 601, 692	_	219, 100, 774	499, 082
	売建				
	米ドル	2, 007, 085, 037	_	2, 039, 061, 817	△31, 976, 780
	l l		61 —		l l

合計	7, 590, 712, 688	_	7, 665, 609, 383	7, 667, 409
オフショア人 民元	283, 399, 001	_	282, 890, 873	508, 128
イスラエル シェケル	13, 063, 958	_	13, 275, 112	△211, 154
シンガポール ドル	31, 281, 740	_	31, 406, 040	△124, 300
ニュージーラ ンドドル	189, 504, 058	_	187, 824, 027	1, 680, 031
オーストラリ アドル	269, 036, 050	_	266, 605, 593	2, 430, 457
ポーランドズ ロチ	7, 881, 221	_	7, 922, 796	△41, 575
ノルウェーク ローネ	9, 232, 600	_	9, 198, 899	33, 701
スウェーデン クローネ	78, 315, 050	_	78, 202, 510	112, 540
スイスフラン	37, 950, 120	_	38, 231, 453	△281, 333
英ポンド	462, 593, 656	_	466, 685, 109	$\triangle 4,091,453$
ユーロ	248, 427, 895	_	248, 660, 961	$\triangle 233,066$
メキシコペソ	228, 638, 191	_	230, 211, 364	$\triangle 1,573,173$
カナダドル	82, 067, 258	_	81, 913, 924	153, 334

(注)時価の算定方法

- 1. 対顧客先物売買相場の仲値が発表されている外貨については、以下のように評価しております。
 - ①為替予約の受渡日の対顧客先物売買相場の仲値が発表されている場合は、当該仲値で評価しております。
 - ②為替予約の受渡日の対顧客先物売買相場の仲値が発表されていない場合は、以下の方法によっております。
 - ・為替予約の受渡日を超える対顧客先物売買相場の仲値が発表されている場合には、発表されている先物相場のうち受渡日に最も近い前後二つの先物相場の仲値をもとに計算したレートを用いております。
 - ・為替予約の受渡日を超える対顧客先物売買相場の仲値が発表されていない場合には、発表されているもので為替予約の受渡日に最も近い先物相場の仲値で評価しております。
- 2. 対顧客先物売買相場の仲値が発表されていない外貨については、対顧客電信売買相場の仲値で評価しております。
- 3. 上記の算定方法にて、適正な時価と認定できない事由が認められた場合は、投資信託委託会社が忠実義務に基づいて合理的な事由をもって時価と認めた価額で評価しております。
- ※上記取引でヘッジ会計が適用されているものはありません。

(関連当事者との取引に関する注記) 該当事項はありません。

(3) 附属明細表

第1 有価証券明細表 ①株式

該当事項はありません。

②株式以外の有価証券

通貨	種類	銘 柄	券面総額	評価額	備
ドドル	国債証券	T-BOND 1.75 410815	3, 912, 000. 00	2, 695, 459. 69)
		T-BOND 2.0 510815	3, 590, 500. 00	2, 231, 018. 85	5
		T-BOND 3. 125 411115	439, 000. 00	377, 197. 03	3
		T-BOND 3.625 440215	1, 063, 000. 00	954, 748. 39)
		T-NOTE 3.875 330815	1, 625, 000. 00	1, 607, 797. 84	Ŀ
		T-NOTE 4. 125 310331	4, 788, 000. 00	4, 839, 807. 59)
		T-NOTE 4.375 270715	6, 537, 000. 00	6, 619, 733. 56	5
		T-NOTE 4.5 290531	5, 022, 100. 00	5, 155, 891. 74	Į.
		T-NOTE 4.625 260630	5, 901, 000. 00	5, 958, 856. 94	Į.
		T-NOTE 4.875 281031	1, 036, 000. 00	1, 074, 081. 07	,
		TSY INF 1.75 340115	366, 000. 00	374, 214. 16	5
	回体示火		34, 279, 600. 00	31, 888, 806. 86	5
	国債証券 /	、 青十		(4, 760, 679, 976)	
	社債券	AMGEN INC 5.15 280302	130, 000. 00	133, 080. 74	Į.
		AT&T INC 1.65 280201	250, 000. 00	229, 091. 85	5
		AUTOZONE INC 6.25 281101	15, 000. 00	15, 948. 47	,
		BANK OF AME 5.933 270915	130, 000. 00	133, 332. 58	3
		CANADIAN 4.508 270911	175, 000. 00	175, 041. 45	5
		CISCO SYSTEM 4.8 270226	110, 000. 00	111, 645. 08	3
		COLUMBIA PI 6.055 260815	110, 000. 00	112, 167. 36	5
		CRBG FIN 3.5 250404	190, 000. 00	188, 664. 80)
		DIAMONDBACK 5.2 270418	170, 000. 00	172, 832. 01	
		DISCA 3.9 241115	390, 000. 00	389, 394. 05	5
		ENBRIDGE 5.25 270405	155, 000. 00	157, 961. 89)
		EVERSOURCE 4.75 260515	70, 000. 00	70, 265. 35	5
		GE HEALTHCARE 5.55 24111	270, 000. 00	270, 052. 48	3
		INTEL 4.875 260210	155, 000. 00	155, 303. 02	2
		INTNED 3.869 260328	250, 000. 00	248, 564. 88	3
		JOHN DEERE 4.75 260608	140, 000. 00	141, 400. 75	,
		JOHNSONVIL 5.078 541001	35, 000. 00	34, 986. 17	,
		JPMORGAN 4.851 280725	200, 000. 00	201, 950. 70)
		MERCEDS-BNZ 5.375 251126	170, 000. 00	171, 446. 85	5

	NEXTERA ENE 5.749 250901	95, 000. 00	95, 823. 73
	OMERS FINANCE 5.5 331115	250, 000. 00	267, 004. 05
	ONEOK INC 4.25 270924	300, 000. 00	298, 170. 66
	SOUTHERN 5.5 290315	125, 000. 00	130, 010. 16
	STATESTREET 5. 272 260803	110, 000. 00	111, 862. 54
	UNITEDHEALTH 1.25 260115	105, 000. 00	101, 111. 12
	VERALTO CORP 5.5 260918	165, 000. 00	167, 793. 41
	VERIZON 2.1 280322	150, 000. 00	139, 035. 02
九/丰光 儿	⇒ I.	4, 415, 000. 00	4, 423, 941. 17
社債券 小	ēΤ		(660, 450, 177)
[A Tear J. 클].		38, 694, 600. 00	36, 312, 748. 03
ドドル小計			(5, 421, 130, 153)
カナダド 国債証券	CAN GOV 1.75 531201	307, 000. 00	218, 888. 85
	CAN GOV 2.0 320601	1, 354, 000. 00	1, 257, 052. 23
	CAN GOV 4.0 410601	95, 000. 00	104, 192. 39
ちよがいれよま		1, 756, 000. 00	1, 580, 133. 47
カナダドル小計			(171, 112, 653)
メキシコ 国債証券	MBONO 10.0 361120	902, 800. 00	924, 142. 19
ペソ	MBONO 7 260903	7, 898, 100. 00	7, 512, 751. 69
	MBONO 7.5 270603	6, 492, 800. 00	6, 182, 184. 44
	MBONO 7.5 330526	378, 000. 00	330, 829. 38
	MBONO 7.75 341123	282, 900. 00	248, 301. 33
	MBONO 8.0 530731	4, 853, 500. 00	3, 963, 416. 62
パキシコペソ小計	<u> </u>	20, 808, 100. 00	19, 161, 625. 65
インコペノ小計			(145, 166, 559)
ユーロ 国債証券	AUSTRIA 2.1 1170920	77, 000. 00	59, 818. 22
	AUSTRIA 2.9 330220	358, 000. 00	364, 445. 79
	BELGIUM 2.7 291022	299, 000. 00	302, 616. 70
	BELGIUM 2.85 341022	383, 073. 00	384, 119. 55
	BELGIUM 3.45 430622	146, 000. 00	149, 895. 57
	BELGIUM 3.5 550622	218, 000. 00	219, 413. 94
	BTPS 3.1 260828	832, 000. 00	839, 634. 43
	BTPS 3.35 290701	233, 000. 00	238, 740. 18
	BTPS 4.15 391001	1, 096, 000. 00	1, 143, 245. 27
	BTPS 4.2 340301	335, 000. 00	358, 858. 70
	BTPS 4.3 541001	392, 000. 00	402, 920. 33
	BUND 0 520815	301, 000. 00	151, 989. 64
	BUND 2.3 330215	1, 171, 000. 00	1, 185, 621. 10
	FINNISH 2.875 290415	97, 000. 00	98, 915. 07

	FINNISH 2.95 550415	66, 000. 00	64, 707. 85
	FINNISH 3 340915	125, 000. 00	127, 898. 00
	IRISH 1. 5 500515	77, 000. 00	58, 059. 46
	IRISH 2.6 341018	201, 000. 00	201, 440. 19
	NETHER 0 380115	612, 000. 00	430, 404. 30
	NETHER 0 520115	156, 000. 00	76, 615. 65
	NETHER 2. 5 300115	391, 000. 00	395, 144. 60
	OAT 1.75 660525	221, 000. 00	140, 754. 90
		520, 000. 00	
	OAT 2. 5 270924		521, 119. 04
	OAT 2. 75 290225	1, 182, 000. 00	1, 192, 082. 46
	OAT 3. 0 330525	1, 958, 758. 00	1, 982, 635. 26
	OAT 3. 0 490625	547, 000. 00	509, 841. 19
	OAT 3. 25 550525	428, 000. 00	404, 301. 21
	OBL 0 261009	319, 000. 00	305, 972. 35
	OBL 2. 1 290412	2, 230, 000. 00	2, 232, 319. 20
	REPUBLIC 1.85 490523	167, 000. 00	133, 351. 83
	REPUBLIC 3.45 301020	96, 000. 00	101, 010. 81
	SPA GOVT 1.9 521031	366, 000. 00	257, 311. 17
	SPA GOVT 2.8 260531	388, 000. 00	390, 054. 84
	SPA GOVT 3.45 341031	687, 000. 00	716, 953. 20
	SPA GOVT 3.45 430730	351, 000. 00	349, 245. 00
	SPA GOVT 3.5 290531	1, 112, 000. 00	1, 160, 209. 64
	SPA GOVT 3.9 390730	196, 000. 00	209, 404. 44
国債証券	小計	18, 334, 831. 00	17, 861, 071. 08
	·		(2, 902, 245, 439)
特殊債券	CADEPO 1.125 270406	890, 000. 00	860, 640. 68
	CPPIB 0.25 270406	658, 000. 00	623, 097. 04
	EURO UNION 1.625 291204	324, 000. 00	310, 137. 33
	EURO UNION 3.0 341204	257, 500. 00	261, 186. 86
	NEDER 2.5 270913	390, 000. 00	390, 750. 36
	PSPCAP 3.25 340702	250, 000. 00	255, 502. 47
特殊債券	小計	2, 769, 500. 00	2, 701, 314. 74
14 //下层分。	√ HI		(438, 936, 632)
社債券	CAISSE 3.625 290117	100, 000. 00	103, 829. 70
	CMCSA 0 260914	275, 000. 00	260, 671. 40
	GENERAL 1.0 250224	200, 000. 00	198, 147. 60
	SOCIETE 3.625 260731	300, 000. 00	305, 361. 00
社債券 小	計 -	875, 000. 00	868, 009. 70
I	— 65 -	ı	I

				(141, 042, 896)
ーロ小	≟		21, 979, 331. 00	21, 430, 395. 52
L/1.	н			(3, 482, 224, 967)
ポンド	国債証券	GILT 3.25 330131	2, 227, 000. 00	2, 095, 417. 24
		GILT 4 631022	337, 000. 00	299, 289. 70
		GILT 4.375 540731	470, 800. 00	447, 466. 21
		TSY INF 0.75 331122	166, 000. 00	175, 553. 42
	国体工业	1 =1	3, 200, 800. 00	3, 017, 726. 57
	国債証券	八青十		(588, 607, 567)
	地方債証券	ONT 0.25 261225	362, 000. 00	332, 170. 47
		131	362, 000. 00	332, 170. 47
	地方債証券	小計		(64, 789, 850)
	特殊債券	INTL FINANC 2.875 241218	300, 000. 00	298, 875. 60
	₩±. ₹₩. /≠. ¥⊻.	I. = .	300, 000. 00	298, 875. 60
	特殊債券!	八青十		(58, 295, 685)
	社債券	DANSKE BANK 4.625 270413	100, 000. 00	100, 086. 50
		MET LIFE 4.125 250902	135, 000. 00	134, 223. 61
		NYLIFE 1.5 270715	265, 000. 00	244, 446. 60
	九/丰米 小言	·1.	500, 000. 00	478, 756. 71
	社債券 小記	Т		(93, 381, 496)
ポンド小計		4, 362, 800. 00	4, 127, 529. 35	
ドルヘト	/]` - - - - - - - - - - - - -			(805, 074, 598)
ウェー ンク ロネ	国債証券	SWEDEN 1.75 331111	1, 135, 000. 00	1, 110, 166. 20
- 1			1, 135, 000. 00	1, 110, 166. 20
ウェー	デンクロー	ネ小計	1, 100, 000.00	(15, 919, 783)
゚ル	国債証券	NORWAY GOV 2.0 280426	1, 009, 000. 00	959, 454. 06
フェーク ューネ		NORWAY GOV 3 3300815	556, 000. 00	532, 802. 84
· /I·			1, 565, 000. 00	1, 492, 256. 90
ノルウェ	ークローネ	小計	1, 303, 000. 00	(20, 533, 454)
デンマー	国債証券	DENMARK 4.5 391115	1, 012, 000. 00	1, 282, 128. 10
デンマー フクロー ス	四原皿勿	DENMININ 1. 0 001110	1, 012, 000. 00	1, 202, 120. 10
ニンマー	ククローネ	小計	1, 012, 000. 00	1, 282, 128. 10
~ `	/ / P イ/	1 HI		(27, 924, 750)
	国債証券	POLGB 1.75 320425	407, 000. 00	318, 713. 56
バズロチ		POLGB 5 341025	383, 000. 00	369, 152. 23
		POLGB 6.0 331025	373, 000. 00	387, 781. 23
ピーラン	ドズロチ小	<u> </u>	1, 163, 000. 00	1, 075, 647. 02

			(40, 710, 873)
オースト国債証券	AUD GOV 0.5 260921	376, 000. 00	352, 793. 28
ラリアド ル	AUD GOV 1.75 321121	900, 000. 00	751, 293. 00
	AUD GOV 1.75 510621	1, 351, 000. 00	732, 728. 36
	AUD GOV 3.25 290421	394, 000. 00	384, 177. 58
	AUD GOV 4.75 540621	313, 000. 00	310, 320. 72
国債証券	小卦	3, 334, 000. 00	2, 531, 312. 94
国 国 田 田 分	71,直1		(252, 397, 213)
特殊債券	NEW S WALES 4.75 370220	210, 000. 00	200, 241. 30
性死害光	小卦	210, 000. 00	200, 241. 30
特殊債券	7, 旦		(19, 966, 060)
オーストラリアドル	1	3, 544, 000. 00	2, 731, 554. 24
a ーストフリテト/ 	レ小計		(272, 363, 273)
ニュー 国債証券	NZDGOV 4.25 360515	694, 000. 00	671, 722. 60
ジーラン ドドル	NZDGOV 4.5 300515	209, 000. 00	213, 042. 06
	NZDGOV 5 540515	827, 000. 00	826, 834. 60
22 = 2.16	tonls⊒L	1, 730, 000. 00	1, 711, 599. 26
ニュージーランド	トル小計		(154, 523, 181)
シンガ 国債証券	SINGAPORE 1.875 511001	81, 000. 00	66, 953. 79
ポールドル	SINGAPORE 2.875 290701	179, 000. 00	180, 451. 69
	SINGAPORE 3.375 340501	62, 000. 00	65, 126. 04
シンガポールドル	ı. ∌l.	322, 000. 00	312, 531. 52
	NaT		(35, 625, 467)
オフショ 国債証券	CGB 1.85 270515	7, 440, 000. 00	7, 484, 074. 56
ア人民元	CGB 2.35 340225	13, 130, 000. 00	13, 349, 563. 79
	CGB 2.55 281015	32, 180, 000. 00	33, 119, 710. 70
	CGB 3.12 521025	4, 890, 000. 00	5, 648, 955. 38
ナフシュマエロー	I. ∌I.	57, 640, 000. 00	59, 602, 304. 43
オフショア人民元/	ŊĠT		(1, 246, 802, 725)
	∆ ∌l.		11, 839, 112, 436
	合計		(11, 839, 112, 436)

⁽注1)通貨種類毎の小計欄の()内は、邦貨換算額(単位:円)であります。

⁽注2)合計金額欄の()内は、外貨建有価証券に係わるもので、内書であります。

(注3)外貨建有価証券の内訳

種類	銘柄数	Ź	組入債券 時価比率	合計金額に 対する比率
米ドル	国債証券	11銘柄	38. 1%	40. 2%
	社債券	27銘柄	5.3%	5. 6%
カナダドル	国債証券	3銘柄	1.4%	1.5%
メキシコペソ	国債証券	6銘柄	1.2%	1.2%
ユーロ	国債証券	37銘柄	23. 2%	24. 5%
	特殊債券	6銘柄	3.5%	3. 7%
	社債券	4銘柄	1.1%	1.2%
英ポンド	国債証券	4銘柄	4. 7%	5.0%
	地方債証券	1銘柄	0.5%	0.6%
	特殊債券	1銘柄	0.5%	0.5%
	社債券	3銘柄	0.7%	0.8%
スウェーデンクローネ	国債証券	1銘柄	0.1%	0.1%
ノルウェークローネ	国債証券	2銘柄	0.2%	0.2%
デンマーククローネ	国債証券	1銘柄	0.2%	0.2%
ポーランドズロチ	国債証券	3銘柄	0.3%	0.3%
オーストラリアドル	国債証券	5銘柄	2.0%	2. 1%
	特殊債券	1銘柄	0.2%	0.2%
ニュージーランドドル	国債証券	3銘柄	1.2%	1.3%
シンガポールドル	国債証券	3銘柄	0.3%	0.3%
オフショア人民元	国債証券	4銘柄	10.0%	10.5%

第2 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

当表に記載すべき内容は、「 (2) 注記表(デリバティブ取引等に関する注記)」に開示しておりますので、記載を省略しております。

(1) 当ファンドの中間財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和 38年大蔵省令第59号)並びに同規則第284条及び第307条の規定により、「投資信託財産の計算に 関する規則」(平成12年総理府令第133号)に基づいて作成しております。

なお、中間財務諸表に記載している金額は、円単位で表示しております。

(2) 当ファンドは、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、当中間計算期間 (2024年10月17日から2025年4月16日まで)の中間財務諸表について、PwC Japan有限責任監査法人による中間監査を受けております。

独立監査人の中間監査報告書

2025年7月4日

農林中金全共連アセットマネジメント株式会社

取締役会御中

PwC Japan有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員 業務執行社員

公認会計士 久 保 直 毅

指定有限責任社員 業務執行社員 公認会計士 佐 藤 孝

中間監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているJA海外債券ファンドの2024年10月17日から2025年4月16日までの中間計算期間の中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益及び剰余金計算書並びに中間注記表について中間監査を行った。

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、JA海外債券ファンドの2025年4月16日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する中間計算期間(2024年10月17日から2025年4月16日まで)の損益の状況に関する有用な情報を表示しているものと認める。

中間監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準における当監査法人の責任は、「中間財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、農林中金全共連アセットマネジメント株式会社及びファンドから独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

中間財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して中間財務諸表を作成し有用な情報を表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない中間財務諸表を作成し有用な情報を表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

中間財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき中間財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

中間財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した中間監査に基づいて、全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽表示がないかどうかの合理的な保証を得て、中間監査報告書において独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、中間財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に従って、中間監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

・ 不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応 する中間監査手続を立案し、実施する。中間監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、中間監査の意見 表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。なお、中間監査手続は、年度監査と比べて監査手続の一部が省 略され、監査人の判断により、不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示リスクの評価に基づいて、分析的手 続等を中心とした監査手続に必要に応じて追加の監査手続が選択及び適用される。

- ・ 中間財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価 の実施に際して、状況に応じた適切な中間監査手続を立案するために、中間財務諸表の作成と有用な情報の表示に関連 する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注 記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として中間財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、中間監査報告書において中間財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する中間財務諸表の注記事項が適切でない場合は、中間財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、中間監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、ファンドは継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 中間財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた中間財務諸表の表示、構成及び内容、並びに中間財務諸表が基礎となる取引や会計事象に関して有用な情報を表示しているかどうかを評価する。

監査人は、経営者に対して、計画した中間監査の範囲とその実施時期、中間監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む中間監査上の重要な発見事項、及び中間監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

利害関係

農林中金全共連アセットマネジメント株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

- (注) 1. 上記の中間監査報告書の原本は当社が別途保管しております。
 - 2. XBRLデータは中間監査の対象には含まれていません。

【中間財務諸表】

【JA海外債券ファンド】

(1) 【中間貸借対照表】

(単位 : 円)

	(T		
	前計算期間末 2024年10月16日現在	当中間計算期間末 2025年 4月16日現在	
資産の部			
流動資産			
コール・ローン	1, 271, 562	1, 391, 660	
親投資信託受益証券	210, 312, 119	199, 109, 604	
未収利息	7	18	
流動資産合計	211, 583, 688	200, 501, 282	
資産合計	211, 583, 688	200, 501, 282	
負債の部			
流動負債			
未払収益分配金	3, 890, 040	-	
未払受託者報酬	56, 749	55, 431	
未払委託者報酬	1, 305, 115	1, 274, 783	
その他未払費用	6, 530	3, 260	
流動負債合計	5, 258, 434	1, 333, 474	
負債合計	5, 258, 434	1, 333, 474	
純資産の部			
元本等			
元本	125, 485, 187	125, 602, 638	
剰余金			
中間剰余金又は中間欠損金(△)	80, 840, 067	73, 565, 170	
(分配準備積立金)	28, 633, 068	25, 686, 377	
元本等合計	206, 325, 254	199, 167, 808	
純資産合計	206, 325, 254	199, 167, 808	
負債純資産合計	211, 583, 688	200, 501, 282	

(2) 【中間損益及び剰余金計算書】

(単位:円)

		(単位:円)
	前中間計算期間 自 2023年10月17日 至 2024年 4月16日	当中間計算期間 自 2024年10月17日 至 2025年 4月16日
営業収益		
受取利息	56	2, 495
有価証券売買等損益	14, 832, 477	$\triangle 5,876,945$
営業収益合計	14, 832, 533	△5, 874, 450
営業費用		
支払利息	22	_
受託者報酬	54, 291	55, 431
委託者報酬	1, 248, 676	1, 274, 783
その他費用	3, 191	3, 260
営業費用合計	1, 306, 180	1, 333, 474
営業利益又は営業損失(△)	13, 526, 353	$\triangle 7, 207, 924$
経常利益又は経常損失 (△)	13, 526, 353	△7, 207, 924
中間純利益又は中間純損失 (△)	13, 526, 353	△7, 207, 924
一部解約に伴う中間純利益金額の分配額又は一部解約に伴う中間純損失金額の分配額(△)	369, 875	58, 875
期首剰余金又は期首欠損金(△)	66, 692, 767	80, 840, 067
剰余金増加額又は欠損金減少額	3, 429, 350	8, 779, 332
中間一部解約に伴う剰余金増加額又は欠損金減少 額	-	-
中間追加信託に伴う剰余金増加額又は欠損金減少 額	3, 429, 350	8, 779, 332
剰余金減少額又は欠損金増加額	4, 034, 641	8, 787, 430
中間一部解約に伴う剰余金減少額又は欠損金増加 額	4, 034, 641	8, 787, 430
中間追加信託に伴う剰余金減少額又は欠損金増加 額	-	_
分配金	-	-
中間剰余金又は中間欠損金 (△)	79, 243, 954	73, 565, 170

(3)【中間注記表】

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

1.有価証券の評価基準及び評価 お動平均法に基づき、時価で評価しております。 時価評価にあたっては、親投資信託受益証券の基準価額に基づいて評価しております。 2.収益及び費用の計上基準 有価証券売買等損益 約定日基準で計上しております。

(中間貸借対照表に関する注記)

	項目	前計算期間末 2024年10月16日現在	当中間計算期間末 2025年 4月16日現在	
1.	投資信託財産に係る元本の状況			
	期首元本額	123, 978, 969円	125, 485, 187円	
	期中追加設定元本額	15, 819, 244円	13,825,234円	
	期中一部解約元本額	14, 313, 026円	13, 707, 783円	
2.	中間計算期間の末日における受益権の総数	125, 485, 187 □	125, 602, 638 □	
3.	一口当たり純資産額	1.6442円	1. 5857円	
	(一万口当たり純資産額)	(16,442円)	(15,857円)	

(中間損益及び剰余金計算書に関する注記)

項目	前中間計算期間 自 2023年10月17日 至 2024年 4月16日	当中間計算期間 自 2024年10月17日 至 2025年 4月16日
係る権限の全部又は一部 を委託するために要する 費用として、委託者報酬 の中から支弁している額	親投資信託の計算期間を通じて毎日、 親投資信託の信託財産の純資産総額に 年10,000分の50以内の率を乗じて得た 報酬の総額に、親投資信託の受益権総 口数に占める信託財産に属する親投資 信託の受益権口数の持分割合を乗じて 得た額とします。	同左

(金融商品に関する注記)

金融商品の時価等に関する事項

項目	前計算期間末 2024年10月16日現在	当中間計算期間末 2025年 4月16日現在
	中間貸借対照表計上の金融商品は 原則としてすべて時価で評価して いるため、中間貸借対照表計上額 と時価との差額はありません。	同左
	親投資信託受益証券 「(重要な会計方針に係る事項に 関する注記)」に記載しております。 コール・ローン等の金銭債権 短期で決済されるため、帳簿価額 を時価としております。	同左
3. 金融商品の時価等に関する 事項の補足説明	金融商品の時価の算定においては 一定の前提条件等を採用している ため、異なる前提条件等によった 場合、当該価額が異なることもあ ります。	同左

(デリバティブ取引等に関する注記) 該当事項はありません。

(参考情報)

当ファンドは、「J A海外債券マザーファンド」受益証券を主要投資対象としており、中間貸借対照表の資産の部に計上された「親投資信託受益証券」は、すべて同マザーファンドの受益証券であります。

なお、同マザーファンドの状況は次のとおりであります。

「JA海外債券マザーファンド」の状況 なお、以下に記載した情報は監査の対象外であります。

(1) 貸借対照表

	2024年10月16日現在	2025年 4月16日現在
	金額 (円)	金額(円)
資産の部		
流動資産		
預金	885, 084, 975	98, 187, 727
コール・ローン	59, 674, 415	109, 957, 229
国債証券	10, 362, 249, 640	10, 412, 300, 380
地方債証券	64, 789, 850	41, 702, 961
特殊債券	517, 198, 377	388, 509, 822
社債券	894, 874, 569	541, 772, 299
派生商品評価勘定	54, 347, 532	155, 798, 160
未収入金	814, 501, 923	176, 603, 389
未収利息	59, 558, 002	76, 434, 473
前払費用	44, 394, 902	36, 951, 899
流動資産合計	13, 756, 674, 185	12, 038, 218, 339
資産合計	13, 756, 674, 185	12, 038, 218, 339
負債の部		
流動負債		
派生商品評価勘定	46, 680, 123	160, 682, 275
未払金	1, 212, 108, 580	127, 976, 396
流動負債合計	1, 258, 788, 703	288, 658, 671
負債合計	1, 258, 788, 703	288, 658, 671
純資産の部		
元本等		
元本	3, 291, 429, 283	3, 187, 230, 507
剰余金		
剰余金又は欠損金 (△)	9, 206, 456, 199	8, 562, 329, 161
元本等合計	12, 497, 885, 482	11, 749, 559, 668
純資産合計	12, 497, 885, 482	11, 749, 559, 668
負債純資産合計	13, 756, 674, 185	12, 038, 218, 339

(2) 注記表

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

1. 有価証券の評価基準及び評価国債証券、地方債証券、特殊債券、社債券

方法 個別法に基づき、原則として時価で評価しております。

時価は以下のいずれかから入手した価額によっております。

①日本証券業協会発表の店頭売買参考統計値(平均値)

②金融商品取引業者、銀行等の提示する価額(但し、売気配相場は使

用いたしません。)

③価格情報会社の提供する価額

2. デリバティブ等の評価基準及為替予約取引

び評価方法

原則として、わが国における計算期間末日の対顧客先物売買相場の仲

値で評価しております。

3. 外貨建資産・負債の本邦通貨信託財産に属する外貨建資産・負債の円換算は、原則として、わが国

への換算基準 における計算期間末日の対顧客電信売買相場の仲値によって計算して

おります。

4. 収益及び費用の計上基準 有価証券売買等損益

約定日基準で計上しております。

派生商品取引等損益

約定日基準で計上しております。

5. その他 外貨建取引等の会計処理

「投資信託財産の計算に関する規則」(平成12年総理府令第133号)

第60条及び第61条にしたがって処理しております。

(貸借対照表に関する注記)

	旧内が女に対しる正面		
	項目	2024年10月16日現在	2025年 4月16日現在
1.	投資信託財産に係る元本の状況		
	本書における開示対象ファンドの期首	2023年10月17日	2024年10月17日
	同期首元本額	3, 451, 875, 993円	3, 291, 429, 283円
	同期中追加設定元本額	15, 773, 287円	9,774,528円
	同期中一部解約元本額	176, 219, 997円	113, 973, 304円
	元本の内訳		
	J A海外債券ファンド	55, 387, 564円	54,011,937円
	J A資産設計ファンド(安定型)	7, 475, 739円	7, 320, 271円
	J A資産設計ファンド(成長型)	21, 882, 919円	20,626,494円
	J A資産設計ファンド(積極型)	21, 756, 382円	20,921,514円
	J A海外債券私募ファンド(適格機関投資家専用)	2, 394, 842, 382円	2, 326, 132, 981円
	J Aグローバルバランス私募ファンド (適格機 関投資家専用)	790, 084, 297円	758, 217, 310円
	合計	3, 291, 429, 283円	3, 187, 230, 507円
2.	本書における開示対象ファンドの中間計算期間	3, 291, 429, 283 □	3, 187, 230, 507 □
	の末日における受益権の総数		
3.	一口当たり純資産額	3. 7971円	3.6864円
	(一万口当たり純資産額)	(37, 971円)	(36,864円)

(金融商品に関する注記)

金融商品の時価等に関する事項

項目	2024年10月16日現在	2025年 4月16日現在
1. 貸借対照表計上額、時価及びその差額	貸借対照表計上の金融商品は原則 としてすべて時価で評価している ため、貸借対照表計上額と時価と の差額はありません。	同左
2. 時価の算定方法	国債証券 「(重要な会計方針に係る事項に関する注記)」に記載しております。 地方債証券 「重要な会計方針に係る事項に関する主記を表別」に記載しております。 特殊債券を会計方針に係る事項に関す。 特殊重要注記)」に記載しております。 特殊重要注記)」に記載しております。 は、「する事りにでおります。 を持たいる事項に関する事りにでおります。 は、「する事りにでおります。 は、「する事りにでおります。 は、「する。	同左
3. 金融商品の時価等に関する 事項の補足説明	金融商品の時価の算定においては 一定の前提条件等を採用している ため、異なる前提条件等によった 場合、当該価額が異なることもあ ります。	同左

(デリバティブ取引等に関する注記) 取引の時価等に関する事項 (通貨関連)

(2024年10月16日現在)

(単位:円)

区分	種類	契約額等	うち1年超	時価	評価損益
市場取引以外	为 扶 子 幼		プラ1十起		
の取引	買建				
	米ドル	1, 941, 390, 798	_	1, 977, 457, 563	36, 066, 765
	カナダドル	115, 183, 922	_	115, 198, 142	
	メキシコペ ソ	158, 427, 191	_	162, 863, 085	4, 435, 894
	ユーロ	348, 337, 932	_	348, 610, 398	272, 466
	英ポンド	340, 662, 668	_	342, 154, 871	1, 492, 203
	スウェーデ ンクローネ	19, 580, 182	_	19, 389, 643	△190, 539
	ノルウェー クローネ	44, 004, 161	_	43, 564, 338	△439 , 823
	デンマーク クローネ	3, 744, 140	_	3, 739, 899	$\triangle 4$, 241
	ポーランド ズロチ	31, 820, 573	_	31, 728, 911	△91, 662
	オーストラ リアドル	203, 989, 864	_	202, 920, 304	$\triangle 1,069,560$
	ニュージー ランドドル	64, 175, 794	_	63, 304, 939	△870, 855
	シンガポー ルドル	105, 397, 865	_	106, 052, 280	654, 415
	イスラエル シェケル	46, 920, 071	_	47, 433, 758	513, 687
	オフショア 人民元	218, 601, 692	_	219, 100, 774	499, 082
	売建				
	米ドル	2, 007, 085, 037	_	2, 039, 061, 817	$\triangle 31,976,780$
	カナダドル	82, 067, 258	_	81, 913, 924	153, 334
	メキシコペ ソ	228, 638, 191	_	230, 211, 364	$\triangle 1,573,173$
	ユーロ	248, 427, 895	_	248, 660, 961	△233, 066
	英ポンド	462, 593, 656	_	466, 685, 109	△4, 091, 453
	スイスフラ ン	37, 950, 120	_	38, 231, 453	△281, 333
	スウェーデ ンクローネ	78, 315, 050	_	78, 202, 510	112, 540
			70 —		

ノルウェー クローネ	9, 232, 600	_	9, 198, 899	33, 701
ポーランド ズロチ	7, 881, 221	_	7, 922, 796	△41, 575
オーストラ リアドル	269, 036, 050	_	266, 605, 593	2, 430, 457
ニュージー ランドドル	189, 504, 058	_	187, 824, 027	1, 680, 031
シンガポー ルドル	31, 281, 740	_	31, 406, 040	△124, 300
イスラエル シェケル	13, 063, 958	_	13, 275, 112	△211, 154
オフショア 人民元	283, 399, 001	_	282, 890, 873	508, 128
合計	7, 590, 712, 688	_	7, 665, 609, 383	7, 667, 409

(2025年 4月16日現在)

(単位:円)

区分	種類	契約額等		時価	評価損益
<u></u>	1里)規	天邓明守	うち1年超	h4J.∭	计侧顶位
市場取引以外	為替予約取引				
の取引	買建				
	米ドル	2, 392, 305, 164	_	2, 292, 758, 676	\triangle 99, 546, 488
	カナダドル	428, 427, 961	_	416, 906, 012	\triangle 11, 521, 949
	メキシコペ ソ	66, 251, 448	_	65, 303, 150	△948, 298
	ユーロ	748, 916, 327	_	748, 259, 944	△656, 383
	英ポンド	286, 155, 729	_	279, 006, 777	$\triangle 7, 148, 952$
	スイスフラ ン	8, 508, 716	_	8, 729, 350	220, 634
	スウェーデ ンクローネ	62, 131, 718	_	61, 420, 640	△711, 078
	デンマーク クローネ	3, 745, 079	_	3, 720, 188	△24, 891
	ポーランド ズロチ	54, 078, 239	_	52, 452, 319	$\triangle 1$, 625, 920
	オーストラ リアドル	189, 891, 091	_	183, 664, 098	△6, 226, 993
	ニュージー ランドドル	28, 543, 986	_	28, 244, 832	△299 , 154
	シンガポー ルドル	99, 992, 688	_	96, 556, 779	△3, 435, 909
	イスラエル シェケル	39, 104, 930	_	37, 287, 504	$\triangle 1, 817, 426$
	オフショア 人民元	319, 136, 321	_	301, 582, 694	$\triangle 17, 553, 627$
1			80 —		

	売建				
	米ドル	2, 334, 884, 233	_	2, 239, 724, 878	95, 159, 355
	カナダドル	673, 950, 307	_	649, 872, 248	24, 078, 059
	メキシコペ ソ	75, 929, 342	_	73, 647, 833	2, 281, 509
	ユーロ	338, 195, 950	_	338, 174, 718	21, 232
	英ポンド	266, 775, 570	_	266, 728, 212	47, 358
	スイスフラ ン	41, 708, 730	_	42, 075, 467	△366, 737
	スウェーデ ンクローネ	198, 830, 604	_	192, 952, 033	5, 878, 571
	ノルウェー クローネ	670, 220	_	630, 035	40, 185
	ポーランド ズロチ	26, 140, 530	_	25, 458, 656	681, 874
	オーストラ リアドル	345, 359, 080	_	335, 001, 870	10, 357, 210
	ニュージー ランドドル	244, 826, 630	_	245, 208, 854	△382, 224
	シンガポー ルドル	34, 525, 570	_	34, 027, 866	497, 704
	オフショア 人民元	145, 392, 631	_	137, 274, 408	8, 118, 223
合	計	9, 454, 378, 794	_	9, 156, 670, 041	△4, 884, 115

(注) 時価の算定方法

- 1. 対顧客先物売買相場の仲値が発表されている外貨については、以下のように評価しております。
 - ①為替予約の受渡日の対顧客先物売買相場の仲値が発表されている場合は、当該仲値で評価しております。
 - ②為替予約の受渡日の対顧客先物売買相場の仲値が発表されていない場合は、以下の方法によっております。
 - ・為替予約の受渡日を超える対顧客先物売買相場の仲値が発表されている場合には、発表されている先物相場のうち受渡日に最も近い前後二つの先物相場の仲値をもとに計算したレートを用いております。
 - ・為替予約の受渡日を超える対顧客先物売買相場の仲値が発表されていない場合には、発表されているもので為替予約の受渡日に最も近い先物相場の仲値で評価しております。
- 2. 対顧客先物売買相場の仲値が発表されていない外貨については、対顧客電信売買相場の仲値で評価しております。
- 3. 上記の算定方法にて、適正な時価と認定できない事由が認められた場合は、投資信託委託会社が忠実義務に基づいて合理的な事由をもって時価と認めた価額で評価しております。
- ※上記取引でヘッジ会計が適用されているものはありません。

2【ファンドの現況】

【純資産額計算書】

JA海外債券ファンド

(2025年 5月30日現在)

Ι	資産総額	203, 296, 628円
Π	負債総額	325, 359円
Ш	純資産総額 (I – II)	202, 971, 269円
IV	発行済口数	126, 083, 212 □
V	1万口当たり純資産額 (Ⅲ/Ⅳ)	16, 098円

(参考)

J A海外債券マザーファンド

純資産額計算書

(2025年 5月30日現在)

I	資産総額	12, 492, 321, 603円
Π	負債総額	565, 476, 299円
Ш	純資産総額 (I – II)	11, 926, 845, 304円
IV	発行済口数	3, 181, 513, 048 □
V	1万口当たり純資産額 (Ⅲ/Ⅳ)	37, 488円

第4【内国投資信託受益証券事務の概要】

(1) 受益証券の名義書換手続き

該当事項はありません。

ファンドの受益権は、振替受益権となり、委託者は、この信託の受益権を取り扱う振替機関が 社振法の規定により主務大臣の指定を取り消された場合または当該指定が効力を失った場合で あって、当該振替機関の振替業を承継する者が存在しない場合その他やむを得ない事情がある場 合を除き、当該振替受益権を表示する受益証券を発行しません。

なお、受益者は、委託者がやむを得ない事情等により受益証券を発行する場合を除き、受益証券の再発行の請求を行わないものとします。

(2) 受益者に対する特典

該当事項はありません。

(3) 受益権の譲渡

- ① 受益者は、その保有する受益権を譲渡する場合には、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等に振替の申請をするものとします。
- ② 上記①の申請のある場合には、上記①の振替機関等は、当該譲渡に係る譲渡人の保有する受益権の口数の減少および譲受人の保有する受益権の口数の増加につき、その備える振替口座簿に記載または記録するものとします。ただし、上記①の振替機関等が振替先口座を開設したものでない場合には、譲受人の振替先口座を開設した他の振替機関等(当該他の振替機関等の上位機関を含みます。)に社振法の規定にしたがい、譲受人の振替先口座に受益権の口数の増加の記載または記録が行われるよう通知するものとします。
- ③ 上記①の振替について、委託者は、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等と譲受人の振替先口座を開設した振替機関等が異なる場合等において、委託者が必要と認めたときまたはやむをえない事情があると判断したときは、振替停止日や振替停止期間を設けることができます。

(4) 受益権の譲渡の対抗要件

受益権の譲渡は、振替口座簿への記載または記録によらなければ、委託者および受託者に対抗 することができません。

(5) 受益権の再分割

社振法に定めるところにしたがい、受託者と協議のうえ、一定日現在の受益権を均等に再分割できるものとします。

(6) 償還金

償還金は、償還日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者(償還日以前において一部解約が行われた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該償還日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とします。)に支払います。

(7) 質権口記載又は記録の受益権の取り扱いについて

振替機関等の振替口座簿の質権口に記載または記録されている受益権にかかる収益分配金の支払い、一部解約の実行の請求の受付け、一部解約金および償還金の支払い等については、約款の規定によるほか、民法その他の法令等にしたがって取り扱われます。

第三部【委託会社等の情報】

第1【委託会社等の概況】

1【委託会社等の概況】

(1)資本金の額(2025年5月30日現在)

1,466百万円

発行する株式の総数:92,330株(普通株式92,328株、A種優先株式1株、B種優先株式1株) 発行済株式総数:29,330株(普通株式29,328株、A種優先株式1株、B種優先株式1株) 最近5年間における資本金の額の増減

- ・2021年9月3日に普通株式9,072株を消却、またA種優先株式1株およびB種優先株式1株 を発行し2円増資。2021年9月8日に1,953,600,000円減資(資本金1,466百万円)
- (注) A種優先株式およびB種優先株式は議決権を有しません。

(2) 委託会社等の機構

a. 委託会社等の機構(委託会社等の意思決定機構)

定款に基づき、10名以内の取締役が、株主総会において選任されます。取締役の選任は、総株 主の議決権の過半数を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもってこれを行い、累 積投票によらないものとします。

取締役の任期は、就任後2年内の最終の決算期に関する定時株主総会の終結のときまでとし、補欠により選任された取締役の任期は、退任者の残存期間とします。

取締役会はその決議をもって、取締役の中より取締役社長1名を置くとともに、取締役会長1 名、取締役副社長、専務取締役および常務取締役若干名を選任することができます。また取締役 の中より代表取締役を選任します。

取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、代表取締役が招集します。また、取締役会長が取締役会の議長となります。取締役会長に事故がある時は、あらかじめ取締役会の定めた順序により、他の取締役がこれに代わります。取締役会の招集通知は、開催日の3日前までに発することとします。また、取締役および監査役全員の同意がある場合は、招集の手続きを経ないで取締役会を開催することができます。

取締役会は、法令または定款に定められた事項を決議します。その決議は、取締役の過半数が出席し、その出席取締役の過半数をもって行います。

- b. 運用プロセス(投資運用の意思決定機構)
 - ① 運用に関する会議等
 - 1. 投資戦略委員会

原則として月1回以上開催し、投資環境や市場動向等を踏まえ、最適な資産配分を決定します。

2. 資産ポートフォリオ委員会 原則として月1回以上開催し、個別資産毎にセクター、スタイル、ファクター等のリスク 配分を決定します。

3. 銘柄会議

必要に応じ開催し、ポートフォリオ構築に必要な銘柄の相対的な優位性等を決定します。

4. 運用リスク管理会議

原則として月1回開催し、ファンド運用資産に係るリスクを的確に把握・管理することを 目的に、運用リスクや運用パフォーマンスの状況ならびに、コンプライアンス委員会におい て報告される事項を除く、法令、協会ルール、信託約款、契約細則等の遵守状況の検証およ び、運用計画と実績の検証結果について報告・審議を行います。

5. プロダクトガバナンス会議

原則として年4回開催し、当社の金融商品の商品性検証等を踏まえた対応やプロダクトガバナンス体制にかかる事項について報告・審議を行います。

6. コンプライアンス委員会

原則として年4回開催し、ファンドの法令等(法令、協会ルール、信託約款等)の遵守状況など運用の適切性確保に関する遵守状況の報告・審議を行います。

② 運用の流れ

1. 運用方針の決定

経済環境や市場環境等グローバルな投資情報の分析等に基づき、最適な資産配分を決定した後、個別資産毎のリスク配分および資産構成銘柄等を組織的な意思決定プロセスを通じて決定しています。

2. 運用の実践

ファンドマネージャーは、ファンド毎のリスク許容度やガイドライン等を考慮しながら、 上記決定を受けた運用方針に基づいた運用を行います。

3. 運用状況の評価

ファンドの運用状況については、運用リスク管理会議やコンプライアンス委員会による運用状況等の評価を通じ、最適な投資行動を実践しているかの確認を行っています。

2【事業の内容及び営業の概況】

「投資信託及び投資法人に関する法律」に定める投資信託委託会社である委託者は、証券投資信託の設定を行うとともに「金融商品取引法」に定める金融商品取引業者としてその運用(投資運用業)を行っています。また「金融商品取引法」に定める投資助言業務および第二種金融商品取引業を行っています。

2025年5月30日現在、委託者が運用を行っている証券投資信託は以下のとおりです。

	0 h - > 4 4 7 4 7 4 11 7 11 - 1	
種類別 (基本的性格)	本数	純資産総額
株式投資信託	260本	3,304,861百万円
公社債投資信託	54本	213,007百万円
合計	314本	3,517,868百万円

3【委託会社等の経理状況】

- 1. 当社の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和38年大蔵省令 第59号。以下「財務諸表等規則」という。)並びに同規則第2条の規定に基づき、「金融商品取引 業等に関する内閣府令」(平成19年8月6日内閣府令第52号)により、作成しております。
- 2. 当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、事業年度(2024年4月1日から2025年3月31日まで)の財務諸表について、EY新日本有限責任監査法人により監査を受けております。

独立監査人の監査報告書

2025年6月17日

農林中金全共連アセットマネジメント株式会社 取 締 役 会 御 中

EY新日本有限責任監査法人

東京事務所指定有限責任社員業務執行社員指定有限責任社員業務執行社員

公認会計士 佐 久 間 啓

公認会計士 堀 敦 哉

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられている農林中金全共連アセットマネジメント株式会社の2024年4月1日から2025年3月31日までの第32期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、農林中金全共連アセットマネジメント株式会社の2025年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、監査した財務諸表を含む開示書類に含まれる情報のうち、財務諸表及びその監査報告書以外の情報である。

当監査法人は、その他の記載内容が存在しないと判断したため、その他の記載内容に対するいかなる 作業も実施していない。

財務諸表に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を 作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作 成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、 職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見 積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- 財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を 遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去 するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガード を適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

- (注) 1. 上記の監査報告書の原本は当社が別途保管しております。
 - 2. XBRLデータは監査の対象には含まれていません。

(1)【貸借対照表】

		前事業年度		当事第	
		(2024年3	3月31日)	(2025年3月31日)	
区分	注記	金額		金額	
E.A	番号	(千	円)	(千	円)
(資産の部)					
流動資産					
現金及び預金	※ 1		18, 932, 059		16, 704, 152
分別金信託			100,000		100,000
有価証券			_		2, 988
前払費用			486, 689		514, 878
未収委託者報酬			1, 872, 842		1, 736, 116
未収運用受託報酬	※ 1		2, 465, 487		1, 854, 222
未収投資助言報酬	※ 1		778, 017		708, 929
その他			76, 272		440, 127
流動資産計			24, 711, 369		22, 061, 414
固定資産					
有形固定資産			790, 471		792, 130
建物	※ 2	563, 553		557, 557	
器具備品	※ 2	226, 917		234, 572	
無形固定資産			4, 929		4, 258
商標権		2, 534		1,864	
電話加入権等		2, 394		2, 394	
投資その他の資産			1, 510, 178		1, 702, 118
投資有価証券		705, 848		879, 276	
長期差入保証金		367, 019		361, 748	
長期前払費用		7, 346		10, 524	
会員権		6, 700		6, 700	
繰延税金資産		423, 264		443, 869	
固定資産計			2, 305, 579		2, 498, 508
資産合計			27, 016, 949		24, 559, 922

		前事業	前事業年度		
		(2024年3		(2025年3月31日)	
E7 /\	注記	金	額	金額	
区分	番号	(千	円)	(千円)	
(負債の部)					
流動負債					
預り金			954, 088		745, 435
未払金			1, 425, 701		1, 337, 144
未払収益分配金		13		13	
未払償還金		3, 132		3, 132	
未払手数料		344, 712		376, 862	
未払運用委託料		1, 068, 239		947, 419	
その他未払金		9,603		9, 716	
未払費用			271, 162		296, 313
未払法人税等			1, 627, 180		613, 191
未払消費税等			152, 836		139, 479
賞与引当金			441,655		458, 842
流動負債計			4, 872, 626		3, 590, 408
固定負債					
退職給付引当金			321, 281		325, 011
役員退任慰労引当金			28, 500		23, 200
固定負債計			349, 781		348, 211
負債合計			5, 222, 407		3, 938, 619
(純資産の部)					
株主資本					
資本金			1, 466, 400		1, 466, 400
利益剰余金					
利益準備金		366, 600		366, 600	
その他利益剰余金		19, 844, 054		18, 711, 133	
別途積立金		8, 538, 121		8, 538, 121	
繰越利益剰余金		11, 305, 932		10, 173, 012	
利益剰余金計			20, 210, 654		19, 077, 733
株主資本計			21, 677, 054		20, 544, 133
評価・換算差額等					
その他有価証券評価差額金			117, 488		77, 169
評価・換算差額等計			117, 488		77, 169
純資産合計			21, 794, 542		20, 621, 303
負債純資産合計			27, 016, 949		24, 559, 922

(2) 【損益計算書】

(名) 【煩煙計昇音】	1	N F	/. 		K
		前事業			
		(自 2023年	F4月 1日	(自 2024年4月 1日	
		至 2024年3月31日)		至 2025年3月31日)	
F /\	注記	金		金額	
区分	番号	(千		(千	
営業収益	HH /J	(1	1 1/	(1	1 1/
			F 000 0F1		==
委託者報酬			7, 930, 871		7, 415, 109
運用受託報酬			8, 360, 110		7, 089, 765
投資助言報酬			8, 342, 763		6, 188, 291
その他営業収益			_		10
営業収益計	※ 1		24, 633, 744		20, 693, 175
営業費用	/•\ 1		21, 000, 111		20, 000, 110
西宋貞// 支払手数料			1 247 009		1 200 529
			1, 347, 902		1, 380, 532
広告宣伝費			86, 891		103, 122
調査費			1, 394, 550		1, 608, 111
調査費		1, 340, 904		1, 563, 042	
委託調査費		50, 178		42, 689	
図書費		3, 467		2, 378	
委託計算費		,	426, 485	,	421, 735
外部運用委託料			3, 886, 146		3, 383, 973
営業雑経費			202, 297		217, 346
		62 021	202, 231	77	217, 340
通信費		63, 931		77, 575	
印刷費		73, 495		82, 139	
協会費		18, 309		17, 422	
諸会費		2, 156		2, 147	
その他営業雑経費		44, 404		38, 061	
営業費用計		,	7, 344, 273	,	7, 114, 821
一般管理費			·, · 11, - · ·		,, 111, 011
			2, 854, 618		3, 052, 483
		104 202	2, 004, 010	100 000	5, 052, 465
役員報酬		104, 382		108, 399	
役員賞与		275		_	
給料・手当		1, 861, 664		2, 097, 110	
賞与		436, 683		376, 031	
賞与引当金繰入額		441, 912		458, 842	
役員退任慰労引当金繰入額		9, 700		12, 100	
福利厚生費		0, 100	361, 825	12, 100	396, 902
交際費			12, 822		14, 527
旅費交通費			87, 097		107, 730
租税公課			202, 480		168, 643
不動産賃借料			431, 035		440, 141
役員退任慰労金			_		1, 200
退職給付費用			113, 823		119, 350
固定資産減価償却費					
			103, 935		117, 965
業務委託費			677, 733		812, 212
諸経費			417, 134		437, 082
一般管理費計			5, 262, 506		5, 668, 239
営業利益			12, 026, 964		7, 910, 114
ロングルは世			12, 020, 004		1,010,111

	_	\ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \	I	\1e - \ \1	I
			前事業年度		
		1	(自 2023年4月 1日		F4月 1日
		至 2024年	平 3月31日)	至 2025年3月31日)	
区分	注記	金	額	金	額
四月	番号	(千	円)	(千	円)
営業外収益					
受取配当金			66, 806		58, 724
有価証券利息			433		_
受取利息			105		6, 401
投資有価証券売却益			164		_
投資有価証券償還益			_		86
その他			1,572		2, 379
営業外収益計			69, 082		67, 591
営業外費用			00, 002		01,031
支払利息			_		790
投資有価証券償還損			_		5, 821
			312		·
- ·—					1, 761
営業外費用計			312		8, 374
経常利益			12, 095, 733		7, 969, 332
特別損失	\ 0 / =				
固定資産除却損	※ 2		737		532
有価証券評価損			17, 814		_
特別損失計			18, 551		532
税引前当期純利益			12, 077, 181		7, 968, 799
法人税、住民税及び事業税			3, 612, 954		2, 385, 816
法人税等調整額			63, 989		$\triangle 4,287$
法人税等合計			3, 676, 944		2, 381, 529
当期純利益			8, 400, 237		5, 587, 270

(3) 【株主資本等変動計算書】

前事業年度(自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)

(単位:千円)

	株主資本							
			利益剰					
項目	資本金		その他利	益剰余金	刊光利会会	株主資本合計		
		利益準備金	別途積立金	繰越利益剰余金	利益剰余金合 計	, , , , , , , , , , , , , , , , , , ,		
当期首残高	1, 466, 400	366, 600	8, 538, 121	10, 127, 103	19, 031, 825	20, 498, 225		
当期変動額								
剰余金の配当				△7, 221, 408	△7, 221, 408	△7, 221, 408		
当期純利益				8, 400, 237	8, 400, 237	8, 400, 237		
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)								
当期変動額合計	_	_	_	1, 178, 829	1, 178, 829	1, 178, 829		
当期末残高	1, 466, 400	366, 600	8, 538, 121	11, 305, 932	20, 210, 654	21, 677, 054		

(単位:千円)

	評価・換	算差額等		
項目	その他有価証 券評価差額金	評価・換算 差額等合計	純資産合計	
当期首残高	62, 336	62, 336	20, 560, 561	
当期変動額				
剰余金の配当			△7, 221, 408	
当期純利益			8, 400, 237	
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)	55, 151	55, 151	55, 151	
当期変動額合計	55, 151	55, 151	1, 233, 980	
当期末残高	117, 488	117, 488	21, 794, 542	

(単位:千円)

	株主資本							
			利益剰余金					
項目	資本金		その他利	益剰余金	刊光利公公	株主資本合計		
	34.1 ==	利益準備金	別途積立金	繰越利益剰余金	利益剰余金合 計	MEXT III		
当期首残高	1, 466, 400	366, 600	8, 538, 121	11, 305, 932	20, 210, 654	21, 677, 054		
当期変動額								
剰余金の配当				△6, 720, 190	△6, 720, 190	△6, 720, 190		
当期純利益				5, 587, 270	5, 587, 270	5, 587, 270		
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)								
当期変動額合計	_	_	_	△1, 132, 920	△1, 132, 920	△1, 132, 920		
当期末残高	1, 466, 400	366, 600	8, 538, 121	10, 173, 012	19, 077, 733	20, 544, 133		

(単位:千円)

	評価・換	算差額等		
項目	その他有価証 券評価差額金	評価・換算 差額等合計	純資産合計	
当期首残高	117, 488	117, 488	21, 794, 542	
当期変動額				
剰余金の配当			△6, 720, 190	
当期純利益			5, 587, 270	
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)	△40, 318	△40, 318	△40, 318	
当期変動額合計	△40, 318	△40, 318	△1, 173, 238	
当期末残高	77, 169	77, 169	20, 621, 303	

重要な会計方針

- 1. 有価証券の評価基準及び評価方法
- (1) その他有価証券

市場価格のない株式等以外のもの

期末日の市場価格等に基づく時価法(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は総 平均法により算定)を採用しております。

市場価格のない株式等

総平均法による原価法を採用しております。

2. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産

定率法を採用しております。ただし、建物、建物附属設備及び構築物については、定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物 3~50年

器具備品 3~15年

(2) 無形固定資産

定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

商標権 10年

3. 引当金の計上基準

(1) 賞与引当金

従業員に対する賞与の支払いに備えるため、支給見込額を計上しております。

(2) 退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務の見込額に基づき計上して おります。

(3) 役員退任慰労引当金

役員の退任慰労金の支給に備えるため、内規に基づく期末要支給額を計上しております。

4. 収益の計上基準

「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号2020年3月31日)及び「収益認識に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第30号2021年3月26日)を適用しており、約束した財又はサービスの支配が顧客に移転した時点で、当該財又はサービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識しております。

注記事項

(貸借対照表関係)

前事業年度	当事業年度		
(2024年3月31日)	(2025年3月31日)		
※1 関係会社に対する資産及び負債	※1 関係会社に対する資産及び負債		
区分掲記されたもの以外で各科目に含ま	区分掲記されたもの以外で各科目に含ま		
れているものは次のとおりであります。	れているものは次のとおりであります。		
預金 18,671,963千円	預金 16,419,140千円		
未収運用受託報酬 1,593,256千円	未収運用受託報酬 801,153千円		
未収投資助言報酬 609,237千円	未収投資助言報酬 525,024千円		
※2 有形固定資産の減価償却累計額	※2 有形固定資産の減価償却累計額		
建物 18,579千円	建物 35,150千円		
器具備品 204,430千円	器具備品 238, 216千円		
合計 223,009千円	合計 273,367千円		

(損益計算書関係)

兴市张 左库	V 本类 左 本		
前事業年度	当事業年度		
(自 2023年4月 1日	(自 2024年4月 1日		
至 2024年3月31日)	至 2025年3月31日)		
※1 各科目に含まれている関係会社に対する	※1 各科目に含まれている関係会社に対する		
ものは次のとおりであります。	ものは次のとおりであります。		
営業収益 12,563,442千円	営業収益 8,801,341千円		
※2 固定資産除却損の内訳は次のとおりであ	※2 固定資産除却損の内訳は次のとおりで		
ります。	あります。		
器具備品 737千円	器具備品 532千円		

(株主資本等変動計算書関係)

前事業年度(自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)

1. 発行済株式に関する事項

株式の種類	当事業年度期首	当事業年度増加	当事業年度減少	当事業年度末
発行済株式				
普通株式 (株)	29, 328	_	_	29, 328
A種優先株式(株)	1	_	_	1
B種優先株式 (株)	1	_	_	1
合計 (株)	29, 330	_	_	29, 330

2. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 (千円)	1株当たり 配当額 (千円)	基準日	効力発生日
2023年6月26日	A種優先株式	6, 401, 056	6, 401, 056	2023年3月31日	2023年6月27日
定時株主総会	B種優先株式	820, 352	820, 352	2023年3月31日	2023年6月27日

(2) 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの

決議	株式の種類	配当金の総額 (千円)	配当の原資	1株当たり 配当額 (千円)	基準日	効力発生日
2024年6月24日	A種優先株式	5, 916, 455	利益剰余金	5, 916, 455	2024年3月31日	2024年6月25日
定時株主総会	B種優先株式	803, 734	利益剰余金	803, 734	2024年3月31日	2024年6月25日

当事業年度(自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)

1. 発行済株式に関する事項

株式の種類	当事業年度期首	当事業年度増加	当事業年度減少	当事業年度末
発行済株式				
普通株式 (株)	29, 328	_	_	29, 328
A種優先株式(株)	1	_	_	1
B種優先株式 (株)	1	_	_	1
合計 (株)	29, 330	_	_	29, 330

2. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 (千円)	1株当たり 配当額(千円)	基準日	効力発生日
2024年6月24日	A種優先株式	5, 916, 455	5, 916, 455	2024年3月31日	2024年6月25日
定時株主総会	B種優先株式	803, 734	803, 734	2024年3月31日	2024年6月25日

(2) 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの

決議予定	株式の種類	配当金の総額 (千円)	配当の原資	1株当たり 配当額 (千円)	基 準 日	効力発生日
2025年6月30日	A種優先株式	3, 744, 811	利益剰余金	3, 744, 811	2025年3月31日	2025年7月1日
定時株主総会	B種優先株式	725, 004	利益剰余金	725, 004	2025年3月31日	2025年7月1日

(リース取引関係)

前事業年度	当事業年度
2024年3月31日	2025年3月31日
該当事項はありません。	該当事項はありません。

(金融商品関係)

1. 金融商品の状況に関する事項

当社は、資金運用については主に安全性の高い金融商品により行っております。なお、投資有価証券に含まれる投資信託については、市場リスクに晒されておりますが、その取得については、社内規定により、取得金額の上限を定めるとともに、当社が設定する投資信託について、当初設定時における取得、または商品性を適正に維持するための取得に限定しており、毎月時価の把握を行っております。

2. 金融商品の時価等に関する事項

貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

前事業年度(2024年3月31日)

(単位:千円)

	貸借対照表計上額	時価	差額
(1)有価証券及び投資有価証券			
その他有価証券(*1)	704, 161	704, 161	_
資産計	704, 161	704, 161	_

- (*) 「現金及び預金」、「未収委託者報酬」、「未収運用受託報酬」、「未収投資助言報酬」、「未払法人税等」については、現金であること、あるいは短期間で決済されるため、時価が帳簿価額に近似するものであることから、記載を省略しております。
- (*1) 市場価格のない株式等は、「(1) 有価証券及び投資有価証券 その他有価証券」には含まれておりません。当該金融商品の貸借対照表計上額は1,687千円であります。

当事業年度(2025年3月31日)

(単位:千円)

	貸借対照表計上額	時価	差額
(1)有価証券及び投資有価証券			
その他有価証券(*1)	880, 577	880, 577	_
資産計	880, 577	880, 577	_

- (*) 「現金及び預金」、「未収委託者報酬」、「未収運用受託報酬」、「未収投資助言報酬」、「未払法人税等」については、現金であること、あるいは短期間で決済されるため、時価が帳簿価額に近似するものであることから、記載を省略しております。
- (*1) 市場価格のない株式等は、「(1) 有価証券及び投資有価証券 その他有価証券」には含まれておりません。当該金融商品の貸借対照表計上額は1,687千円であります。
- 3. 金融商品の時価等及び時価のレベルごとの内訳等に関する事項

当事業年度におけるレベルごとの時価は次のとおりであります。

金融商品の時価は、時価の算定に用いたインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル 1 の時価:同一の資産又は負債の活発な市場における (無調整の) 相場価格により算定した時価

レベル 2 の時価:レベル 1 のインプット以外の直接または間接的に観察可能なインプットを用いて算定した時価

レベル 3 の時価: 重要な観察できないインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

(1) 時価で貸借対照表に計上している金融商品				(単位:千円)
区分		時	価	
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
有価証券及び投資有価証券				
その他有価証券				
投資信託	_	880, 577	_	880, 577
資産計	_	880, 577	_	880, 577

(注) 時価の算定に用いた評価技法および時価の算定に係るインプットの説明 投資信託

当社の保有している投資信託は、市場での取引頻度が低く、活発な市場における相場価格とは認められない ため、その時価をレベル2の時価に分類しております。なお、投資信託の時価は、基準価額によっております。

(2) 時価で貸借対照表に計上している金融商品以外の金融商品 該当事項はありません。

4. 金銭債権および満期のある有価証券の決算日後の償還予定額 前事業年度(2024年3月31日)

前事業年度(2024年3月31日)	- 14 11-15			(単位:千円)
	1年以内	1年超5年以内	5年超10年以内	10年超
現金及び預金	18, 932, 059	_	_	_
未収委託者報酬	1, 872, 842	_	_	_
未収運用受託報酬	2, 465, 487	_	_	_
未収投資助言報酬	778, 017	_	_	_
有価証券及び投資有価証券				
その他有価証券のうち満期 のあるもの	_	_	140, 214	_
合計	24, 048, 407	_	140, 214	_

当事業年度(2025年3月31日)				(単位:千円)
	1年以内	1年超5年以内	5年超10年以内	10年超
現金及び預金	16, 704, 152	_	_	_
未収委託者報酬	1, 736, 116	_	_	_
未収運用受託報酬	1, 854, 222	_	_	_
未収投資助言報酬	708, 929	_	_	_
有価証券及び投資有価証券				
その他有価証券のうち満期 のあるもの	2, 988	30, 675	119, 570	20, 051
合計	21, 006, 408	30, 675	119, 570	20, 051

5. 社債、長期借入金、リース債務及びその他の有利子負債の決算日後の返済予定額 前事業年度(2024年3月31日) 該当事項はありません。

当事業年度(2025年3月31日) 該当事項はありません。

(有価証券関係)

1.満期保有目的の債券前事業年度(2024年3月31日)該当事項はありません。

当事業年度(2025年3月31日) 該当事項はありません。

2. その他有価証券

前事業年度(2024年3月31日)

(単位:千円)

	種類	貸借対照表計上額	取得原価	差額
貸借対照表計上額が取	その他	587, 603	400, 805	186, 798
得原価を超えるもの	小計	587, 603	400, 805	186, 798
貸借対照表計上額が取	その他	116, 557	134, 016	△17, 458
得原価を超えないもの	小計	116, 557	134, 016	△17, 458
合計		704, 161	534, 821	169, 339

(注)時価が取得原価に比べて著しく下落したものについては、回復可能性があると判断される銘柄を除き、 当該時価をもって貸借対照表価額とするとともに、評価差額を当事業年度の損失として処理(以下、「減 損処理」という。)することとしておりますが、当事業年度においては、投資有価証券について17,814千 円減損処理を行っています。

また、時価が著しく下落したと判断するための根拠を定めており、その概要は、原則として以下のとおりであります。

時価が取得原価の50%以下の銘柄

時価が取得原価の50%超70%以下の水準で一定期間推移している銘柄

当事業年度(2025年3月31日)

(単位:千円)

	種類	貸借対照表計上額	取得原価	差額
貸借対照表計上額が取	その他	550, 136	416, 805	133, 331
得原価を超えるもの	小計	550, 136	416, 805	133, 331
貸借対照表計上額が取	その他	330, 441	351, 068	△20, 626
得原価を超えないもの	小計	330, 441	351, 068	△20, 626
合計		880, 577	767, 873	112, 704

(注) 時価が取得原価に比べて著しく下落したものについては、回復可能性があると判断される銘柄を除き、 当該時価をもって貸借対照表価額とするとともに、評価差額を当事業年度の損失として処理(以下、「減 損処理」という。) することとしておりますが、当事業年度においては、該当事項はありません。

また、時価が著しく下落したと判断するための根拠を定めており、その概要は、原則として以下のとおりであります。

時価が取得原価の50%以下の銘柄

時価が取得原価の50%超70%以下の水準で一定期間推移している銘柄

3. 売却したその他有価証券

前事業年度(自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)

種類	売却額	売却益の合計額	売却損の合計額
その他	10, 164	164	-
合計	10, 164	164	_

(単位:千円)

当事業年度(自 2024年4月1日 至 2025年3月31日) 該当事項はありません

(デリバティブ取引関係) 前事業年度 (2024年3月31日) 該当事項はありません。

当事業年度(2025年3月31日) 該当事項はありません。

(退職給付関係)

1. 採用している退職給付制度の概要

当社は、確定給付型の制度として退職一時金制度(非積立型制度であります。)を採用しております。

当社が有する退職一時金制度は、簡便法により退職給付引当金及び退職給付費用を計算しております。

2. 確定給付制度

(1) 簡便法を適用した制度の、退職給付引当金の期首残高と期末残高の調整表 (単位:千円)

(3) IN PRESIDENT - CHARLES - (1) CENTRAL - (
	前事業年度	当事業年度	
	(自 2023年4月 1日	(自 2024年4月 1日	
	至 2024年3月31日)	至 2025年3月31日)	
退職給付引当金の期首残高	284, 250	321, 281	
退職給付費用	50, 391	49, 445	
退職給付の支払額	13, 360	45, 715	
退職給付引当金の期末残高	321, 281	325, 011	

(2) 退職給付債務の期末残高と貸借対照表に計上された退職給付引当金の調整表 (単位:千円)

() () () () () () () () () ()			
	前事業年度	当事業年度	
	(2024年3月31日)	(2025年3月31日)	
非積立型制度の退職給付債務	321, 281	325, 011	
貸借対照表に計上された負債と資産の純額	321, 281	325, 011	
退職給付引当金	321, 281	325, 011	
貸借対照表に計上された負債と資産の純額	321, 281	325, 011	

(3) 退職給付費用 (単位:千円)

(-) (-)			(1 = 114)
		前事業年度	当事業年度
		(自 2023年4月 1日	(自 2024年4月 1日
		至 2024年3月31日)	至 2025年3月31日)
	簡便法で計算した退職給付費用	50, 391	49, 445

(単位:千円)

		()	門上: 1 円)
前事業年度		当事業年度	
(2024年3月31日)		(2025年3月31日)	
1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主		1. 繰延税金資産及び繰延税金負債	愛の発生の主
な原因別の内訳		な原因別の内訳	
 繰延税金資産		繰延税金資産	
ソフトウェア償却超過額	129, 397	ソフトウェア償却超過額	173, 635
敷金償却否認	1,714	敷金償却否認	3, 426
会員権評価損否認	2, 591	会員権評価損否認	2,667
電話加入権評価損	1, 395	電話加入権評価損	1, 436
繰延資産償却超過額	5, 300	繰延資産償却超過額	7,882
賞与引当金	135, 235	賞与引当金	140, 497
役員退任慰労引当金	8,726	役員退任慰労引当金	7, 312
退職給付引当金	98, 376	退職給付引当金	102, 242
投資有価証券減損	5, 454	投資有価証券減損	_
その他有価証券評価差額金	5, 345	その他有価証券評価差額金	6, 491
未払事業税	83, 444	未払事業税	36, 758
その他	<u>3, 479</u>	その他	<u>3, 544</u>
繰延税金資産小計	480, 462	繰延税金資産小計	485, 895
評価性引当額		評価性引当額	
繰延税金資産合計	480, 462	繰延税金資産合計	485, 895
繰延税金負債		繰延税金負債	
	<u> </u>	その他有価証券評価差額金	<u>△42, 025</u>
繰延税金負債合計	<u>△57, 197</u>	繰延税金負債合計	$\triangle 42,025$
繰延税金資産の純額	423, 264	繰延税金資産の純額	443, 869
2. 法定実効税率と税効果会計適用行	後の法人税	2. 法定実効税率と税効果会計適用	月後の法人税
等の負担率との差異の原因となった。	た主な項目	等の負担率との差異の原因となっ	た主な項目
別の内訳		別の内訳	
当事業年度は、法定実効税率と税を		当事業年度は、法定実効税率と移	
用後の法人税等の負担率との間の差別		用後の法人税等の負担率との間の差	
効税率の100分の5以下であるため注記	記を省略し	効税率の100分の5以下であるため治	E記を省略し
ております。		ております。	

(資産除去債務関係)

前事業年度 (自 2023年4月 1日 至 2024年3月31日)

本社は不動産賃貸借契約により、退去時における原状回復に係る債務を有しております。

当該賃貸借契約については、敷金が資産計上されておりますので、「資産除去債務に関する会計基準の適用指針」第9項、第15項に基づき、資産除去債務の負債計上及びこれに対応する除去費用の資産計上に代えて、原状回復に係る費用を敷金の回収が見込めない金額として合理的に見積もり、そのうち当事業年度の負担に属する金額を費用に計上しております。

当事業年度 (自 2024年4月 1日 至 2025年3月31日)

本社は不動産賃貸借契約により、退去時における原状回復に係る債務を有しております。

当該賃貸借契約については、敷金が資産計上されておりますので、「資産除去債務に関する会計基準の適用指針」第9項、第15項に基づき、資産除去債務の負債計上及びこれに対応する除去費用の資産計上に代えて、原状回復に係る費用を敷金の回収が見込めない金額として合理的に見積もり、そのうち当事業年度の負担に属する金額を費用に計上しております。

(収益認識に関する注記)

当社は、投資運用業により委託者報酬、運用受託報酬、投資助言報酬を稼得しております。

- 1. 委託者報酬は、投資信託の信託約款に基づき日々の純資産総額に対する一定割合として認識され、確定した報酬を投資信託によって主に年2回、もしくは年1回受取ります。当該報酬は投資信託の運用期間にわたり収益として認識しております。
- 2. 運用受託報酬は、投資顧問契約で定められた投資顧問報酬に基づき、確定した報酬を顧問口座によって主に年4回、もしくは年2回受取ります。当該報酬は顧問口座の運用期間にわたり収益として認識しております。
- 3. 投資助言報酬は、投資助言契約で定められた投資助言報酬に基づき、確定した報酬を顧問口座によって主に年1回受取ります。当該報酬は顧問口座の運用期間にわたり収益として認識しております。

当事業年度の顧客との契約から生じる収益を分解した情報は損益計算書記載の通りです。

(セグメント情報等)

[セグメント情報]

前事業年度(自 2023年4月1日 至 2024年3月31日) 当社は、投資運用業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

当事業年度(自 2024年4月1日 至 2025年3月31日) 当社は、投資運用業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

[関連情報]

前事業年度(自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)

1. 製品及びサービスごとの情報

投資信託委託会社としての投資運用業、投資一任契約及び投資助言契約に係る投資運用業それ ぞれの営業収益は損益計算書に記載されております。

2. 地域ごとの情報

(1) 営業収益

(単位: 千円)

日本	ケイマン	合計
21, 763, 842	2, 869, 902	24, 633, 744

- (注)営業収益の地域区分は、契約相手方の所在地(ファンドの場合は組成地) を基礎として分類しております。
- (2)有形固定資産

本邦以外に所在している有形固定資産がないため、記載を省略しております。

3. 主要な顧客ごとの情報

(単位:千円)

顧客の名称	営業収益	関連するセグメント名
農林中央金庫	13, 144, 143	投資運用業
全国共済農業協同組合連合会	2, 259, 461	投資運用業

(注)営業収益は、当社が直接募集により販売した投資信託に係る委託者報酬、投資一任契約による運用受託報酬及び投資助言契約による投資助言報酬を顧客ごとに集計しております。

当事業年度(自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)

1. 製品及びサービスごとの情報

投資信託委託会社としての投資運用業、投資一任契約及び投資助言契約に係る投資運用業それ ぞれの営業収益は損益計算書に記載されております。

2. 地域ごとの情報

(1) 営業収益

(単位:千円)

日本	ケイマン	合計
17, 087, 895	3, 605, 280	20, 693, 175

(注)営業収益の地域区分は、契約相手方の所在地 (ファンドの場合は組成地) を基礎として分類しております。

(2)有形固定資産

本邦以外に所在している有形固定資産がないため、記載を省略しております。

3. 主要な顧客ごとの情報

(単位:千円)

顧客の名称	営業収益	関連するセグメント名
農林中央金庫	9, 253, 165	投資運用業
Maples Trustee Services (Cayman) Limited	2, 954, 790	投資運用業
全国共済農業協同組合連合会	1, 768, 075	投資運用業

⁽注) 営業収益は、当社が直接募集により販売した投資信託に係る委託者報酬、投資一任契約による運用受託報酬及び投資助言契約による投資助言報酬を顧客ごとに集計しております。

[報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報]

前事業年度(自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)

該当事項はありません。

当事業年度(自 2024年4月1日 至 2025年3月31日) 該当事項はありません。

[報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報]

前事業年度(自 2023年4月1日 至 2024年3月31日) 該当事項はありません。

当事業年度(自 2024年4月1日 至 2025年3月31日) 該当事項はありません。

[報告セグメントごとの負ののれんの発生益に関する情報] 前事業年度(自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)

該当事項はありません。

当事業年度(自 2024年4月1日 至 2025年3月31日) 該当事項はありません。 (関連当事者情報)

前事業年度(自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)

1. 関連当事者との取引

親会社及び法人主要株主等

属性	会社等 の名称 又は 氏名	所在地	資本金 又は 出資金 (百万円)	事業の 内容又 は職業	議決権等 の所有 (被所有) 割合	関連当事者 との関係	取引の 内容	取引 金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
親会社	農林中央金庫	東京都千代田区	4, 040, 198	金融業		当社時、大学では、大学では、大学では、大学では、大学では、大学では、大学では、大学では	酬の受取	4, 374, 116	未収投資一任報酬	1, 593, 256
						契約の締結役員の兼任	投資助言報 酬 の 受 取 (注1)	8, 189, 326	未収投資助言報酬	609, 237

- (注1) 取引条件は、アームズレングスルールにおけるガイドラインに従い、一般取引条件を勘案した個別契約 に基づき決定しております。
- 2. 親会社又は重要な関連会社に関する注記
- (1) 親会社情報 農林中央金庫(非上場)
- (2) 重要な関連会社の要約財務情報 該当事項はありません。

当事業年度(自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)

1. 関連当事者との取引

親会社及び法人主要株主等

属性	会社等 の名称 又は 氏名	所在地	資本金 又は 出資金 (百万円)	事業の 内容又 は職業	議決権等 の所有 (被所有) 割合	関連当事者との関係	取引の 内容	取引 金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
親会社	農林中央金庫	東京都千代田区	4, 817, 427	金融業		集・販売の取扱、投資の任契約等の締 法、投資助言	運用受託報 酬 の 受 取 (注1)	2, 780, 236	未収投資一任報酬	801, 153
						契約の締結役員の兼任	投資助言報 酬 の 受 取 (注1)	6, 021, 105	未収投資助言報酬	525, 024

(注1) 取引条件は、アームズレングスルールにおけるガイドラインに従い、一般取引条件を勘案した個別契約 に基づき決定しております。

兄弟会社等

属性	会社等 の名称 又は 氏名	所在地	資本金 又は 出資金 (百万円)	事業の 内容又 は職業	議決権等 の所有 (被所有) 割合	関連当事者 との関係	取引の 内容	取引 金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
親会社の子会社		千代田区	444	金融業	ı	当社投資信託 の外部運用委 託		786, 741	未 払 運 用 委 託 料	311, 277

- 2. 親会社又は重要な関連会社に関する注記
- (1) 親会社情報 農林中央金庫(非上場)
- (2) 重要な関連会社の要約財務情報 該当事項はありません。

(1株当たり情報)

	前事業年度	当事業年度
	(自 2023年4月 1日	(自 2024年4月 1日
	至 2024年3月31日)	至 2025年3月31日)
1株当たり純資産額	347,655円80銭	346, 281円04銭
1株当たり当期純利益金額	一銭	一銭

- (注) 1. 潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。
 - 2. 1株当たり純資産額の箟定上の基礎は、以下のとおりであります。

2. 1 休日にり把負性銀の昇足上の基礎は、以下のこわりであります。							
	前事業年度	当事業年度					
	(2024年3月31日)	(2025年3月31日)					
純資産の部の合計額 (千円)	21, 794, 542	20, 621, 303					
純資産の部の合計額から控除する金額 (千円)	11, 598, 492	10, 465, 572					
(うちA種優先株式優先配当額・B種 優先株式優先配当額)	(8, 400, 237)	(5, 587, 270)					
(うちA種優先株式未分配配当額・B 種優先株式未分配配当額)	(3, 198, 255)	(4, 878, 302)					
普通株式に係る期末の純資産額 (千円)	10, 196, 049	10, 155, 730					
1株当たり純資産額の算定に用いられ た期末の普通株式の数(株)	29, 328	29, 328					

3. 1株当たり当期純利益金額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	前事業年度	当事業年度
	(自 2023年4月 1日	(自 2024年4月 1日
	至 2024年3月31日)	至 2025年3月31日)
当期純利益金額 (千円)	8, 400, 237	5, 587, 270
普通株主に帰属しない金額(千円)	8, 400, 237	5, 587, 270
(うちA種優先株式優先配当額・B種 優先株式優先配当額)	(8, 400, 237)	(5, 587, 270)
普通株式に係る当期純利益金額 (千円)	_	_
普通株式の期中平均株式数 (株)	29, 328	29, 328

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

4【利害関係人との取引制限】

委託者は、「金融商品取引法」の定めるところにより、利害関係人との取引について、次に掲げる行為が禁止されています。

- ① 自己又はその取締役若しくは執行役との間における取引を行うことを内容とした運用を行うこと(投資者の保護に欠け、若しくは取引の公正を害し、又は金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。)。
- ② 運用財産相互間において取引を行うことを内容とした運用を行うこと(投資者の保護に欠け、若しくは取引の公正を害し、又は金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。)。
- ③ 通常の取引の条件と異なる条件であって取引の公正を害するおそれのある条件で、委託者の親法人等(委託者の総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下④⑤において同じ。)又は子法人等(委託者が総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下同じ。)と有価証券の売買その他の取引又は金融デリバティブ取引を行うこと。
- ④ 委託者の親法人等又は子法人等の利益を図るため、その行う投資運用業に関して運用の方針、運用財産の額若しくは市場の状況に照らして不必要な取引を行うことを内容とした運用を行うこと。
- ⑤ 上記③④に掲げるもののほか、委託者の親法人等又は子法人等が関与する行為であって、投資者の保護に欠け、若しくは取引の公正を害し、又は金融商品取引業の信用を失墜させるおそれのあるものとして内閣府令で定める行為。

5【その他】

- (1) 定款の変更、事業譲渡又は事業譲受、出資の状況その他の重要事項について 該当事項はありません。
- (2) 訴訟事件その他の重要事項

本書提出日現在、委託者およびファンドに重要な影響を与えた事実、または、与えると予想される事実はありません。

追加型証券投資信託

JA海外債券ファンド

約 款

運用の基本方針

約款第16条に基づき、委託者の定める運用の基本方針は次のものとします。

1. 基本方針

この投資信託は、信託財産の長期的な成長を目指して運用を行います。

2. 運用方法

(1) 投資対象

JA海外債券マザーファンド受益証券を主要投資対象とします。なお、日本を除く世界各国 の公社債に直接投資する場合もあります。

(2) 投資態度

- ① JA海外債券マザーファンド受益証券を主要投資対象とし、当社が円ベースに換算した FTSE 世界国債インデックス (除く日本) を上回る投資成果を目指します。
- ② 主要投資対象である J A 海外債券マザーファンドの運用にあたりましては、主として日本を除く世界各国の公社債、アセットバック証券およびモーゲージ証券等に投資を行うことにより、当社が円ベースに換算した FTSE 世界国債インデックス (除く日本) に対しての超過収益の獲得に努めます。 J A 海外債券マザーファンドの運用につきましては、ウエリントン・マネージメント・カンパニー・エルエルピー、ウエリントン・マネージメント香港リミテッドおよびウエリントン・マネージメント・インターナショナル・リミテッドに外貨建資産の運用および為替取引の指図に関する権限を委託します。

なお、JA海外債券マザーファンド受益証券の組入比率は原則として高位に保ちます。

- ③ 実質組入外貨建資産につきましては、原則として為替変動リスクを回避するための為替ヘッジは行いません。また、通貨に関して、外国為替の売買の予約取引を行うことにより、収益の追求に努めることもあります。
- ④ 資金動向、市況動向等によっては、上記のような運用ができない場合があります。
- (3) 投資制限
- ① JA海外債券マザーファンド受益証券への投資割合には、制限を設けません。
- ② 株式への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以内とします。
- ③ 外貨建資産への実質投資割合には、制限を設けません。
- ④ 同一銘柄の株式への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以内とします。
- ⑤ 有価証券先物取引等は、約款第20条の範囲で行います。
- ⑥ スワップ取引は、約款第21条の範囲で行います。
- ⑦ 金利先渡取引および為替先渡取引は、約款第22条の範囲で行います。
- ⑧ デリバティブ取引等については、一般社団法人投資信託協会の規則に定める合理的な方法により算出した額が、信託財産の純資産総額を超えないものとします。
- ⑨ 一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則として、それぞれ10%、合計で20%以内とすることとし、当該比率を超えることとなった場合には、委託者は、同規則に従い当該比率以内となるよう調整を行うこととします。

3. 収益分配方針

毎決算時(10月16日。休業日に該当する場合は翌営業日となります。)に、原則として以下の 方針に基づき分配を行います。

(1) 分配対象額の範囲

諸経費等を控除後の利子・配当収益と売買益(評価益を含みます。)等の全額とします。

(2) 分配対象額についての分配方針

分配金額は、委託者が基準価額水準、市況動向等を勘案して決定します。ただし、分配対象額が少額の場合には、分配を行わないこともあります。

(3) 留保益の運用方針

留保益の運用については特に制限を設けず、委託者の判断に基づき、元本部分と同一の運用 を行います。

追加型証券投資信託 JA海外債券ファンド約款

(信託の種類、委託者および受託者)

- 第1条 この信託は、証券投資信託であり、農林中金全共連アセットマネジメント株式会社を委託者とし、三菱UFJ信託銀行株式会社を受託者とします。
 - ② この信託は、信託財産に属する財産についての対抗要件に関する事項を除き、信託法(大正 11 年法律第62号)の適用を受けます。

(信託事務の委託)

第1条の2 受託者は、信託法第26条第1項に基づき、信託事務の処理の一部について、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律第1条第1項の規定による信託業務の兼営の認可を受けた一の金融機関と信託契約を締結し、これを委託することができます。

(信託の目的、金額および信託金の限度額)

- 第2条 委託者は、金836,822円を受益者のために利殖の目的をもって信託し、受託者はこれを 引受けます。
 - ② 委託者は、受託者と合意のうえ、金 1 兆円を限度として信託金を追加できるものとし、追加信託が行われたときは、受託者はその引受けを証する書面を委託者に交付します。
 - ③ 委託者は、受託者と合意のうえ、第2項の限度額を変更することができます。

(信託期間)

第3条 この信託の期間は、信託契約締結日から第46条第8項、第47条第1項、第48条、第49条第1項および第51条第2項の信託契約終了の日までとします。

(受益権の取得申込みの勧誘の種類)

第4条 この信託にかかる受益権の取得申込みの勧誘は、金融商品取引法第2条第3項第1号に 掲げる場合に該当し、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第8項で定める公募によ り行われます。

(受益権の分割および再分割)

- 第5条 委託者は、第2条第1項の規定による受益権については836,822 口に、追加信託によって生じた受益権については、これを追加信託のつど第7条第1項の追加口数に、それぞれ均等に分割します。
 - ② 委託者は、受益権の再分割を行ないません。ただし、社債、株式等の振替に関する法律が施行された場合には、受託者と協議のうえ、同法に定めるところにしたがい、一定日現在の受益権を均等に再分割できるものとします。

(当初の受益者)

第6条 この信託契約締結当初および追加信託当初の受益者は、委託者の指定する受益権取得申 込者とし、第5条により分割された受益権は、その取得申込口数に応じて、取得申込者に 帰属します。

(追加信託の価額および口数、基準価額の計算方法)

- 第7条 追加信託金は、追加信託を行う日の前営業日の基準価額に、当該追加信託に係る受益権 の口数を乗じた額とします。
 - ② この約款において基準価額とは、信託財産に属する資産(受入担保金代用有価証券を除

きます。)を法令および一般社団法人投資信託協会規則に従って時価または一部償却原価 法により評価して得た信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額(以下「純資産総 額」といいます。)を計算日における受益権総口数で除した金額をいいます。なお、外貨建 資産(外国通貨表示の有価証券(以下「外貨建有価証券」といいます。)、預金その他の資 産をいいます。以下同じ。)の円換算については、原則として、わが国における当日の対顧 客電信売買相場の仲値によって計算します。

③ 第 25 条に規定する予約為替の評価は、原則として、わが国における計算日の対顧客先物売買相場の仲値によるものとします。

(信託日時の異なる受益権の内容)

- 第 8 条 この信託の受益権は、信託の日時を異にすることにより差異を生じることはありません。 (受益権の帰属と受益証券の不発行)
- 第9条 この信託の受益権は、平成19年1月4日より、社債等の振替に関する法律(政令で定める日以降「社債、株式等の振替に関する法律」となった場合は読み替えるものとし、「社債、株式等の振替に関する法律」を含め「社振法」といいます。以下同じ。)の規定の適用を受けることとし、同日以降に追加信託される受益権の帰属は、委託者があらかじめこの投資信託の受益権を取り扱うことについて同意した一の振替機関(社振法第2条に規定する「振替機関」をいい、以下「振替機関」といいます。)及び当該振替機関の下位の口座管理機関(社振法第2条に規定する「口座管理機関」をいい、振替機関を含め、以下「振替機関等」といいます。)の振替口座簿に記載または記録されることにより定まります(以下、振替口座簿に記載または記録されることにより定まる受益権を「振替受益権」といいます。)。
 - ② 委託者は、この信託の受益権を取り扱う振替機関が社振法の規定により主務大臣の指定 を取り消された場合または当該指定が効力を失った場合であって、当該振替機関の振替業 を承継する者が存在しない場合その他やむを得ない事情がある場合を除き、振替受益権を 表示する受益証券を発行しません。

なお、受益者は、委託者がやむを得ない事情等により受益証券を発行する場合を除き、 受益証券の再発行の請求を行なわないものとします。

- ③ 委託者は、第5条の規定により分割された受益権について、振替機関等の振替口座簿への新たな記載または記録をするため社振法に定める事項の振替機関への通知を行なうものとします。振替機関等は、委託者から振替機関への通知があった場合、社振法の規定にしたがい、その備える振替口座簿への新たな記載または記録を行ないます。
- ④ 委託者は、受益者を代理してこの信託の受益権を振替受入簿に記載または記録を申請することができるものとし、原則としてこの信託の平成 18 年 12 月 29 日現在の全ての受益権(受益権につき、既に信託契約の一部解約が行なわれたもので、当該一部解約にかかる一部解約金の支払開始日が平成 19 年 1 月 4 日以降となるものを含みます。)を受益者を代理して平成 19 年 1 月 4 日に振替受入簿に記載または記録するよう申請します。ただし、保護預かりではない受益証券に係る受益権については、信託期間中において委託者が受益証券を確認した後当該申請を行なうものとします。振替受入簿に記載または記録された受益権にかかる受益証券は無効となり、当該記載または記録により振替受益権となります。また、委託者は、受益者を代理してこの信託の受益権を振替受入簿に記載または記録を申請

する場合において、委託者の指定する証券会社(委託者の指定する金融商品取引法第28条第1項に規定する第一種金融商品取引業を行う者をいいます。以下同じ。)および登録金融機関(委託者の指定する金融商品取引法第2条第11項に規定する登録金融機関をいいます。以下同じ。)ならびに保護預り会社または委託者の指定する口座管理機関に当該申請の手続きを委任することができます。

(受益権の設定に係る受託者の通知)

第10条 受託者は、追加信託により生じた受益権については追加信託のつど、振替機関の定める 方法により、振替機関へ当該受益権に係る信託を設定した旨の通知を行ないます。

(受益権の取得単位、価額および手数料)

- 第 11 条 委託者は、第 5 条第 1 項の規定により分割される受益権の取得申込者に対し、1 円以上 1 円単位をもって当該受益権の取得の申込に応じることができるものとします。なお、別 に定める累積投資規定(別の名称で同様の権利義務関係を規定する約款を含みます。)にし たがった契約(以下「別に定める契約」といいます。)に基づく収益分配金の再投資にかか る受益権の取得申込は、1 口の整数倍をもって当該取得の申込に応じることができるもの とします。
 - ② 委託者の指定する証券会社および登録金融機関は、第5条第1項の規定により分割される受益権を、最低単位を1円単位または1口単位として委託者の指定する証券会社および登録金融機関が定める単位をもって当該受益権の取得の申込に応じることができるものとします。なお、別に定める契約に基づく収益分配金の再投資に係る受益権の取得申込は、1口の整数倍をもって当該取得の申込に応じることができるものとします。
 - ③ 前2項の取得申込者は委託者、委託者の指定する証券会社または登録金融機関に、取得申込と同時にまたは予め、自己のために開設されたこの信託の受益権の振替を行なうための振替機関等の口座を示すものとし、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載または記録が行なわれます。なお、委託者(委託者の指定する口座管理機関を含みます。)、委託者の指定する証券会社および登録金融機関は、当該取得申込の代金(第5項の受益権の価額に当該取得申込の口数を乗じて得た額をいいます。)の支払いと引き換えに、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載または記録を行なうことができます。
 - ④ 第1項および第2項の規定にかかわらず、ニューヨーク証券取引所の休場日またはニューヨークの銀行の休業日には、第1項および第2項による受益権の取得の申込に応じないものとします。
 - ⑤ 第1項および第2項の受益権の価額は、取得申込日の翌営業日の基準価額に、第6項に 規定する手数料ならびに当該手数料に係る消費税および地方消費税(以下「消費税等」と いいます。)に相当する金額を加算した価額とします。ただし、この信託契約締結日前の取 得申込に係る受益権の価額は、1口につき1円に、第6項に規定する手数料および当該手 数料に係る消費税等に相当する金額を加算した価額とします。
 - ⑥ 第5項の手数料の額は、委託者、委託者の指定する証券会社または登録金融機関がそれ ぞれ別に定める手数料率を取得申込日の翌営業日の基準価額(信託契約締結前の取得申込 については1口につき1円とします。)に乗じて得た額とします。
 - ⑦ 第5項および第6項の規定にかかわらず、受益者が第44条第8項の規定または別に定める契約に基づいて収益分配金の再投資を行う場合の受益権の価額は、原則として第36

条に規定する各計算期間終了日の基準価額とします。

⑧ 第1項および第2項の規定にかかわらず、委託者、委託者の指定する証券会社および登録金融機関は、取引所(金融商品取引法第2条第16項に規定する金融商品取引所および金融商品取引法第2条第8項第3号口に規定する外国金融商品市場をいいます。以下同じ。)における取引の停止、外国為替取引の停止その他やむを得ない事情があるときは、受益権の取得の申込の受付を中止すること、および既に受け付けた取得の申込の受付を取り消すことができます。

(受益権の譲渡に係る記載または記録)

- 第11条の2 受益者は、その保有する受益権を譲渡する場合には、当該受益者の譲渡の対象とする 受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等に振替の申請をするもの とします。
 - ② 前項の申請のある場合には、前項の振替機関等は、当該譲渡に係る譲渡人の保有する受益権の口数の減少および譲受人の保有する受益権の口数の増加につき、その備える振替口座簿に記載または記録するものとします。ただし、前項の振替機関等が振替先口座を開設したものでない場合には、譲受人の振替先口座を開設した他の振替機関等(当該他の振替機関等の上位機関を含みます。)に社振法の規定にしたがい、譲受人の振替先口座に受益権の口数の増加の記載または記録が行なわれるよう通知するものとします。
 - ③ 委託者は、第1項に規定する振替について、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等と譲受人の振替先口座を開設した振替機関等が異なる場合等において、委託者が必要と認めるときまたはやむをえない事情があると判断したときは、振替停止日や振替停止期間を設けることができます。

(受益権の譲渡の対抗要件)

第11条の3 受益権の譲渡は、前条の規定による振替口座簿への記載または記録によらなければ、 委託者および受託者に対抗することができません。

(受益証券の再交付)

第12条 (削除)

(受益証券を毀損した場合等の再交付)

第13条 (削除)

(受益証券の再交付の費用)

第14条 (削除)

(投資の対象とする資産の種類)

- 第14条の2 この信託において投資の対象とする資産の種類は、次に掲げるものとします。
 - 1. 次に掲げる特定資産(「特定資産」とは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第1項で定めるものをいいます。以下同じ。)
 - イ. 有価証券
 - ロ. デリバティブ取引に係る権利(金融商品取引法第2条第20項に規定するものをいい、約款第20条、第21条および第22条に定めるものに限ります。)
 - ハ. 金銭債権
 - 二. 約束手形
 - 2. 次に掲げる特定資産以外の資産

イ. 為替手形

(運用の指図範囲等)

- 第 15 条 委託者は、信託金を、主として農林中金全共連アセットマネジメント株式会社を委託者とし、三菱UF J信託銀行株式会社を受託者として締結された J A海外債券マザーファンド(以下「親投資信託」といいます。)の受益証券ならびに第 1 号から第 18 号までの有価証券(金融商品取引法第 2 条第 2 項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。)に投資することを指図します。
 - 1. 株券または新株引受権証書
 - 2. 国債証券
 - 3. 地方債証券
 - 4. 特別の法律により法人の発行する債券
 - 5. 社債券(新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債券(以下「分離型新株引受権付社債券」といいます。)の新株引受権証券、転換社債、ならびに新株予約権付社債のうち会社法第236条第1項第3号の財産が当該新株予約権付社債についての社債であって当該社債と当該新株予約権がそれぞれ単独で存在し得ないことをあらかじめ明確にしているもの(以下会社法施行前の旧商法第341条/3第1項第7号および第8号の定めがある新株予約権付社債を含め「転換社債型新株予約権付社債」といいます。)を除きます。)
 - 6. 特定目的会社に係る特定社債券(金融商品取引法第2条第1項第4号で定めるものをいいます。)
 - 7. 特別の法律により設立された法人の発行する出資証券(金融商品取引法第2条第1項 第6号で定めるものをいいます。)
 - 8. 協同組織金融機関に係る優先出資証券 (金融商品取引法第 2 条第 1 項第 7 号で定める ものをいいます。)
 - 9. 特定目的会社に係る優先出資証券(金融商品取引法第2条第1項第8号で定めるものをいいます。)
 - 10. コマーシャル・ペーパー
 - 11. 外国または外国の者の発行する証券または証書で、第1号から第10号の証券または証書の性質を有するもの
 - 12. 外国貸付債権信託受益証券(金融商品取引法第2条第1項第18号で定めるものをいいます。)
 - 13. 預託証書(金融商品取引法第2条第1項第20号で定めるものをいいます。)
 - 14. 外国法人が発行する譲渡性預金証書
 - 15. 指定金銭信託の受益証券(金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に限ります。)
 - 16. 抵当証券(金融商品取引法第2条第1項第16号で定めるものをいいます。)
 - 17. 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発 行信託の受益証券に表示されるべきもの
 - 18. 外国の者に対する権利で第17号の有価証券の性質を有するものなお、第1号の証券または証書、第11号ならびに第13号の証券または証書のうち第1

号の証券または証書の性質を有するものを以下「株式」といい、第2号から第6号までの 証券および第11号ならびに第13号の証券または証書のうち第2号から第6号までの証券 の性質を有するものを以下「公社債」といいます。

- ② 委託者は、信託金を、第1項に掲げる有価証券のほか、次に掲げる金融商品(金融商品 取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。以下本条において同じ。)により運用することを指図することができます。
 - 1. 預金
 - 2. 指定金銭信託(金融商品取引法第2条第1項第14号に規定する受益証券発行信託を除きます。)
 - 3. コール・ローン
 - 4. 手形割引市場において売買される手形
 - 5. 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第2項第1号で定めるもの
 - 6. 外国の者に対する権利で前号の権利の性質を有するもの
- ③ 第1項の規定にかかわらず、この信託の設定、解約、償還、投資環境の変動等への対応 等、委託者が運用上必要と認めるときには、委託者は、信託金を第2項第1号から第6号 までに掲げる金融商品により運用することの指図ができます。
- ④ 委託者は、信託財産に属する株式の時価総額と親投資信託の信託財産に属する当該株式の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額が、信託財産の純資産総額の100分の10を超えることとなる投資の指図をしません。
- ⑤ 第4項において信託財産に属するとみなした額とは、信託財産に属する親投資信託の受益証券の時価総額に親投資信託の信託財産の純資産総額に占める当該資産の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。

(受託者の自己との取引)

第 15 条の2 受託者は、受益者の保護に支障を生じることがないものであり、かつ信託業法、投資信託及び投資法人に関する法律ならびに関連法令に反しない場合には、委託者の指図により、投資信託財産と、受託者との間で、第 33 条に掲げる取引を行うことができます。

(運用の基本方針)

第 16 条 委託者は、信託財産の運用にあたっては、別に定める運用の基本方針に従って、その指 図を行います。

(投資する株式の範囲)

第 17 条 委託者が投資することを指図する株式は、取引所に上場されている株式の発行会社の発行するものとします。ただし、株主割当または社債権者割当により取得する株式については、この限りではありません。

(同一銘柄の株式への投資制限)

- 第 18 条 委託者は、信託財産に属する同一銘柄の株式の時価総額と親投資信託の信託財産に属する当該同一銘柄の株式の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額が、信託財産の純資産総額の 100 分の 5 を超えることとなる投資の指図をしません。
 - ② 第1項において信託財産に属するとみなした額とは、信託財産に属する親投資信託の受益証券の時価総額に親投資信託の信託財産の純資産総額に占める当該資産の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。

(信用取引の指図範囲)

- 第 19 条 委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、信用取引により株券を売付けること の指図をすることができます。なお、当該売付けの決済については、株券の引渡しまたは 買戻しにより行うことの指図をすることができるものとします。
 - ② 第1項の信用取引の指図は、当該売付けに係る建玉の時価総額と親投資信託の信託財産に属する当該売付けに係る建玉の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額(信託財産に属する親投資信託の受益証券の時価総額に親投資信託の信託財産の純資産総額に占める当該売付けに係る建玉の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。)との合計額が信託財産の純資産総額の範囲内とします。
 - ③ 信託財産の一部解約等の事由により、第2項の売付けに係る建玉の時価総額の合計額が 信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託者は速やかに、その超える額 に相当する売付けの一部を決済するための指図をするものとします。

(先物取引等の運用指図)

- 第20条 委託者は、わが国の取引所における有価証券先物取引(金融商品取引法第28条第8項第3号イに掲げるものをいいます。)、有価証券指数等先物取引(金融商品取引法第28条第8項第3号ロに掲げるものをいいます。)ならびに有価証券オプション取引(金融商品取引法第28条第8項第3号ハに掲げるものをいいます。)および外国の取引所におけるこれらの取引と類似の取引を行うことの指図をすることができます。なお、選択権取引はオプション取引に含めて取り扱うものとします(以下同じ。)。
 - ② 委託者は、わが国の取引所における通貨に係る先物取引ならびにオプション取引および 外国の取引所における通貨に係るこれらの取引と類似の取引を行うことの指図をすること ができます。
 - ③ 委託者は、わが国の取引所における金利に係る先物取引ならびにオプション取引および 外国の取引所におけるこれらの取引と類似の取引を行うことの指図をすることができま す。

(スワップ取引の運用指図)

- 第21条 委託者は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するためならびに価格変動リスク および為替変動リスクを回避するため、異なった通貨、異なった受取金利または異なった 受取金利とその元本を一定の条件のもとに交換する取引(以下「スワップ取引」といいま す。)を行うことの指図をすることができます。
 - ② スワップ取引の指図にあたっては、当該取引の契約期限が原則として第3条に定める信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。
 - ③ スワップ取引の指図にあたっては、当該信託財産に係るスワップ取引の想定元本の総額と親投資信託の信託財産に係るスワップ取引の想定元本の総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額(以下「スワップ取引の想定元本の合計額」といいます。以下本項において同じ。)が、信託財産の純資産総額を超えないものとします。なお、信託財産の一部解約等の事由により、上記純資産総額が減少して、スワップ取引の想定元本の合計額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託者は速やかに、その超える

額に相当するスワップ取引の一部の解約を指図するものとします。

- ④ 第3項において、親投資信託の信託財産に係るスワップ取引の想定元本の総額のうち信託財産に属するとみなした額とは、信託財産に属する親投資信託の受益証券の時価総額に親投資信託の信託財産の純資産総額に占める当該スワップ取引の想定元本の総額の割合を乗じて得た額をいいます。
- ⑤ スワップ取引の評価は、当該取引契約の相手方が市場実勢金利などをもとに算出した価額で評価するものとします。
- ⑥ 委託者は、スワップ取引を行うにあたり担保の提供あるいは受け入れが必要と認めたと きは、担保の提供あるいは受け入れの指図を行うものとします。

(金利先渡取引および為替先渡取引の運用指図)

- 第 22 条 委託者は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するためならびに価格変動リスク および為替変動リスクを回避するため、金利先渡取引および為替先渡取引を行うことの指 図をすることができます。
 - ② 金利先渡取引および為替先渡取引の指図にあたっては、当該取引の決済日が、原則として第3条に定める信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。
 - ③ 金利先渡取引および為替先渡取引の評価は、当該取引契約の相手方が市場実勢金利等をもとに算出した価額で評価するものとします。
 - ④ 委託者は、金利先渡取引および為替先渡取引を行うにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めたときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行うものとします。

(有価証券の貸付の指図および範囲)

- 第 23 条 委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、信託財産に属する株式および公社債 を第1号および第2号の範囲内で貸付けることの指図をすることができます。
 - 1. 株式の貸付は、貸付時点において、貸付株式の時価合計額が、信託財産で保有する株式の時価合計額の50%を超えないものとします。
 - 2. 公社債の貸付は、貸付時点において、貸付公社債の額面金額の合計額が、信託財産で保有する公社債の額面金額の合計額の50%を超えないものとします。
 - ② 第1項第1号および第2号に定める限度額を超えることとなった場合には、委託者は、 速やかにその超える額に相当する契約の一部の解約を指図するものとします。
 - ③ 委託者は、有価証券の貸付にあたって必要と認めたときは、担保の受入れの指図を行うものとします。

(特別の場合の外貨建有価証券への投資制限)

第 24 条 外貨建有価証券への投資については、わが国の国際収支上の理由等により特に必要と認められる場合には、制約されることがあります。

(外国為替予約の指図)

- 第 25 条 委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、外国為替の売買の予約取引の指図を することができます。
 - ② 第1項の予約取引の指図は、信託財産に係る為替の買予約の合計額と売予約の合計額と の差額につき円換算した額が、信託財産の純資産総額を超えないものとします。ただし、 信託財産に属する外貨建資産と親投資信託の信託財産に属する外貨建資産のうち信託財

産に属するとみなした額(信託財産に属する親投資信託の受益証券の時価総額に親投資信託の信託財産の純資産総額に占める外貨建資産の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。)との合計額について、為替変動リスクを回避するために行う当該予約取引の指図については、この限りではありません。

③ 第2項の限度額を超えることとなった場合には、委託者は所定の期間内に、その超える額に相当する為替予約の一部を解消するための外国為替の売買の予約取引の指図をするものとします。

(信託業務の委託等)

- 第 26 条 受託者は、委託者と協議のうえ、信託業務の一部について、信託業法第 22 条第 1 項に定める信託業務の委託をするときは、以下に掲げる基準のすべてに適合するもの(受託者の利害関係人(金融機関の信託業務の兼営等に関する法律にて準用する信託業法第 29 条第 2 項第 1 号に規定する利害関係人をいいます。以下この条において同じ。)を含みます。)を委託先として選定します。
 - 1. 委託先の信用力に照らし、継続的に委託業務の遂行に懸念がないこと
 - 2. 委託先の委託業務に係る実績等に照らし、委託業務を確実に処理する能力があると認められること
 - 3. 委託される信託財産に属する財産と自己の固有財産その他の財産とを区分する等の管理を行なう体制が整備されていること
 - 4. 内部管理に関する業務を適正に遂行するための体制が整備されていること
 - ② 受託者は、前項に定める委託先の選定にあたっては、当該委託先が前項各号に掲げる基準に適合していることを確認するものとします。
 - ③ 前2項にかかわらず、受託者は、次の各号に掲げる業務(裁量性のないものに限ります。) を、受託者および委託者が適当と認める者(受託者の利害関係人を含みます。)に委託することができるものとします。
 - 1. 信託財産の保存に係る業務
 - 2. 信託財産の性質を変えない範囲内において、その利用または改良を目的とする業務
 - 3. 委託者のみの指図により信託財産の処分およびその他の信託の目的の達成のために必要な行為に係る業務
 - 4. 受託者が行なう業務の遂行にとって補助的な機能を有する行為

(有価証券の保管)

第 27 条 (削除)

(混蔵寄託)

第28条 金融機関または証券会社(金融商品取引法第28条第1項に規定する第一種金融商品取引業を行う者および外国の法令に準拠して設立された法人でこの者に類する者をいいます。以下本条において同じ。)から、売買代金および償還金等について円貨で約定し円貨で決済する取引により取得した外国において発行された譲渡性預金証書またはコマーシャル・ペーパーは、当該金融機関または証券会社が保管契約を締結した保管機関に当該金融機関または証券会社の名義で混蔵寄託できるものとします。

(一括登録)

第29条 (削除)

(信託財産の登記等および記載等の留保等)

- 第 30 条 信託の登記または登録をすることができる信託財産については、信託の登記または登録をすることとします。ただし、受託者が認める場合は、信託の登記または登録を留保することがあります。
 - ② 前項ただし書きにかかわらず、受益者保護のために委託者または受託者が必要と認めるときは、速やかに登記または登録をするものとします。
 - ③ 信託財産に属する旨の記載または記録をすることができる信託財産については、信託 財産に属する旨の記載または記録をするとともに、その計算を明らかにする方法により 分別して管理するものとします。ただし、受託者が認める場合は、その計算を明らかに する方法により分別して管理することがあります。
 - ④ 動産(金銭を除きます。)については、外形上区別することができる方法によるほか、 その計算を明らかにする方法により分別して管理することがあります。

(一部解約の請求および有価証券売却等の指図)

第 31 条 委託者は、信託財産に属する親投資信託の受益証券に係る信託契約の一部解約の請求および信託財産に属する有価証券の売却等の指図ができます。

(再投資の指図)

第32条 委託者は、第31条の規定による一部解約の代金および売却代金、有価証券に係る償還金等、株式の清算分配金、有価証券等に係る利子等、株式の配当金およびその他の収入金を再投資することの指図ができます。

(資金の借入れ)

- 第 33 条 委託者は、信託財産の効率的な運用ならびに運用の安定性に資するため、一部解約に伴う支払資金の手当て(一部解約に伴う支払資金の手当てのために借入れた資金の返済を含みます。)を目的として、または再投資に係る収益分配金の支払資金の手当てを目的として、資金借入れ(コール市場を通じる場合を含みます。)の指図を行うことができます。なお、当該借入金をもって有価証券等の運用は行わないものとします。
 - ② 一部解約に伴う支払資金の手当てに係る借入期間は、受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の売却代金の受渡日までの間または受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の解約代金入金日までの間もしくは受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の償還金の入金日までの期間が5営業日以内である場合の当該期間とし、資金借入額は当該有価証券等の売却代金、有価証券等の解約代金および有価証券等の償還金の合計額を限度とします。ただし、資金の借入額は、借入指図を行う日における信託財産の純資産総額の10%を超えないこととします。
 - ③ 収益分配金の再投資に係る借入期間は、信託財産から収益分配金が支弁される日からその翌営業日までとし、資金借入額は収益分配金の再投資額を限度とします。
 - ④ 借入金の利息は信託財産中より支弁します。

(損益の帰属)

第 34 条 委託者の指図に基づく行為により信託財産に生じた利益および損失は、すべて受益者に 帰属します。

(受託者による資金の立て替え)

- 第 35 条 信託財産に属する有価証券について、借替、新株発行または株式割当がある場合で、委託者の申し出があるときは、受託者は資金の立て替えをすることができます。
 - ② 信託財産に属する有価証券に係る償還金等、株式の清算分配金、有価証券等に係る利子等、株式の配当金およびその他の未収入金で、信託終了日までにその金額を見積りうるものがあるときは、受託者がこれを立て替えて信託財産に繰入れることができます。
 - ③ 第1項および第2項の立替金の決済および利息については、受託者と委託者との協議によりそのつど別にこれを定めます。

(信託の計算期間)

- 第 36 条 この信託の計算期間は、毎年 10 月 17 日から翌年 10 月 16 日までとすることを原則とします。 ただし、第 1 期の計算期間は平成 12 年 12 月 22 日から平成 13 年 10 月 16 日までとします。
 - ② 第1項の規定にかかわらず、第1項の原則により各計算期間終了日に該当する日(以下「該当日」といいます。)が休業日のときは、各計算期間終了日は該当日の翌営業日とし、その翌日より次の計算期間が開始されるものとします。ただし、最終計算期間の終了日は、第3条に定める信託期間の終了日とします。

(信託財産に関する報告)

- 第 37 条 受託者は、毎計算期末に損益計算を行い、信託財産に関する報告書を作成して、これを 委託者に提出します。
 - ② 受託者は、信託終了のときに最終計算を行い、信託財産に関する報告書を作成して、これを委託者に提出します。

(信託事務の諸費用)

- 第 38 条 信託財産に関する租税および信託財産の財務諸表の監査に要する費用(消費税等に相当する金額を含みます。)等の、信託事務の処理に要する諸費用および受託者の立て替えた立替金の利息(以下「諸経費」といいます。)は、受益者の負担とし、信託財産中から支弁します。
 - ② 第1項における信託財産の財務諸表の監査に要する費用は第36条に規定する計算期間を通じて毎日、信託財産の純資産総額に一定率を乗じて計算し、毎計算期末または信託終了のときに信託財産中から支弁します。
 - ③ 第2項の信託財産の財務諸表の監査に要する費用に係る消費税等に相当する金額を当該 費用支弁のときに、信託財産中から支弁します。

(信託報酬等の額および支弁の方法)

- 第39条 委託者および受託者の信託報酬の総額は、第36条に規定する計算期間を通じて毎日、信 託財産の純資産総額に10,000分の120の率を乗じて得た額とします。
 - ② 第1項の信託報酬は、毎計算期間の最初の6ヵ月終了日(当該終了日が休業日の場合はその翌営業日とします。)および毎計算期末または信託終了のとき信託財産中から支弁するものとし、委託者と受託者との間の配分は別に定めます。
 - ③ 第1項の信託報酬に係る消費税等に相当する金額を信託報酬支弁のときに、信託財産中から支弁します。
 - ④ 第 15 条に規定する親投資信託の運用の指図に関する権限の委託を受けたものが受ける

報酬額は、第1項に基づいて委託者が受ける報酬から支弁するものとし、その支弁の時期は、親投資信託の毎計算期間の最初の6ヵ月終了日および毎計算期末または信託終了のときから2ヵ月以内の委託者の指定する日とします。

⑤ 第4項に規定する報酬額は、親投資信託の計算期間を通じて毎日、親投資信託の信託財産の純資産総額に年10,000分の50以内の率を乗じて得た報酬の総額に、親投資信託の受益権総口数に占める信託財産に属する親投資信託の受益権口数の持分割合を乗じて得た額とします。

(収益の分配方式)

- 第40条 信託財産から生じる毎計算期末における利益は、次の方法により処理します。
 - 1. 配当金、利子、貸付有価証券に係る品貸料およびこれらに類する収益から支払利息を控除した額(以下「配当等収益」といいます。)は、諸経費、信託報酬および当該信託報酬に係る消費税等に相当する金額を控除した後、その残額を受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配金にあてるため、その一部を分配準備積立金として積み立てることができます。
 - 2. 売買損益に評価損益を加減した利益金額(以下「売買益」といいます。)は、諸経費、信託報酬および当該信託報酬に係る消費税等に相当する金額を控除し、繰越欠損金のあるときは、その全額を売買益をもって補てんした後、受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配にあてるため、分配準備積立金として積み立てることができます。
 - ② 毎計算期末において、信託財産につき生じた損失は、次期に繰り越します。

(収益分配金の再投資等)

第 41 条 (削除)

(委託者の自らの募集にかかる受益権の口座管理機関)

第42条 委託者は、委託者の自らの募集に係る受益権について、口座管理機関を指定し、振替口 座簿への記載または登録等に関する業務を委任することができます。

(収益分配金、償還金および一部解約金の払い込みと支払いに関する受託者の免責)

- 第43条 受託者は、収益分配金については原則として毎計算期間終了日の翌営業日に、償還金(信託終了時における信託財産の純資産総額を受益権総口数で除した額をいいます。以下同じ。)については第44条第1項に規定する支払開始日までに、一部解約金(第46条第5項の一部解約の価額に当該一部解約口数を乗じて得た額。以下「一部解約金」といいます。)については第44条第2項に規定する支払日までに、その全額を委託者の指定する預金口座等に払い込みます。
 - ② 受託者は、第1項の規定により委託者の指定する預金口座等に収益分配金、償還金および一部解約金を払い込んだ後は、受益者に対する支払いにつき、その責に任じません。

(収益分配金、償還金および一部解約金の支払い)

第44条 償還金は、信託終了日後1ヵ月以内の委託者の指定する日から、信託終了日において振 替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者(信託終了日以前において一部 解約が行なわれた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該信託終了日以前に設定さ れた受益権で取得申込代金支払前のため委託者、委託者の指定する証券会社または登録金 融機関の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とし ます。)に支払います。なお、当該受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対し て委託者がこの信託の償還をするのと引き換えに、当該償還に係る受益権の口数と同口数の抹消の申請を行なうものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行なわれます。また、受益証券を保有している受益者に対しては、償還金は、信託終了日後1ヵ月以内の委託者の指定する日から受益証券と引き換えに当該受益者に支払います。

- ② 一部解約金は、第 46 条第1項の受益者の請求を受け付けた日から起算して、原則として、5営業日目から当該受益者に支払います。
- ③ 収益分配金は、毎計算期間終了日後1ヵ月以内の委託者の指定する日から、毎計算期間の末日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者(当該収益分配金にかかる計算期間の末日以前において一部解約が行われた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該収益分配金にかかる計算期間の末日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため委託者、委託者の指定する証券会社または登録金融機関の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とします。)に支払います。
- ④ 前各項に規定する収益分配金、償還金および一部解約金の支払いは、委託者、委託者の 指定する証券会社または登録金融機関の営業所等において行うものとします。
- ⑤ 収益分配金、償還金および一部解約金に係る収益調整金は、原則として、各受益者毎の信託時の受益権の価額等に応じて計算されるものとします。
- ⑥ 第5項に規定する「収益調整金」は、所得税法施行令第27条の規定によるものとし、各受益者毎の信託時の受益権の価額と元本との差額をいい、原則として、追加信託のつど当該口数により加重平均され、収益分配のつど調整されるものとします。また、「各受益者毎の信託時の受益権の価額等」とは、原則として、各受益者毎の信託時の受益権の価額をいい、追加信託のつど当該口数により加重平均され、収益分配のつど調整されるものとします。
- ⑦ 委託者は第3項の規定にかかわらず、別に定める契約に基づいて収益分配金を再投資する受益者に対しては、受託者が委託者の指定する預金口座等に払い込むことにより、原則として、毎計算期間終了日の翌営業日に、収益分配金が委託者の指定する証券会社または登録金融機関に交付されます。この場合、委託者の指定する証券会社または登録金融機関は、受益者に対し遅滞なく収益分配金の再投資にかかる受益権の売付けを行います。当該売付けにより増加した受益権は、第9条第3項の規定にしたがい、振替口座簿に記載または記録されます。
- ⑧ 委託者は第3項の規定にかかわらず、委託者の自らの募集に応じた受益者に帰属する受益権にかかる収益分配金(受益者が自己に帰属する受益権の全部もしくは一部の口数について、委託者に対し、この信託の収益分配金の再投資にかかる受益権の取得の申し込みをしないことをあらかじめ申し出た場合において、委託者が当該申し出を受け付けた受益権にかかる収益分配金を除きます。)をこの信託の受益権の取得申込金として、各受益者ごとに当該収益分配金の再投資にかかる受益権の取得の申し込みに応じたものとします。当該取得申込により増加した受益権は、第9条第3項の規定にしたがい、振替口座簿に記載または記録されます。

(収益分配金および償還金の時効)

第45条 受益者が、収益分配金については第44条第3項に規定する支払開始日から5年間その支

払いを請求しないとき、ならびに信託終了による償還金について、第 44 条第 1 項に規定する支払開始日から 10 年間その支払いを請求しないときは、その権利を失い、受託者から交付を受けた金銭は委託者に帰属します。

(信託契約の一部解約)

- 第46条 受益者は、自己に帰属する受益権につき、委託者に1口単位をもって一部解約の実行の請求をすることができます。
 - ② 平成 19 年1月4日以降の信託契約の一部解約に係る一部解約の実行の請求を受益者がするときは、委託者、委託者の指定する証券会社または登録金融機関に対し、振替受益権をもって行なうものとします。ただし、平成 19 年1月4日以降に一部解約金が受益者に支払われることとなる一部解約の実行の請求で、平成 19 年1月4日前に行なわれる当該請求については、振替受益権となることが確実な受益証券をもって行なうものとします。
 - ③ 委託者は、第1項の規定にかかわらず、ニューヨーク証券取引所の休場日またはニューョークの銀行の休業日においては、一部解約の実行の請求を受け付けないものとします。
 - ④ 委託者は、第1項の一部解約の実行の請求を受け付けた場合には、この信託契約の一部を解約します。なお、第1項の一部解約の実行の請求を行なう受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して当該受益者の請求に係るこの信託契約の一部解約を委託者が行なうのと引き換えに、当該一部解約に係る受益権の口数と同口数の抹消の申請を行なうものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行なわれます。
 - ⑤ 第4項の一部解約の価額は、一部解約の実行の請求日の翌営業日の基準価額から、当該 基準価額に10,000分の20の率を乗じて得た額を信託財産留保額として控除した価額とし ます。
 - ⑥ 委託者は、取引所における取引の停止、外国為替取引の停止その他やむを得ない事情が あるときは第1項による一部解約の実行の請求の受付を中止することができます。
 - ⑦ 第6項により一部解約の実行の請求の受付が中止された場合には、受益者は当該受付中 止以前に行った当日の一部解約の実行の請求を撤回できます。ただし、受益者がその一部 解約の実行の請求を撤回しない場合には、当該受益権の一部解約の価額は、当該受付中止 を解除した後の最初の基準価額の計算日に一部解約の実行の請求を受付けたものとし、第 5項の規定に準じて算出した価額とします。
 - ® 委託者は、信託契約の一部を解約することにより、受益権の総口数が5億口を下回ることとなった場合には、受託者と合意のうえ、この信託契約を解約し、信託を終了させることができます。この場合において、委託者は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。
 - ⑨ 委託者は、第8項の事項について、あらかじめ、解約しようとする旨を公告し、かつ、その旨を記載した書面をこの信託契約に係る知られたる受益者に対して交付します。ただし、この信託契約に係るすべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行ないません。
 - ⑩ 第9項の公告および書面には、受益者で異議のある者は一定の期間内に委託者に対して 異議を述べるべき旨を付記します。なお、一定の期間は一月を下らないものとします。
 - ① 第 10 項の一定の期間内に異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権の総口数の二分

- の一を超えるときは、第8項の信託契約の解約をしません。
- ② 委託者は、この信託契約の解約をしないこととしたときは、解約しない旨およびその理由を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面を知られたる受益者に対して交付します。 ただし、すべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。
- ③ 第10項から第12項までの規定は、信託財産の状態に照らし、真にやむを得ない事情が 生じている場合であって、第10項の一定の期間が一月を下らずにその公告および書面の 交付を行うことが困難な場合には適用しません。

(質権口記載又は記録の受益権の取り扱い)

第46条の2 振替機関等の振替口座簿の質権口に記載または記録されている受益権にかかる収益分配金の支払い、一部解約の実行の請求の受付け、一部解約金および償還金の支払い等については、この約款によるほか、民法その他の法令等にしたがって取り扱われます。

(信託契約の解約)

- 第47条 委託者は、第3条の規定による信託終了前にこの信託契約を解約することが受益者のため有利であると認めるとき、またはやむを得ない事情が発生したときは、受託者と合意のうえ、この信託契約を解約し、信託を終了させることができます。この場合において、委託者は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。
 - ② 委託者は、第1項の事項について、あらかじめ、解約しようとする旨を公告し、かつ、その旨を記載した書面をこの信託契約に係る知られたる受益者に対して交付します。ただし、この信託契約に係るすべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行ないません。
 - ③ 第2項の公告および書面には、受益者で異議のある者は一定の期間内に委託者に対して 異議を述べるべき旨を付記します。なお、一定の期間は一月を下らないものとします。
 - ④ 第3項の一定の期間内に異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権の総口数の二分の 一を超えるときは、第1項の信託契約の解約をしません。
 - ⑤ 委託者は、この信託契約の解約をしないこととしたときは、解約しない旨およびその理由を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面を知られたる受益者に対して交付します。 ただし、すべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。
 - ⑥ 第3項から第5項までの規定は、信託財産の状態に照らし、真にやむを得ない事情が生じている場合であって、第3項の一定の期間が一月を下らずにその公告および書面の交付を行うことが困難な場合には適用しません。

(信託契約に関する監督官庁の命令)

- 第48条 委託者は、監督官庁よりこの信託契約の解約の命令を受けたときは、その命令に従い、 この信託契約を解約し信託を終了させます。
 - ② 委託者は、監督官庁の命令に基づいてこの信託約款を変更しようとするときは、第52条の規定にしたがいます。

(委託者の登録取り消し等に伴う取り扱い)

- 第49条 委託者が監督官庁より登録の取り消しを受けたとき、解散したときまたは業務を廃止したときは、委託者は、この信託契約を解約し、信託を終了させます。
 - ② 第1項の規定にかかわらず、監督官庁がこの信託契約に関する委託者の業務を他の投資信託委託会社に引き継ぐことを命じたときは、この信託は、第52条第4項に該当する場

合を除き、当該投資信託委託会社と受託者との間において存続します。

(委託者の事業の譲渡および承継に伴う取り扱い)

- 第50条 委託者は、事業の全部又は一部を譲渡することがあり、これに伴い、この信託契約に関する事業を譲渡することがあります。
 - ② 委託者は、分割により事業の全部又は一部を承継させることがあり、これに伴い、この 信託契約に関する事業を承継させることがあります。

(受託者の辞任および解任に伴う取り扱い)

- 第51条 受託者は、委託者の承諾を受けてその任務を辞任することができます。受託者がその任務に背いた場合、その他重要な事由が生じたときは、委託者または受益者は、裁判所に受託者の解任を請求することができます。受託者が辞任した場合、または裁判所が受託者を解任した場合、委託者は、第52条の規定に従い、新受託者を選任します。
 - ② 委託者が新受託者を選任できないときは、委託者はこの信託契約を解約し、信託を終了させます。

(信託約款の変更)

- 第52条 委託者は、受益者の利益のため必要と認めるとき、またはやむを得ない事情が発生した ときは、受託者と合意のうえ、この信託約款を変更することができるものとし、あらかじ め、変更しようとする旨およびその内容を監督官庁に届け出ます。
 - ② 委託者は、第1項の変更事項のうち、その内容が重大なものについて、あらかじめ、変更しようとする旨およびその内容を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面をこの信託約款に係る知られたる受益者に対して交付します。ただし、この信託約款に係るすべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として公告を行いません。
 - ③ 第2項の公告および書面には、受益者で異議のある者は一定の期間内に委託者に対して 異議を述べるべき旨を付記します。なお、一定の期間は一月を下らないものとします。
 - ④ 第3項の一定の期間内に異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権の総口数の二分の 一を超えるときは、第1項の信託約款の変更をしません。
 - ⑤ 委託者は、当該信託約款の変更をしないこととしたときは、変更しない旨およびその理由を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面を知られたる受益者に対して交付します。 ただし、すべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。

(反対者の買取請求権)

- 第 52 条の 2 第 46 条に規定する信託契約の解約、第 47 条に規定する信託契約の解約または第 52 条に規定する信託約款の変更を行う場合において、第 46 条第 10 項、第 47 条第 3 項または第 52 条第 3 項の一定の期間内に委託者に対して異議を述べた受益者は、受託者に対し、自己に帰属する受益権を、信託財産をもって買い取るべき旨を請求することができます。なお、受益者は当該請求をするときは、委託者、委託者の指定する証券会社または登録金融機関に対し、振替受益権をもって行うものとします。
 - ② 第1項の請求の取り扱いは、委託者と受託者の協議により定めた手続きにより行うものとします。

(公告)

第53条 委託者が受益者に対してする公告は、日本経済新聞に掲載します。

(運用状況に係る情報の提供)

- 第53条の2 委託者は、投資信託及び投資法人に関する法律第14条第1項に定める事項に係る情報を電磁的方法により提供します。
 - ② 前項の規定にかかわらず、委託者は、受益者から前項に定める情報の提供について、書面の交付の方法による提供の請求があった場合には、当該方法により行うものとします。

(信託約款に関する疑義の取り扱い)

第54条 この信託約款の解釈について疑義が生じたときは、委託者と受託者との協議により定めます。

(付則)

- 第1条 平成18年12月29日現在の信託約款第9条、第10条、第12条から第14条まで、第42 条の規定および受益権と読み替えられた受益証券に関する規定は、委託者がやむを得ない事 情等により受益証券を発行する場合には、なおその効力を有するものとします。
- 第2条 第22条に規定する「金利先渡取引」は、当事者間において、あらかじめ将来の特定の目(以下「決済日」といいます。)における決済日から一定の期間を経過した日(以下「満期日」といいます。)までの期間に係る国内または海外において代表的利率として公表される預金契約または金銭の貸借契約に基づく債権の利率(以下「指標利率」といいます。)の数値を取り決め、その取り決めに係る数値と決済日における当該指標利率の現実の数値との差にあらかじめ元本として定めた金額および当事者間で約定した日数を基準とした数値を乗じた額を決済日における当該指標利率の現実の数値で決済日における現在価値に割り引いた額の金銭の授受を約する取引をいいます。
 - ② 第22条に規定する「為替先渡取引」は、当事者間において、あらかじめ決済日から満期日までの期間に係る為替スワップ取引(同一の相手方との間で直物外国為替取引および当該直物外国為替取引と反対売買の関係に立つ先物外国為替取引を同時に約定する取引をいいます。以下本条において同じ。)のスワップ幅(当該直物外国為替取引に係る外国為替相場と当該先物外国為替取引に係る外国為替相場との差を示す数値をいいます。以下本条において同じ。)を取り決め、その取り決めに係るスワップ幅から決済日における当該為替スワップ取引の現実のスワップ幅を差し引いた値にあらかじめ元本として定めた金額を乗じた額を決済日における指標利率の数値で決済日における現在価値に割り引いた額の金銭またはその取り決めに係るスワップ幅から決済日における当該為替スワップ取引の現実のスワップ幅を差し引いた値にあらかじめ元本として定めた金額を乗じた金額とあらかじめ元本として定めた金額について決済日を受渡日として行った先物外国為替取引を決済日における直物外国為替取引で反対売買したときの差金に係る決済日から満期日までの利息とを合算した額を決済日における指標利率の数値で決済日における現在価値に割り引いた額の金銭の授受を約する取引をいいます。

上記条項により信託契約を締結します。

平成12年12月22日(信託契約締結日)